



那珂川市総合計画 後期基本計画

笑顔で暮らせる自然都市なかがわ
～これからも住み続けたい協働のまちを目指して～

NAKAGAWA CITY MASTER PLAN

2026-2030

令和8年2月
那珂川市行政経営課

ごあいさつ

本市では、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする「那珂川市総合計画」を策定し、「笑顔で暮らせる自然都市なかがわ～これからも住み続けたい協働のまちを目指して～」の実現を目指し、計画的に諸施策を展開し、まちづくりを推進してまいりました。

この度、前期基本計画（5年間）が令和7年度で終了することから、引き続き令和8年度から令和12年度までの5年間のまちづくりの基本的施策を示す「後期基本計画」を策定しました。

総合計画策定時から5年が経過し、更なる少子高齢化の進行、高度情報化の進展などによって、私たちを取り巻く社会情勢が大きく変化している中、住民ニーズは多様化しており、行政には多種多様な施策が求められています。これらの社会情勢をしっかりと受けとめつつ、本市の将来を見据えた施策を展開することで、本市が魅力ある選ばれる自治体になることを目指してまいります。

終わりに、本計画の策定にあたり、審議いただきました那珂川市総合計画審議会の委員の皆さまをはじめ、市議会議員各位、関係された皆さまに深く感謝し、心からお礼申し上げます。

今後とも、皆さまの一層のご理解とご協力をお願いいたします。

令和8年2月



那珂川市長 武末茂喜

第1部

序論

I. 総合計画の概要

1. 計画策定の背景と目的	2
2. 総合計画の性格と役割(基本方針)	2
3. 総合計画の構成・期間	3
4. 総合計画とその他の計画との関連性	4
5. 土地の有効活用	5
6. 基本構想／施策大綱	6

II. 那珂川市を取り巻く現状

1. 社会情勢	7
2. 那珂川市の現状と課題	9

III. 前期基本計画の振り返り

1. 目標指標の達成状況	17
2. 市民満足度調査(令和5年度)	26

IV. 地方創生総合戦略

1. 人口ビジョン	29
2. 第3期総合戦略具体的施策【施策体系図】	31
3. 第3期総合戦略と総合計画後期基本計画における重点施策の位置づけ	33

第2部

後期基本計画

I. 施策体系図・基本計画の見方	35
II. 施策大綱1	38
III. 施策大綱2	61
IV. 施策大綱3	81
V. 施策大綱4	100
VI. 施策大綱5	111

I. はじめに

1. 計画策定の趣旨	124
2. 計画の位置づけ	124
3. 計画期間	124
4. 進捗管理	125

II. 那珂川市の地域特性

1. 市の概況	126
2. 災害危険度	129

III. 地域強靱化の基本的な考え方

1. 基本目標	134
2. 計画の対象とする災害リスク	134
3. 脆弱性評価	135

IV. 強靱化施策の取組方針

1. 施策分野	143
2. 個別施策分野ごとの推進方針	144

I. 那珂川市総合計画審議会	148
II. 基本計画の指標(一覧)	150
III. 語句解説集	156

※ 本冊子内の比率については、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が必ずしも100%にならない場合があります。

第1部 序論

- I. 総合計画の概要
- II. 那珂川市を取り巻く現状
- III. 前期基本計画の振り返り
- IV. 地方創生総合戦略

I. 総合計画の概要

1. 計画策定の背景と目的

那珂川市総合計画(以下、本計画)は、市制施行後初めての総合計画として、令和3(2021)年3月に策定され、「笑顔で暮らせる自然都市なかがわ～これからも住み続けたい協働のまちを目指して～」という将来像のもと、持続可能な行政運営をはじめ、一体感を醸成する協働のまちづくり、子育て支援の充実や自然と都市との共生など、多様化する市民ニーズに対応した住みやすいまちを目指し、施策を推進してきました。

令和3(2021)年度から10年間の計画期間のうち、令和7(2025)年度までの5年間を前期基本計画として取組を進めてきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大後の考え方や働き方の多様化、自然災害の脅威や物価高騰による経済不安、AI* 開発のさらなる進化など、近年の急速な社会変化により、社会の課題や市民のニーズは次々と変わっています。

後期基本計画では、令和12(2030)年度の将来像実現に向け、最新の社会や市の現状を踏まえたさらなる体制強化と新たな施策展開を進めていきます。

2. 総合計画の性格と役割(基本方針)

(1) 総合的かつ計画的な市政運営を図り、もってまちづくりの着実な推進に資する計画

市政の最上位計画として、総合的な視点から市政運営の指針を示し、各施策の成果指標を設定し、施策の着実な推進を図る計画とします。

(2) 社会経済情勢を踏まえた計画

人口減少や超少子高齢社会、多発化する自然災害や感染症の発生など本市を取り巻く社会経済情勢の変化やSDGs*、Society5.0*、国土強靱化* など、新たな国の政策動向などを踏まえた市政運営を示す計画とします。

(3) 市民の誰もがわかりやすい計画

市民にも目指す指針を共有できるよう、わかりやすく、見やすい計画とします。

(4) 市の特性を活かした計画

今後想定される地域課題に対して、本市の特性を活かした施策の展開により、活性化を図る計画とします。

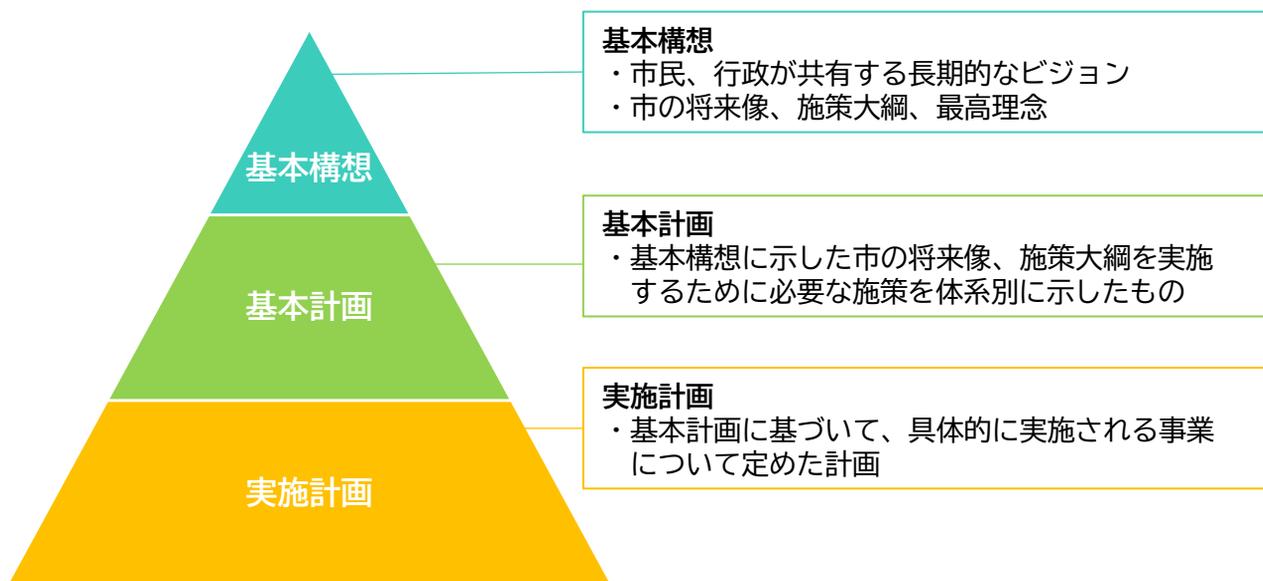
(5) 計画期間10か年の計画

10年間の市の動向を分析し、長期的な視野から市政運営の指針となる計画とします。

I. 総合計画の概要

3. 総合計画の構成・期間

総合計画は、基本構想と基本計画、実施計画により構成し、それぞれの役割と計画期間は下記のとおりです。



総合計画の期間

- ◆ 基本構想：10年 [令和3(2021)年度～令和12(2030)年度]
- ◆ 基本計画：5年 [前期：令和3(2021)年度～令和7(2025)年度]
[後期：令和8(2026)年度～令和12(2030)年度]
- ◆ 実施計画：3か年ローリング方式

	前期					後期				
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
基本構想	← 計画期間(10年間) →									
基本計画	← 前期基本計画(5年間) →					← 後期基本計画(5年間) →				
実施計画	← 実施計画(3か年ローリング方式) →									

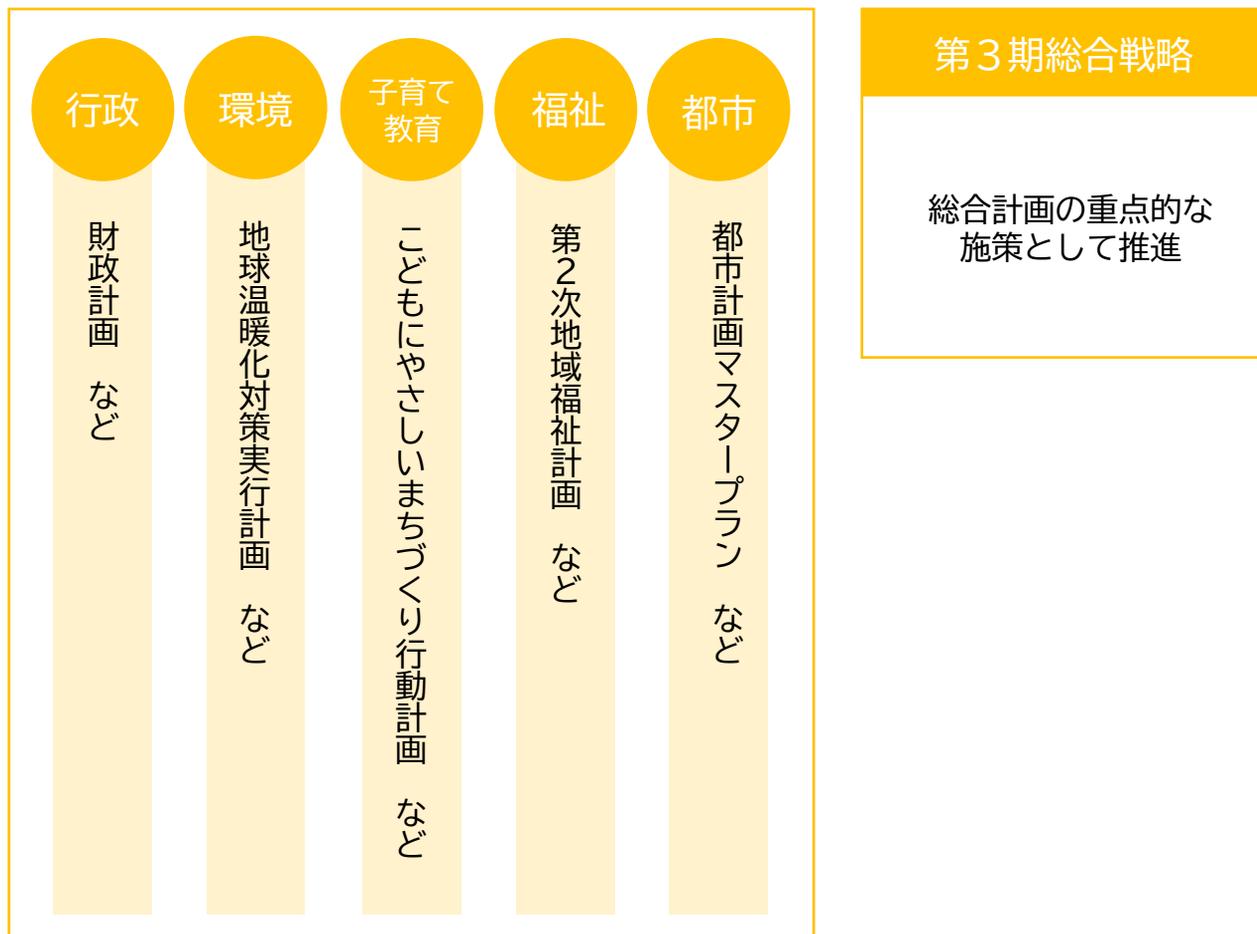
I. 総合計画の概要

4. 総合計画とその他の計画との関連性

令和7(2025)年度を計画初年度とした「第3期那珂川市まち・ひと・しごと創生-人口ビジョン・総合戦略(以下、「第3期総合戦略」)」における、地方創生を推進する施策は本市の総合的な戦略に位置づけられることから、本計画の重点的な施策として計画に反映し取り組みます。

その他、各分野の個別計画の具体的な取組については、本計画に掲げるそれぞれの分野の施策と連動し取り組みます。

総合計画



I. 総合計画の概要

5. 土地の有効活用

「那珂川市都市計画マスタープラン(令和3年度策定)」は、都市計画法に基づく都市計画に関する基本的な方針を示す計画で、本計画や「福岡都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定められています。

◆ 那珂川市都市計画マスタープランの目指す方向

(1) 土地利用区分(整備・保全)の明確化とコンパクトな市街地形成

豊かな自然環境を保全するとともに、都市機能が集積した高質でコンパクトな市街地を維持・形成するために区域区分を保持します。加えて、立地適正化計画に基づいて、中心拠点及び行政・福祉拠点に市街地の魅力を向上させる機能(誘導施設)を誘導し、「まちの質を高める拠点の形成」による市街地の利便性の向上を図ります。

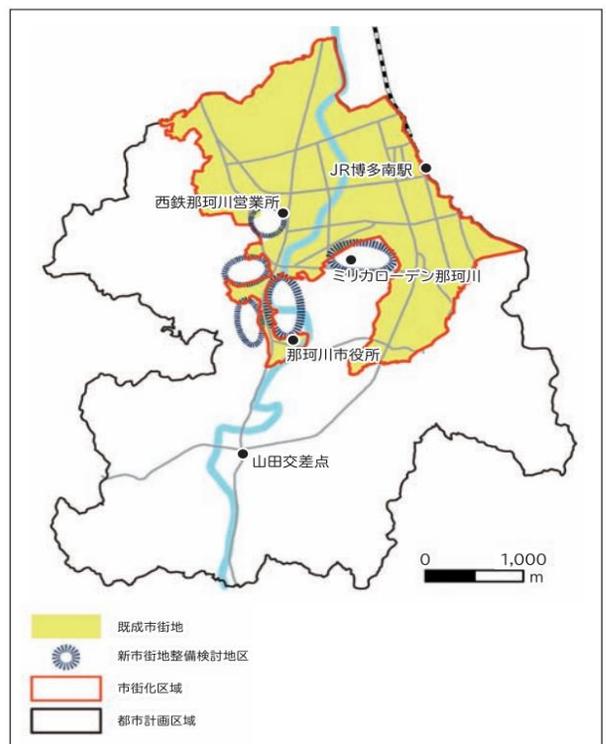
また、中心拠点内の土地の高度利用を促進するとともに、将来的な都市的土地利用の需要を勘案しながら、計画的な新市街地の創出について検討します。

(2) 拠点機能の強化とネットワークの維持・充実

市内に配置された拠点機能の強化とあわせて、拠点にアクセスするためのネットワークの維持・充実を図ります。

(3) 市南部における生活利便性の維持・向上

市街化調整区域や都市計画区域外においても利便性の高い暮らしを確保するため、地域拠点に日常生活に必要な都市機能を維持・誘導するとともに、拠点にアクセスするためのネットワークを維持します。



I. 総合計画の概要

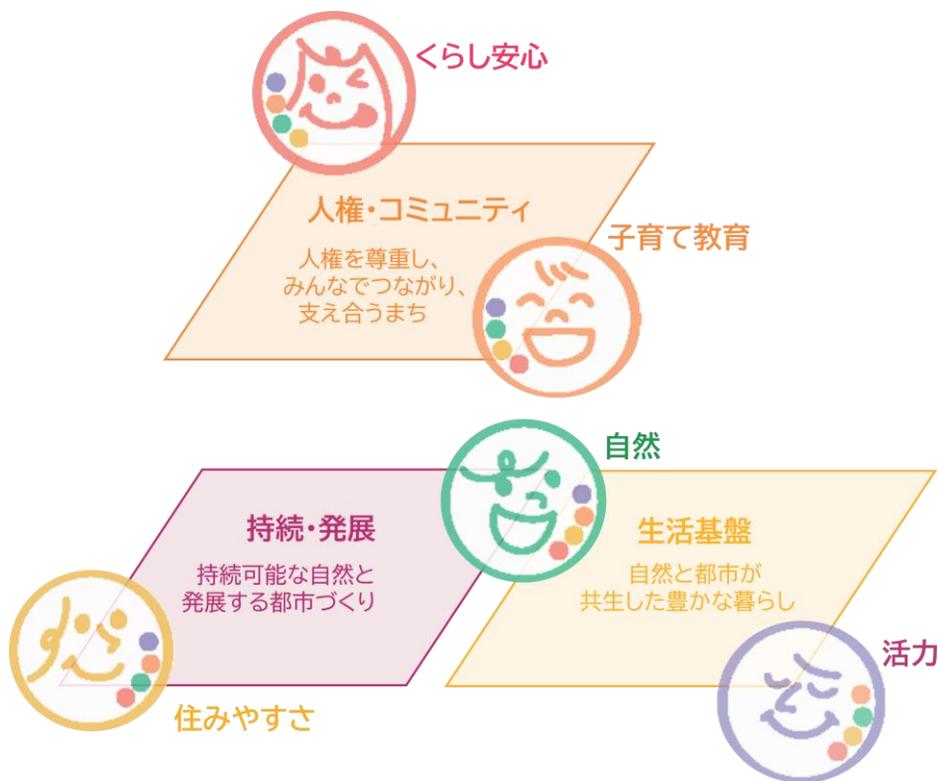
6. 基本構想／施策大綱

まちづくりの将来像

笑顔で暮らせる自然都市なかがわ

～これからも住み続けたい協働のまちを目指して～

将来像への市民の「想い」をまちづくりにつなげていくため、将来像を構成するまちづくりテーマを5つ設定し、施策大綱の柱としてまとめています。



施策大綱1

支え合い、安心に暮らせる
まちづくり



施策大綱4

自然の豊かさを感じるまちづくり



施策大綱2

誰もが学び、育むまちづくり



施策大綱5

地域の資源を活かした
活力あふれるまちづくり



施策大綱3

自然と調和した快適に暮らせる
まちづくり

Ⅱ. 那珂川市を取り巻く現状

1. 社会情勢

(1) 人口減少、超少子高齢社会と生産年齢人口の減少

国立社会保障・人口問題研究所(以下、社人研)が令和5(2023)年に公表した将来推計人口によると、日本の将来人口は令和2(2020)年の1億2,615万人から、令和38(2056)年には、1億人を割って9,965万人となり、さらに令和52(2070)年には8,700万人になるものと推計されています。高齢化率について令和2(2020)年現在が28.6%であり、50年後の令和52(2070年)には38.7%と2.6人に1人が65歳以上の高齢者になると推計されています。

人口減少や超少子高齢社会の進展は、地方都市や大都市によって時期に差がありますが、生産年齢人口の減少は全国的に進んでいます。生産年齢人口の減少は働き手や担い手の不足につながり、経済の更なる縮小や地域活動などの衰退といった課題を生み出します。特に、若年層の減少は新しい世代の価値観や活力の減少につながり、経済だけでなく社会の停滞を生む懸念が生じています。今後は、一人ひとりの付加価値をこれまで以上に増加させ、経済・社会両面でのイノベーション*の創出を図ることが必要となります。

(2) 働き手・働き方の多様化

人口減少を背景として2010年頃から働き手が多様化し、近年では新型コロナウイルス感染症拡大の影響などもあり、働き方の多様化が進展しています。各都市において女性や高齢者などの就業の拡大や就業率の増加が見受けられ、働き方改革*やワーク・ライフ・バランス*を重視した職場環境の整備をはじめ、テレワーク*の導入、フリーランス*や副業の推進など、従来の画一的な働き方に捉われない様々な形態での就労が可能になってきています。

こうした働き手、働き方、ライフスタイルの多様化は、まちで働く人やまちを訪れる人に新たな変化をもたらし、「働く場」として捉えられてきたオフィス街に商業や憩いの空間が求められ、「生活の場」として捉えられてきた住宅街にコワーキングスペース*などのビジネス機能が導入されるなど、まちが果たすべき機能や特徴が大きく変わりつつあります。

(3) 脱炭素社会*の実現

平成27(2015)年にパリ協定が採択されて以降、世界各国において長期的な目標を見据えた地球温暖化対策が進められています。また同年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」にも環境保全に関する目標が組み込まれ、環境問題に対する問題意識が世界に醸成されています。こうした背景から、わが国においても令和3(2021)年に「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として法定化した改正地球温暖化対策推進法が成立し、令和12(2030)年度に温室効果ガスを平成25(2013)年度から46%削減することが目標として設定されました。

本市においては、令和32(2050)年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ那珂川」を令和4(2022)年に宣言し、本市の誇りである豊かな自然を次世代に引き継いでいくため、市全体で地球温暖化対策に取り組むこととしています。

Ⅱ. 那珂川市を取り巻く現状

(4) ソーシャルキャピタル*の低下と多様性

今後、日本では世帯数の減少により単身世帯や高齢者世帯の割合が多くを占めることが予想され、世代間の交流や人とのつながりが希薄化する恐れがあります。現在においても、日本は社会的なつながり（ソーシャルキャピタル）が弱く、孤独を感じている人が増加しているのではないかと指摘が見受けられます。孤独の状態は個人の健康リスクを高めるとともに不寛容な社会をもたらすとされており、世界各国では孤独を社会問題として捉えた対策が進められています。元来、都市は人と人との出会いや交流の場であり、このような環境づくりが一人ひとりの豊かな生活の実現や社会課題の解決にもつながるのではないかと考えられています。

また、都市においても人々の多様化が進み、出入国在留管理庁によると令和6（2024）年末の在留外国人数は376万8,977人で、前年末と比べて35万7,985人増加しています。国籍や障がいの有無、年齢などに関わらず、多様な文化、特性、価値観を持つ人々がともに安心して暮らしていくために、全ての人が互いを尊重し支えあう共生社会の実現が求められます。

(5) Society5.0とまちづくり

IoT*やAI、ロボットといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術が進展してきており、これらの技術革新を産業や社会生活に有効に取り入れることで、様々な社会課題の解決につながると考えられています。日本においては、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く「第5の社会」を意味するSociety5.0の実現を目指し、取組を推進しています。

Society5.0で実現する社会は、IoTですべての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、あらゆる課題や困難を克服することを想定しています。これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人ひとりが快適で活躍できる持続可能な地域社会となることが期待されており、新技術を適切に活用した、人間中心の豊かな生活の実現に寄与するまちづくりが求められています。

(6) 地域の安全・安心に向けた取組

近年、集中豪雨、暴風雪や大規模地震など、気候変動の影響などによる気象の急激な変化や自然災害が頻発しています。予測不能の自然災害の頻発化・激甚化や新たな感染症の発生・流行に加え、子どもや高齢者が狙われる事件やインターネットによる犯罪、高齢者ドライバーによる交通事故の増加などにより、日常生活における安全や安心に対する意識もこれまで以上に高まっています。日本においては、法律に基づき国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく必要があり、地域においては、自助・共助・互助・公助、それぞれの意識や対応力を高めるとともに相互の連携のための体制強化を図り、地域全体の防災・防犯力を向上させる取組を進めていくことが求められています。

また、令和2（2020）年の新型コロナウイルス感染症によるパンデミック*は、日本をはじめ世界中の社会経済情勢に大きなダメージを与えました。このような人獣共通感染症は、人口増加や森林開発、農地化などの土地利用の変化など、人による地球の生態系に影響を及ぼす行為が繰り返され、気候変動の一因となったことから、人と動物との共存領域が変化し、動物の感染症に対する抵抗力を保有しない人にも感染するようになったとされています。

このような状況を予防するため、本市においては「福岡県ワンヘルス*推進基本条例」の理念に基づき、人と動物の健康と環境の健全性を守り、次の世代に本市の豊かな自然を継承してくため、令和7年9月に「那珂川市ワンヘルス推進宣言」を表明しました。

Ⅱ. 那珂川市を取り巻く現状

2. 那珂川市の現状と課題

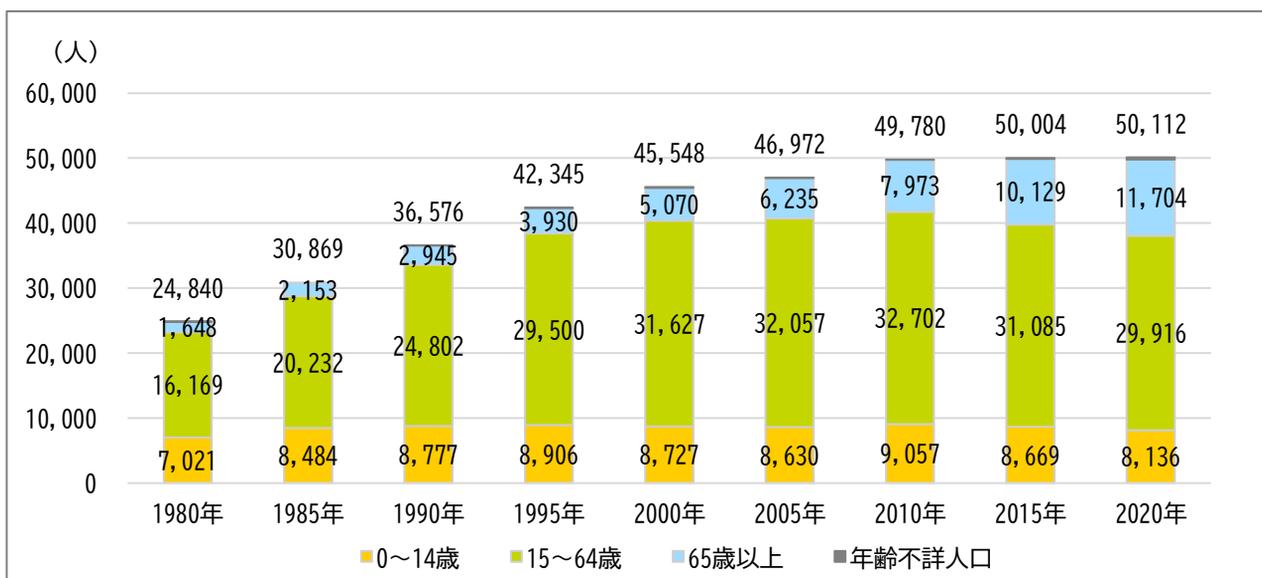
(1) 人口の推移

本市の人口は2020年までは増加傾向にありますが、2010年以降、人口増加が鈍化しています。また、2021年以降は自然動態*・社会動態*ともに減少している一方、人口に占める65歳以上の高齢者の割合は年々大きく増加しており、高齢化が今後深刻化することが予想されます。さらに、DID*(人口集中地区)の人口が約85%を占めていることから、今後も市街地への人口集中が見込まれると同時に、中山間部の人口減少が懸念されます。今後本市に住み続ける人を増やし、市民一体となった協働のまちづくりを進めていくため、住みやすい環境の整備や市内の雇用創出などにより一層注力していく必要があります。

年齢3区分別人口

本市の総人口は、1980年以降増加傾向にあり、2015年に5万人に達しました。0～14歳の人口は1990年以降横ばいの傾向にありましたが、2015年以降は緩やかに減少傾向にあり、割合は2020年で16.2%まで減少しています。15～64歳の人口は2010年まで増加傾向でしたが、それ以降は減少し、割合は2020年に60%を下回りました。65歳以上の人口は1980年以降増加傾向が継続し、2015年には1万人を上回り、割合は全体の20%以上となっています。

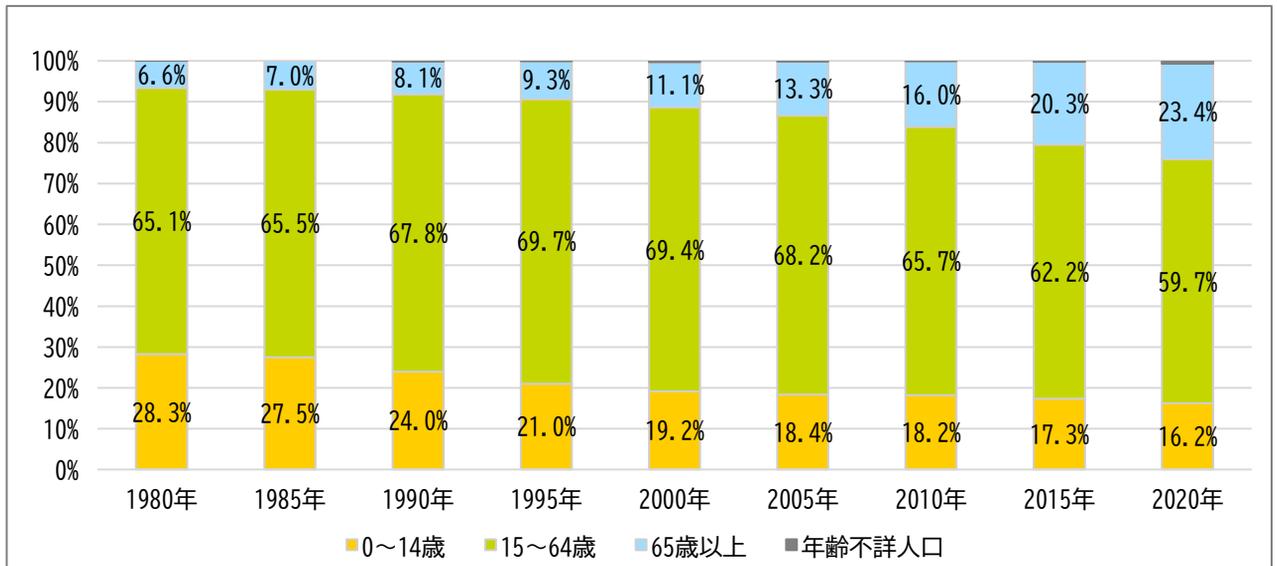
◆ 総人口と年齢3区分別人口の推移



出典：総務省「国勢調査」

Ⅱ. 那珂川市を取り巻く現状

◆ 年齢3区分別人口割合の推移



出典：総務省「国勢調査」

DID(人口集中地区)と行政区別人口

市街地のDID(人口集中地区)の人口は2000年以降継続して増加しており、2000年から2020年では約7,000人の増加となっています。市全域の人口に占める割合は2020年に85%を超えており、人口密度も年々高くなっていることから、今後も市街地の人口集中が見込まれると同時に、中山間部の人口減少が懸念されます。

行政区別で人口推移をみると、ほとんどの区において、2018年から2023年にかけて微減または横ばい推移となっています。なかでも人口が増加している区は市街地に多く、中原区、松木区、今光区に人口が集中していることがわかります。

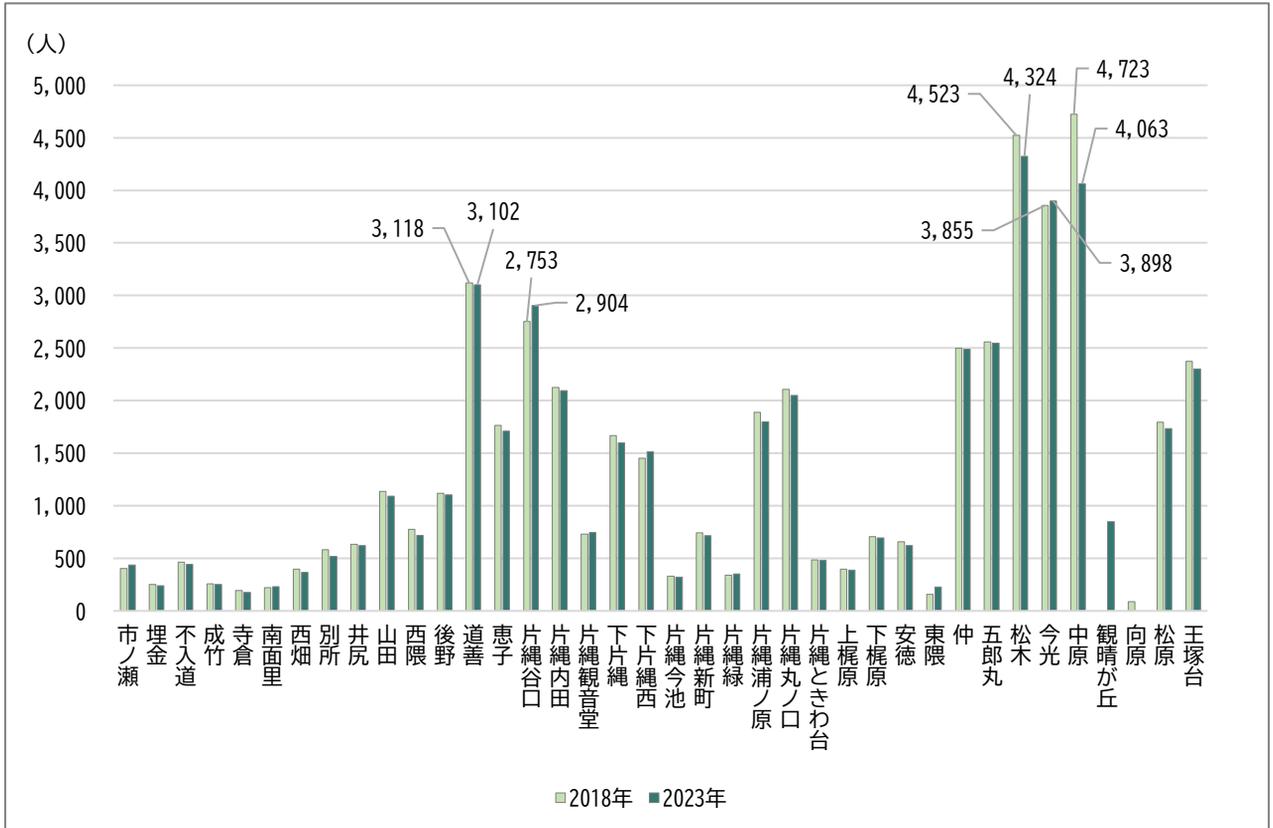
◆ DID(人口集中地区)人口の推移と市全域における割合

	市全域			DID(人口集中地域)				
	人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)	人口(人)	全域に占める割合(%)	面積(km ²)	全域に占める割合(%)	人口密度(人/km ²)
2000年	45,548	74.99	607.4	35,825	78.7	5.12	6.8	6,997.10
2005年	46,972	74.99	626.4	37,808	80.5	5.32	7.1	7,106.80
2010年	49,780	74.99	663.8	41,774	83.9	5.52	7.4	7,513.30
2015年	50,004	74.95	667.2	42,236	84.5	5.56	7.4	7,651.40
2020年	50,112	74.95	668.6	42,926	85.7	5.56	7.4	7,720.50

出典：総務省「国勢調査」

Ⅱ. 那珂川市を取り巻く現状

◆ 行政区別人口の推移



※ 2020年に中原区は、中原区と観晴が丘区に分区し、向原区は観晴が丘区に統合されました。

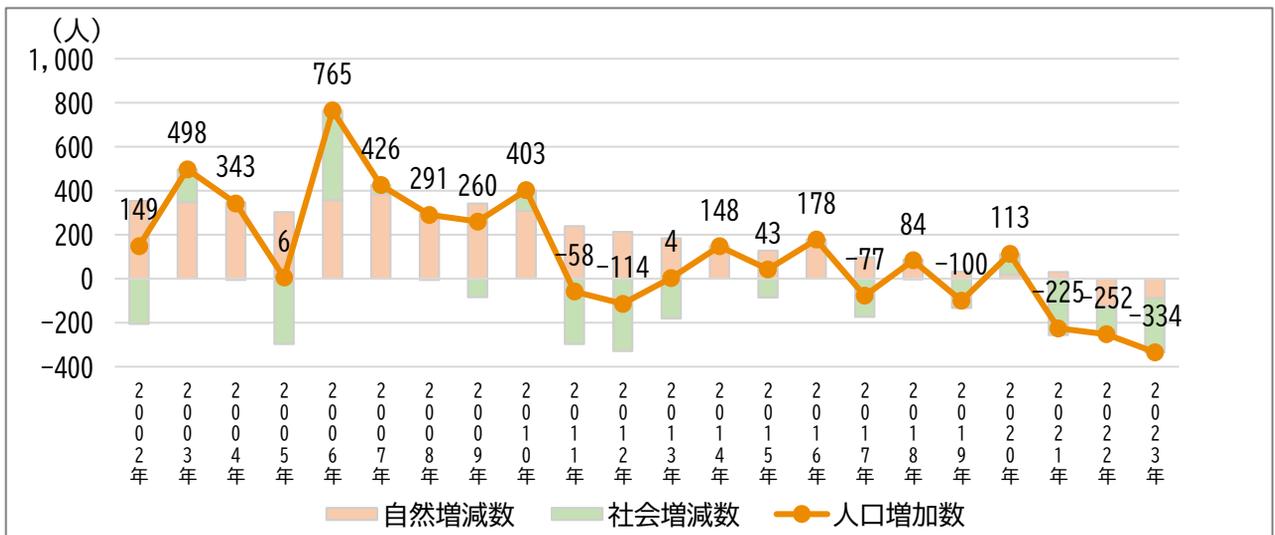
出典：住民基本台帳(各年9月30日現在)

Ⅱ. 那珂川市を取り巻く現状

自然増減・社会増減

自然増減は2010年まではプラス300人前後で推移していましたが、以降は減少を続け、2022年にはマイナスに転じました。社会増減はマイナス200人前後からプラス200人前後まで、年によって大きな差がありますが、2011年以降はマイナス200人近くの社会減となる年が増えています。人口増加数は2011年にマイナスに転じて以降、2010年以前までの増加数を大きく下回る水準で推移し、2021年以降は大幅な人口減となっています。

◆ 人口動態の推移

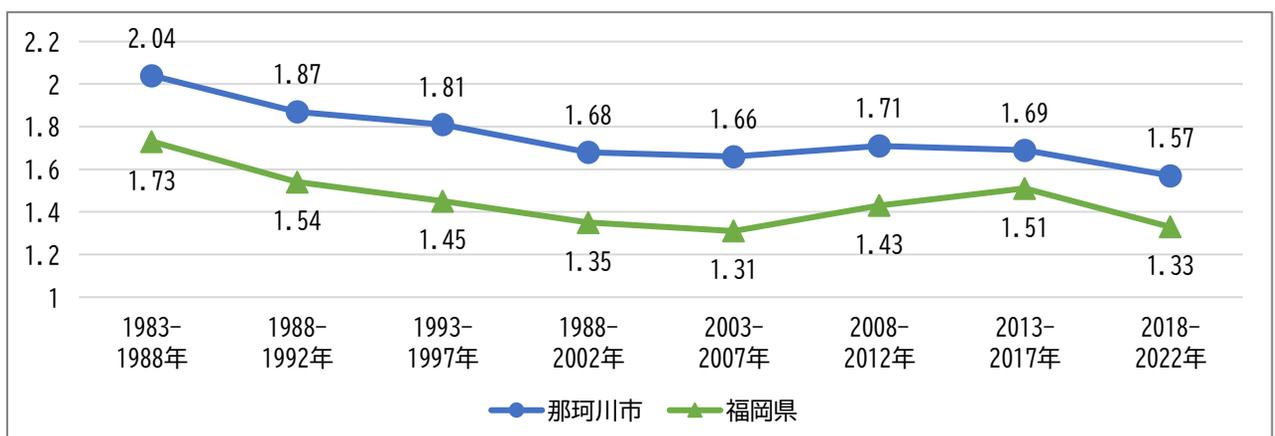


出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

合計特殊出生率*

本市の合計特殊出生率は、1983年以降、常に県平均より0.3ポイント程度高い水準で推移しています。2003年から2012年にかけては微増しましたが、2018年～2022年で大きく減少し、1.57となっています。

◆ 合計特殊出生率の推移



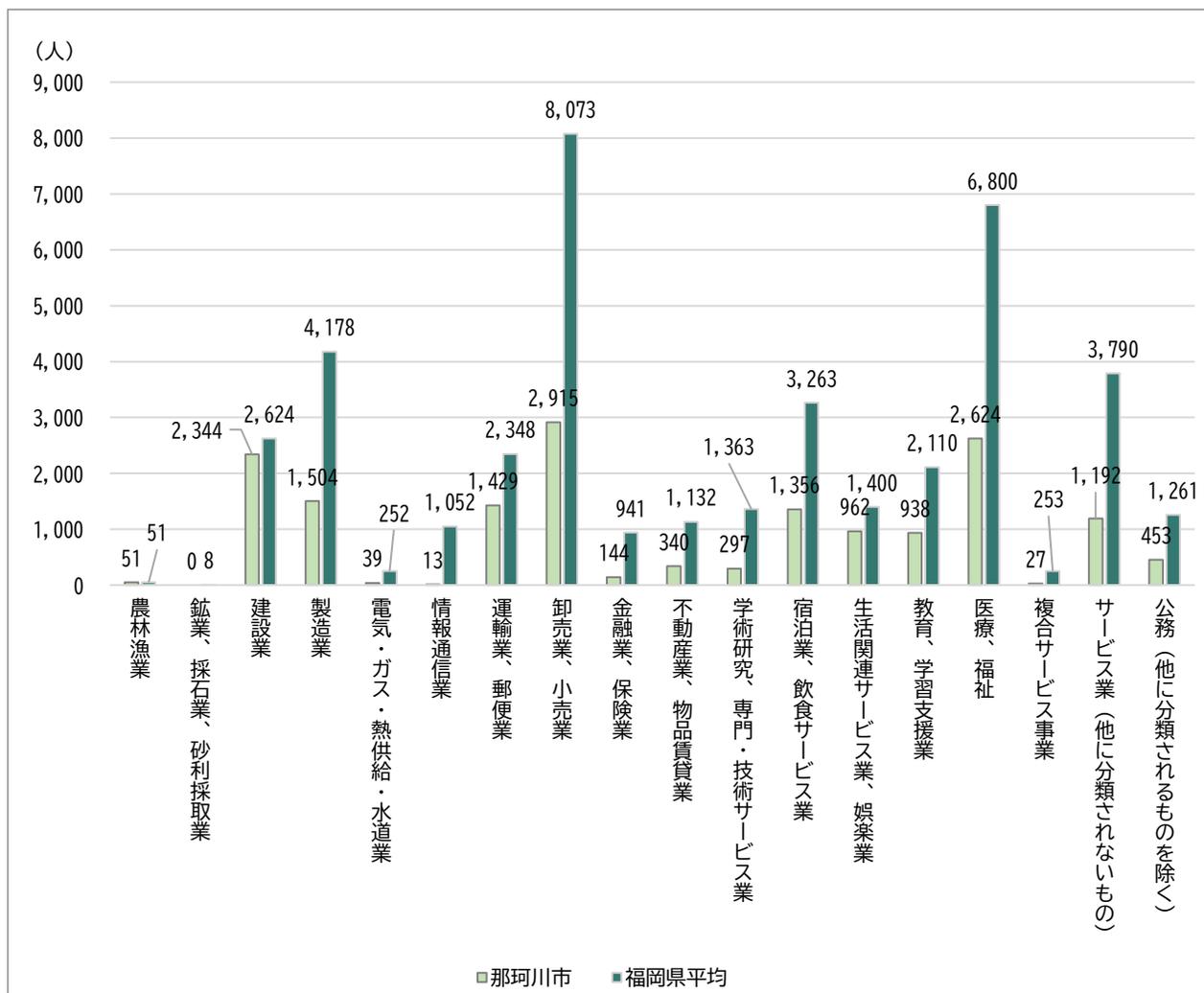
出典：厚生労働省「人口動態統計」

Ⅱ. 那珂川市を取り巻く現状

産業大分類別人口

本市は卸売業・小売業に従事する人が最も多く、次いで医療・福祉、建設業、製造業の順に多くなっています。福岡県平均をみても同様の産業において従業者数が多くなっていますが、建設業は本市と福岡県平均の差が小さく、他の産業では差が大きいことを踏まえると、本市の建設業の従業者数は比較的多いことが読み取れます。

◆ 産業大分類別従業者数(2021年)



出典：総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査」

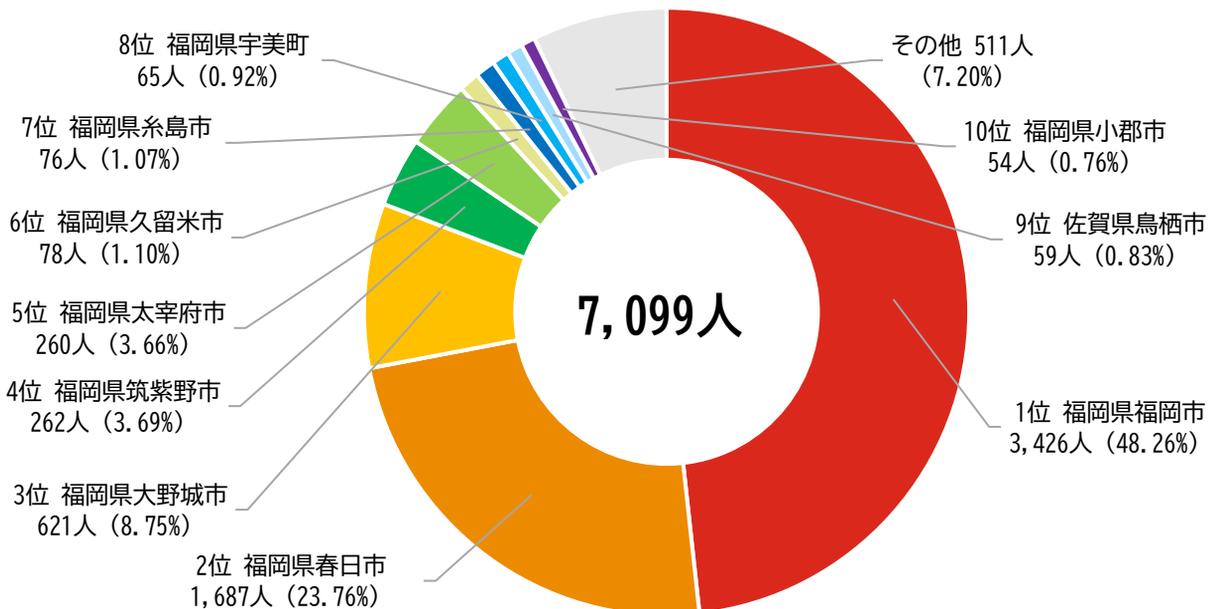
Ⅱ. 那珂川市を取り巻く現状

流入・流出通勤者数

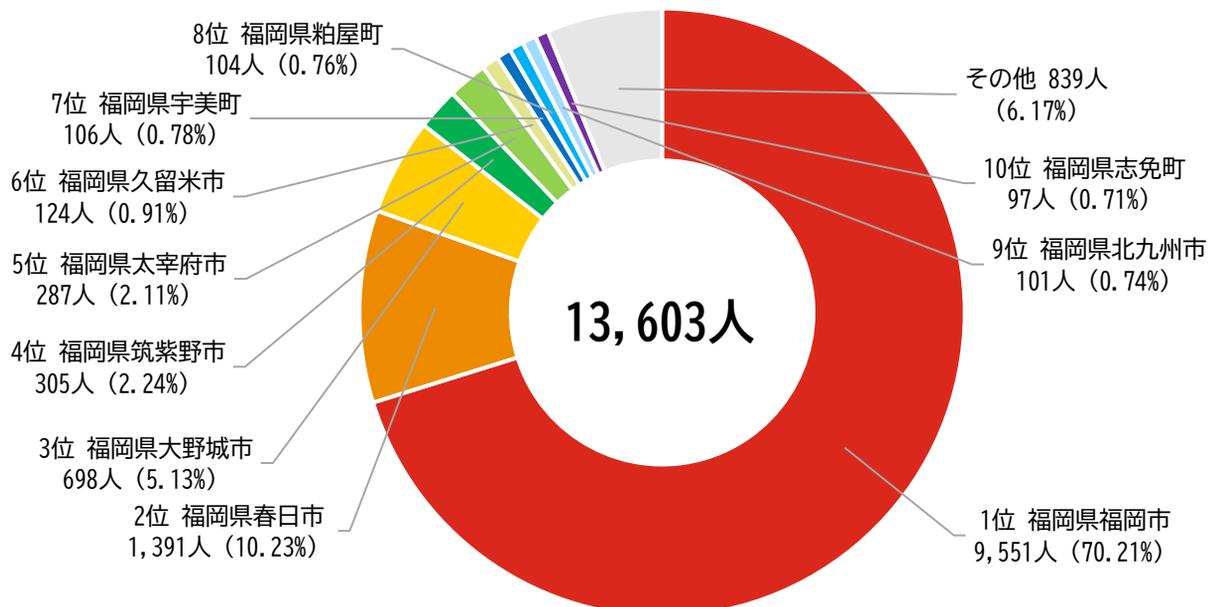
本市で働く流入通勤者のうち約半数は福岡市からの通勤者であり、一方で本市からの流出通勤者の約7割が福岡市へと通勤しています。流入通勤者、流出通勤者ともに福岡市が最も多く、次いで多い春日市、大野城市の3市で約8割を占めています。

本市は流出通勤者数が流入通勤者数を7,000人程度上回っており、日中は市外へ通勤している人が多く昼間人口が少ないことがわかります。

◆ 那珂川市への流入通勤者数(2020年)



◆ 那珂川市からの流出通勤者数(2020年)



出典：総務省「国勢調査」

Ⅱ. 那珂川市を取り巻く現状

(2) 財政

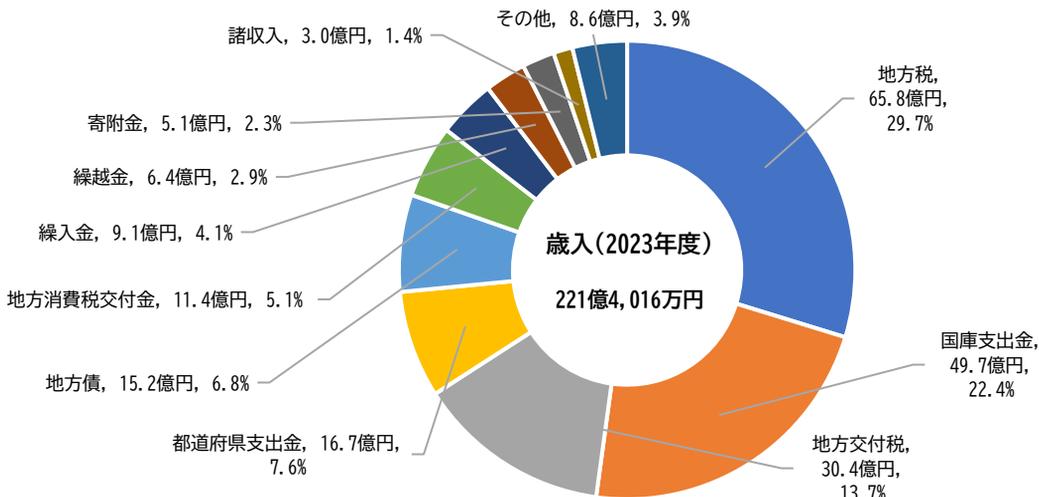
本市の財政は、経常収支比率* が比較的高い水準で推移しており、実質公債費比率* についても2018年度から増加している状況にあることから、財政の硬直性が高く、公債費負担が大きいことが懸念されます。今後、効率的な行政運営に注力し、財政の健全化に努めていく必要があります。

歳入・歳出決算額

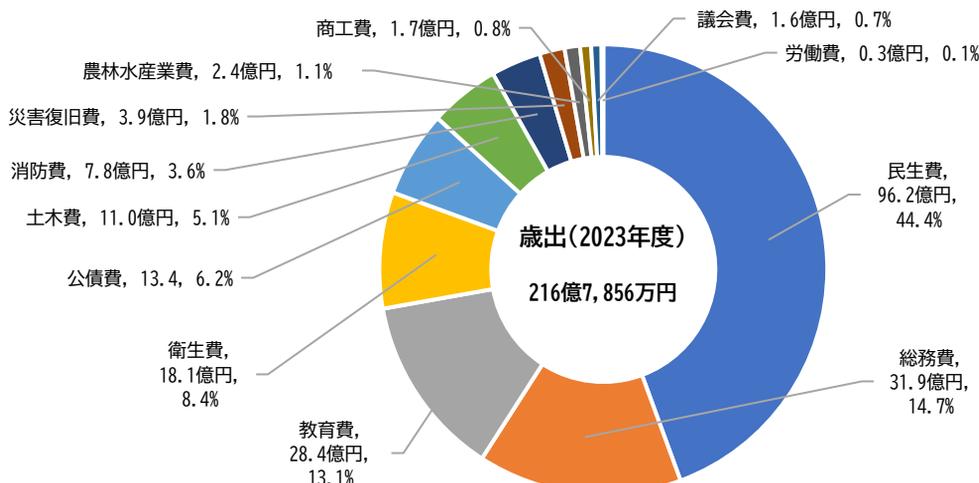
2023年度の歳入決算額は221億4,016万円となっています。最も高い割合を占めているのは地方税で、次いで高い割合となっている国庫支出金と合わせると全体の50%以上となります。

一方、歳出決算額は216億7,856万円で、最も高い割合を占めているのは民生費となっています。民生費は、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉・保育所運営など、主に福祉に関する費用を含んでおり、全体の44.4%を占めています。

◆ 一般会計歳入決算額



◆ 一般会計歳出決算額(目的別)



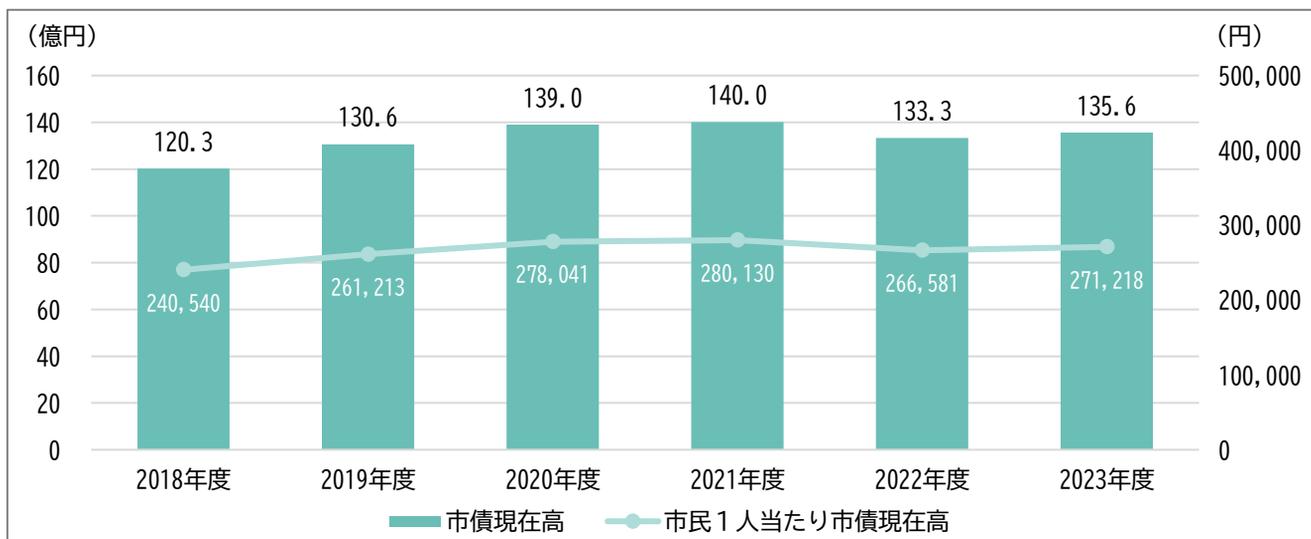
出典：総務省「財政状況資料集」

Ⅱ. 那珂川市を取り巻く現状

市債

本市の市債は、2021年度まで一貫して増加傾向にありましたが、2022年度に減少し、2023年度に再び微増して約136億円となっています。2023年度は2018年度の市債現在高を15億円程度上回っており、依然として高い水準であることがわかります。

◆ 市債現在高の推移

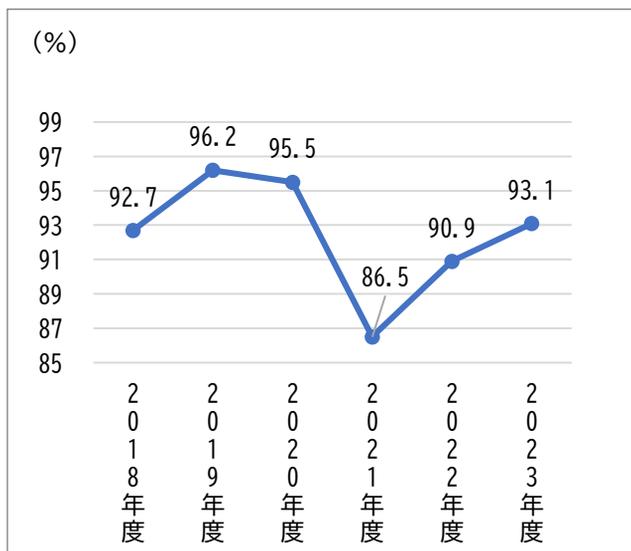


出典：総務省「財政状況資料集」

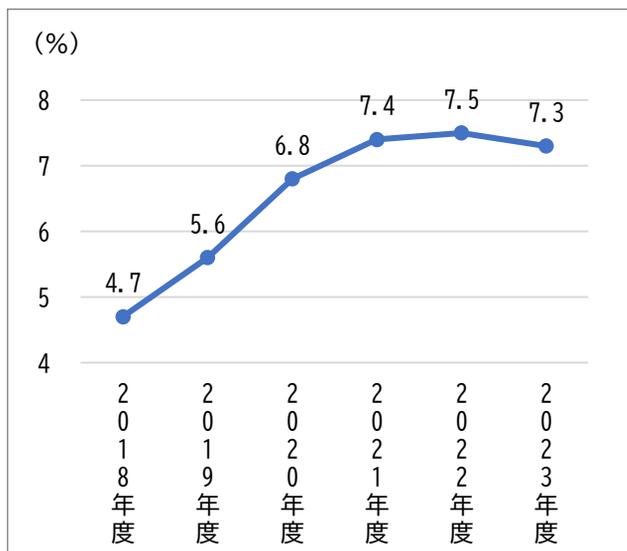
経常収支比率・実質公債費比率

本市の経常収支比率は2021年度に大きく減少した後、2022年度以降は再び増加し、2023年度は93.1%と、財政の硬直性が高い状況が続いています。実質公債費比率については2018年度から2022年度にかけて増加していましたが2023年度には減少し、7.3%となっています。

◆ 経常収支比率の推移



◆ 実質公債費比率の推移



出典：総務省「財政状況資料集」

Ⅲ. 前期基本計画の振り返り

1. 目標指標の達成状況

(1) 施策大綱1 支え合い、安心して暮らせるまちづくり

施策大綱1の施策は、目標達成率が100%に達した指標が全体の約35%と低く、施策の取組状況や指標の設定方法を見直す必要があります。一方で、達成率が130%を超えている指標も一定数見受けられ、これらの施策については指標の目標値を適切に設定できるよう、検討する必要があります。

◆ 基本施策1 市民による地域力を発揮できる協働社会を推進する

施策の概要と主な取組	目標指標	数値の単位	目標値(R5)	令和5年度 目標達成率
			実績値(R5)	
1. 市民参画の推進 ①市民参画につなげる情報発信・情報共有の充実 ②ボランティア団体などの育成	ボランティア支援センター講座の受講者数(オンライン含む)	(人/年)	150	108%
			162	
2. 多様な主体をつなぐ体制の整備 ①多様な主体をつなぐコーディネーションの役割を担うために必要な体制の整備 ②市民によるまちづくり事業の提案の促進 ③市民の生きがい支援体制の整備	まちの底力応援補助金交付後も継続している団体数	(団体/累計)	7	114%
			8	
3. 地域コミュニティの活性化 ①地域コミュニティの充実 ②市立・区公民館活動の充実・支援 ③南畑地域活性化への支援	市立公民館利用人数	(人/年)	71,000	74%
			52,691	

◆ 基本施策2 市民の安全な暮らしを守るまちを実現する

施策の概要と主な取組	目標指標	数値の単位	目標値(R5)	令和5年度 目標達成率
			実績値(R5)	
1. 消防体制の充実 ①常備消防の充実 ②消防団の充実	消防団員数	(人/年)	260	88%
			230	
2. 防災体制の充実・強化 ①市民や地域の防災意識の向上 ②自主防災組織の育成・避難対策の推進 ③災害時の情報伝達手段の整備・活用	L I N E 公式アカウント登録者数	(人/累計)	3,600	721%
	市民防災リーダー(防災士)の育成	(人/累計)	180	
3. 災害に備えた社会基盤の強靱化 ①国土強靱化に向けた社会基盤整備 ②河川などの安全性向上 ③浸水対策の充実強化	河川改修・浸水対策改修件数	(件/累計)	2	100%
			2	
4. 防犯・交通安全対策の充実 ①地域防犯活動の推進 ②防犯設備の充実 ③交通安全意識の向上 ④交通安全施設の整備	防犯カメラ設置数	(件/累計)	63	95%
			60	
5. 消費者保護の推進 ①消費者意識の啓発活動・相談体制の充実	消費生活苦情相談件数	(件/年)	230	57%
			131	

Ⅲ. 前期基本計画の振り返り

◆ 基本施策3 高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる環境をつくる

施策の概要と主な取組	目標指標	数値の単位	目標値(R5)	令和5年度 目標達成率
			実績値(R5)	
1. 健康づくり・介護予防の推進 ①介護予防の充実 ②高齢者の健康増進の推進	介護サポーター登録者数	(人/累計)	280	83%
			232	
2. 社会参加・生きがいづくりの推進 ①生きがいづくりや社会参加の促進 ②就業機会の確保	シルバー人材センター会員数	(人/年)	340	78%
			266	
3. 安心の体制づくり ①地域包括ケアシステムによる在宅支援の充実 ②地域の支援活動の充実 ③権利擁護の充実	認知症サポーター数	(人/累計)	3,500	140%
			4,902	
	住民意識アンケートにおける地域包括支援センターの認知度	(%)	55.7	105%
			58.7	

◆ 基本施策4 地域が支え合う社会、誰もがともに暮らせる社会をつくる

施策の概要と主な取組	目標指標	数値の単位	目標値(R5)	令和5年度 目標達成率
			実績値(R5)	
1. 地域福祉の充実 ①地域福祉活動の推進	ふれあいサロン開催行政区数	(区/年)	37	84%
			31	
2. 障がいのある人への適正な福祉サービスの提供 ①障がい福祉サービスの総合的な推進 ②日常生活支援の充実 ③相談体制の充実	-	-	-	-
			-	
3. 障がいのある人の社会参加の促進 ①自立支援の充実 ②療育の推進	就労定着支援決定者数	(人/年)	7	143%
			10	
4. 誰もが安全に暮らせるバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 ①権利擁護・理解促進の充実 ②バリアフリー・ユニバーサルデザインの充実	-	-	-	-
			-	

◆ 基本施策5 市民が健康に暮らせる環境をつくる

施策の概要と主な取組	目標指標	数値の単位	目標値(R5)	令和5年度 目標達成率
			実績値(R5)	
1. 健康づくりの推進 ①健康づくり支援体制の強化 ②健康づくり意識の高揚 ③保健事業の充実 ④食育の推進	健康づくりに取り組んでいる人の割合	(%)	64.0	86%
			55.3	
2. 医療体制の充実／感染症対策の推進 ①地域医療体制の充実 ②感染症対策の推進	-	-	-	-
			-	
3. 生活保障の充実 ①生活困窮者などの相談支援体制の充実	困りごと相談室における相談件数	(件/年)	400	60%
			240	
4. 社会保障制度の適正な運営 ①国民健康保険制度などの適正な運営 ②介護保険制度の適正な運営 ③後期高齢者医療制度の適正な運営 ④国民年金制度の適正な運営 ⑤生活保護制度の適正な運営	国民健康保険税の収納率	(%)	94.16	100%
			93.78	
	特定健診受診率	(%)	60.0	68%
			40.8	

Ⅲ. 前期基本計画の振り返り

(2) 施策大綱2 誰もが学び、育むまちづくり

施策大綱2の施策は、達成率が100%を超えている施策が全体の半数あり、一方で130%を超過している施策はないことから、比較的順調に目標を達成している施策が多いといえます。特に、学校教育に関する施策において達成度が高くなっていることがわかります。

◆ 基本施策1 多様な市民の人権を尊重した社会をつくる

施策の概要と主な取組	目標指標	数値の単位	目標値(R5)	令和5年度 目標達成率
			実績値(R5)	
1. 人権・同和教育と啓発の推進 ①地域における人権・同和教育と啓発の推進 ②学校における人権・同和教育の推進	人権フェスタなががわ参加者数	(人/年)	4,000 3,217	80%
	人権教育推進状況調査	(%)	100 100	100%
2. 実態的差別の解消 ①差別の実態把握 ②生活相談などの充実・支援	人権センター相談件数	(件/年)	380 323	85%
	恵子児童館来館者数	(人/年)	16,000 13,543	85%
3. 人権侵害への支援 ①人権相談の充実 ②性による人権侵害への支援	市民が利用する店舗等（民間事業所）へのDV等相談窓口に関するカードなどの設置件数	(件/累計)	600 643	107%
4. 男女共同参画意識・ダイバーシティ（多様性）の推進 ①男女共同参画の啓発 ②男女共同参画推進体制の整備 ③女性参画の推進	女性人材リストの登録者数	(人/累計)	26	108%
			28	

◆ 基本施策2 安心して出産、子育てできるまちをつくる

施策の概要と主な取組	目標指標	数値の単位	目標値(R5)	令和5年度 目標達成率
			実績値(R5)	
1. 子ども・子育て世帯への支援 ①母子保健事業の充実 ②地域子育て支援拠点の充実 ③子育て世帯に届く情報発信 ④子育て世帯への支援の充実	「子育てしやすい市」だと思ふ小学生以下の保護者の割合	(%)	90.0 71.7	80%
	母子手帳アプリ登録者数	(人/累計)	1,400 1,382	99%
	ふれあい子ども館利用者数	(人/年)	75,000 37,288	50%
2. 保育サービスの充実 ①保育施設の機能充実 ②多様なサービスの実施 ③就学前の子育て支援のあり方の検討	保育待機児童数	(人/年)	0 0	100%
3. 児童虐待の防止 ①相談体制の充実 ②関係機関との連携強化 ③子どもの権利の啓発	-	-	- -	-

Ⅲ. 前期基本計画の振り返り

◆ 基本施策3 健やかで「生きる力」を持ったこどもが育つまちをつくる

施策の概要と主な取組	目標指標	数値の 単位	目標値(R5)	令和5年度 目標達成率
			実績値(R5)	
1. 学校教育の充実 ①確かな学力の育成 ②豊かな心の育成 ③健やかな体の育成 ④特別支援教育の充実	全国学力・学習状況調査結果 (小学生・国語)	(点)	100 106	106%
	全国学力・学習状況調査結果 (小学生・算数)	(点)	100 103	103%
	全国学力・学習状況調査結果 (中学生・国語)	(点)	100 103	103%
	全国学力・学習状況調査結果 (中学生・数学)	(点)	100 104	104%
	全国学力・学習状況調査児童生徒質問 紙結果(小学生・中学生) ・ICTを活用した授業づくりの頻度	(%)	70.0 45.9	66%
	全国学力・学習状況調査児童生徒質問 紙結果(小学生・中学生) ・ICTを活用した授業への意欲	(%)	80.0 93.5	117%
2. 地域とともにある学校づくりの推進 ①学校、家庭、地域、施設などとの連携・協働	拡大コミュニティスクール実施件数	(件/年)	9 8	89%
3. 教育環境の充実 ①学校施設の整備・充実 ②専門性の高い教職員の育成 ③就学の支援	バリアフリー化改修率 (多目的トイレ整備率)	(%)	80.0 90.0	113%

◆ 基本施策4 地域が支え合う社会、誰もがともに暮らせる社会をつくる

施策の概要と主な取組	目標指標	数値の 単位	目標値(R5)	令和5年度 目標達成率
			実績値(R5)	
1. 社会教育の推進 ①学校を核とした地域づくりの推進 ②子どもの居場所の確保 ③家庭の教育力の向上 ④青少年の健全育成 ⑤社会教育関係団体の連携強化 ⑥国際交流の推進	地域学校協働活動推進員の配置数	(人)	3 3	100%
			210 106	50%
2. 生涯学習の推進 ①多様な学習機会の提供 ②ミリカローデン那珂川、市立公民館などの 施設の整備・充実 ③読書活動の推進	高砂大学受講者数	(人/年)	498,000 76,672	15%
	図書館の貸出冊数※	(冊/年)	258,500 235,761	91%
3. スポーツの推進 ①総合運動公園の整備 ②スポーツ施設の整備 ③市民のスポーツ活動を支える団体の育成	市内学校・社会体育施設利用者数	(人/年)	258,500 235,761	91%

※ 那珂川市図書館は、令和5年度がリニューアル工事期間中であったため実績値が少なくなっています。

Ⅲ. 前期基本計画の振り返り

(3) 施策大綱3 自然と調和した快適に暮らせるまちづくり

施策大綱3は、達成率が80%以上となった施策が全体の7割程度となっていますが、そのうちの半数は100%を達成できておらず、着実に目標達成できるよう施策を検討する必要があります。快適な住環境整備や行政運営の施策などにおいて達成率が高く、都市空間の形成及びやすらぎの場の確保に関する施策などにおいては達成率が低い状況にあります。

◆ 基本施策1 自然と調和した快適な都市基盤をつくる

施策の概要と主な取組	目標指標	数値の単位	目標値(R5)	令和5年度 目標達成率
			実績値(R5)	
1. 賑わいある都市空間の形成 ①新市街地の創出 ②秩序ある土地利用の実現 ③良好な都市景観形成の促進 ④案内サインなどの整備 ⑤博多南駅前ビル周辺の活性化	新市街地創出に向けた事業の着手件数	(件/累計)	2	100%
			2	
	景観計画策定件数	(件/累計)	1	0%
			0	

◆ 基本施策2 地域を結ぶ安全・便利な道路交通ネットワークをつくる

施策の概要と主な取組	目標指標	数値の単位	目標値(R5)	令和5年度 目標達成率
			実績値(R5)	
1. 道路などの整備 ①幹線道路の整備 ②生活道路の整備 ③橋梁などの整備 ④道路などの環境保全	クリーンパートナー活動団体数	(団体/累計)	17	100%
			17	
2. 公共交通網の整備 ①公共交通体系の検討、拠点間の交通ネットワークの強化 ②生活交通の確保 ③JR博多南線の維持・充実	かわせみバス年間利用者数	(人/年)	271,700	91%
			248,803	

◆ 基本施策3 安全で快適な生活環境をつくる

施策の概要と主な取組	目標指標	数値の単位	目標値(R5)	令和5年度 目標達成率
			実績値(R5)	
1. 清潔な生活環境の形成 ①公共下水道などの整備、下水道の安定した経営 ②水道水の安定供給	下水道普及率	(%)	98.8	100%
			98.6	
	市が管理する合併処理浄化槽数	(基)	142	96%
			136	
2. 憩いとやすらぎの場の確保 ①都市公園などの整備 ②自然とふれあう場の整備	フェンスを高くした公園数	(公園)	5	100%
			5	
	那珂川沿いの散策路の整備延長	(m/累計)	0	0%
			0	
3. 安全で快適な住環境の創出 ①建築物耐震化の促進 ②住宅改修の支援	住宅の耐震化率	(%)	92.0	101%
			93.0	

Ⅲ. 前期基本計画の振り返り

◆ 基本施策4 市民目線に立った行政運営を推進する

施策の概要と主な取組	目標指標	数値の 単位	目標値(R5)	令和5年度 目標達成率
			実績値(R5)	
1. 効率的な行政運営の推進 ①組織力の向上 ②行政職員の資質向上 ③業務効率化に向けた改善 ④広域行政の推進	行政業務における AI や RPA などの 活用件数	(件/累計)	3	67%
			2	
2. 健全な財政基盤の確立 ①計画的な財政運営の推進 ②市税の適正な賦課・徴収の推進 ③保有資産の有効活用と適正管理 ④自主財源の確保・拡大 ⑤入札・契約事務の適正化 ⑥適正な基金残高の確保	経常収支比率 (県平均以下)	(%)	91.8 93.1	99%
	堅実な基金運用	(%)	1 0.614	61%
	固定資産税の賦課に係る現地調査 の実施回数	(回/年)	9 9	100%
	市税現年分の収納率	(%)	99.08 99.17	100%
3. 情報ネットワークの適正な活用 ①情報化社会に対応した行政運営の推進 ②デジタル・ガバメントの推進 ③情報セキュリティの確保	マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続きが行える環境整備	-	整備 整備	100%
4. 広報活動の推進と広聴活動の充実 ①広報活動の推進 ②広聴活動の充実 ③議会情報の提供と円滑な議会運営の推進 ④情報公開制度の適正な運用	公式ホームページのアクセス数	(月平均)	215,000 177,486	83%
	「市議会だより」閲読 (毎回読んでいる)率	(%)	42.4 25.4	60%
	公文書開示請求の件数	(件)	23 39	170%
5. 窓口サービスの充実 ①コンビニ交付、休日開庁など、市民目線に立った 利用しやすい行政サービスの推進 ②総合的な行政窓口の充実	コンビニ交付利用率	(%)	24.0 29.4	123%
	住民異動に伴う手続き ワンストップ化率	(%)	70.0 69.0	99%
6. 実効性の高い行政運営の推進 ①組織マネジメントの充実 ②行政評価制度の推進	市民満足度の平均値	(点/年)	3.13	96%
			3.01	

Ⅲ. 前期基本計画の振り返り

(4) 施策大綱4 自然と調和した快適に暮らせるまちづくり

施策大綱4は、達成率が100%を上回った指標が2割程度と低く、取組や指標の見直しが必要です。特に、基本施策1の森林・河川環境に関する施策においては、達成率が低く、評価ができていない指標もあることから、施策の見直しや、効果的な進捗評価ができる指標の検討が必要となります。

◆ 基本施策1 豊かな自然環境を受け継ぎ、活かす社会をつくる

施策の概要と主な取組	目標指標	数値の単位	目標値(R5)	令和5年度 目標達成率
			実績値(R5)	
1. 森林環境の保全 ①森林の公益的機能の保全 ②森林乱伐・乱開発の防止	森林経営計画の策定面積	(ha)	1,700	43%
			738.8	
2. 河川環境の生物多様性の保全 ①河川環境の保全 ②生物多様性の保全	川きれい清掃参加者数	(人/累計)	1,032	-
			中止	

◆ 基本施策2 環境に配慮した地域社会をつくる

施策の概要と主な取組	目標指標	数値の単位	目標値(R5)	令和5年度 目標達成率
			実績値(R5)	
1. 廃棄物の減量と3R活動の推進 ①廃棄物の減量化の推進 ②3R活動の推進 ③廃棄物の適正処理	1人1日当たりのごみの排出量	(g/人日)	800.1	94%
	リサイクル率	(%/年)	20.0	
2. 環境の保全と公害対策 ①地域環境保全の推進 ②温室効果ガス排出削減の促進 ③公害などへの対策	CO2排出量(事務事業編)※	(kg-CO2/年)	-	-
			3,527,800	

※ 令和4年度に「地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」が改訂され、CO2排出量の調査対象施設が目標設定時と変わったため、目標値を示していません。

◆ 基本施策3 自然資源を活かした農林業を振興する

施策の概要と主な取組	目標指標	数値の単位	目標値(R5)	令和5年度 目標達成率
			実績値(R5)	
1. 農業の振興 ①新規就農、就農希望者の育成・確保 ②所有権の移転、利用権の設定などによる農地集積 ③有害鳥獣対策の強化 ④荒廃農地の解消 ⑤収益性の高い作物への転作、特産品のPR・販路拡大 ⑥農福連携の検討 ⑦地産地消の推進	新たな認定新規就農者	(人/累計)	3	0%
	認定農業者・認定新規就農者への農地の集積率	(%)	17.6	
	那珂川市の特産品の販路拡大	(特産品の取り扱い店舗数/累計)	13	92%
			12	
2. 林業の振興 ①林業サイクルの確立 ②林業の担い手の育成・確保 ③市産材の利用促進	森林組合出荷量	(m ³ /年)	3,000	55%
	市産材を利用した事業件数	(件/累計)	9	
			11	122%

Ⅲ. 前期基本計画の振り返り

(5) 施策大綱5 地域の資源を活かした活力あふれるまちづくり

施策大綱5は、8割が達成率80%を上回っており、施策の進捗状況は比較的良好であると考えられます。130%を超過している指標もないことから、施策の進捗を管理する上で効果的な指標・目標値の設定ができていないと評価できます。一方、基本施策2の文化・芸術活動の充実については達成度が35%と他と比べて低いことから、取組や指標の見直しが必要となります。

◆ 基本施策1 豊かな自然環境を受け継ぎ、活かす社会をつくる

施策の概要と主な取組	目標指標	数値の単位	目標値(R5)	令和5年度 目標達成率
			実績値(R5)	
1. 商工業の活性化 ①商工業の活性化 ②中小企業の育成・支援 ③企業誘致と雇用の確保	商工会会員数	(事業者/累計)	1,041	107%
			1,119	
	2. 新たな起業の育成支援 ①起業・創業者の育成支援 ②地場産業のイノベーション支援	創業指導者数	(事業者/累計)	50
44				
	創業塾の受講者数	(人/累計)	60	70%
			42	
3. 地域資源を活かした観光の開発 ①観光情報の発信 ②体験テーマ型ツーリズムの実施 ③五ヶ山クロスを核とした滞在型観光の推進 ④周辺自治体との広域連携による観光の検討	休日滞在人口の増加	(人/年)	36,398	96%
			34,951	

◆ 基本施策2 環境に配慮した地域社会をつくる

施策の概要と主な取組	目標指標	数値の単位	目標値(R5)	令和5年度 目標達成率
			実績値(R5)	
1. 文化・芸術活動の充実 ①文化・芸術団体の育成・支援・連携	市民文化祭参加者数	(人/年)	10,000	35%
			3,534	
2. 歴史遺産の保存とまちづくりへの活用 ①歴史・文化の保護と継承 ②文化財を活用したまちづくりの推進 ③那珂川市の歴史への誇りの醸成	歴史講座などのイベントの参加者数	(人/年)	6,700	120%
			8,065	

◆ 基本施策3 自然資源を活かした農林業を振興する

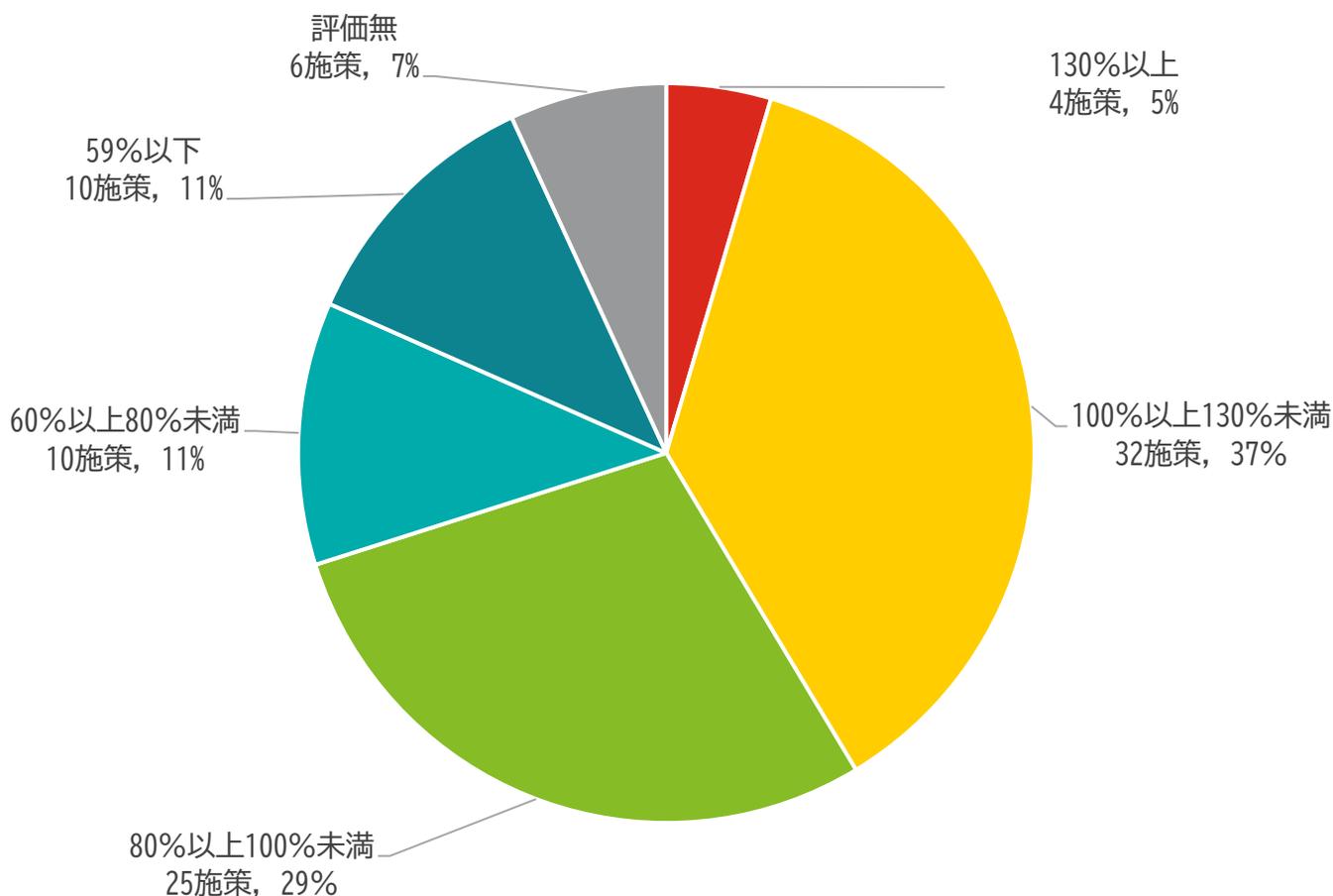
施策の概要と主な取組	目標指標	数値の単位	目標値(R5)	令和5年度 目標達成率
			実績値(R5)	
1. 「農ある暮らし」の拠点形成と市外からの交流の促進 ①農業体験を通じた定期的な市外者との交流活動の開催	農業体験プログラムの実施件数	(件)	1	100%
			1	
2. 移住・定住の環境づくりの強化 ①移住・定住イベントの実施 ②移住促進活動の強化 ③移住希望者との関係人口の創出	移住促進イベントなどへの参加者数 (オンライン含む)	(人)	732	84%
	614			
	移住促進事業による南畑地区への移住世帯数	(世帯/累計)	27	115%
			31	
3. 幅広い人材の交流拡大によるまちづくりの活性化 ①博多南駅前ビルなどを拠点とした多様な人材の交流ネットワークの構築	博多南駅前ビルにおけるレンタルスペースの年間利用者数	(人/累計)	15,458	121%
18,733				

Ⅲ. 前期基本計画の振り返り

(6) 施策全体の目標達成状況

全施策の目標達成状況を整理すると、130%以上となった施策が全体の5%、100%以上130%未満で良好な達成度合となった施策が全体の37%、80%以上90%未満となった施策が全体の29%、60%以上80%未満となった施策が全体の11%となっています。達成率が59%以下となった10施策については、指標の目標設定や施策の状況を確認し、施策の推進・管理体制を強化する必要があります。評価ができなかった6施策については指標を再度見直し、施策の進捗を有効に測れる指標設定と、適切な目標値検討を行う必要があります。

◆ 全施策の目標達成状況額



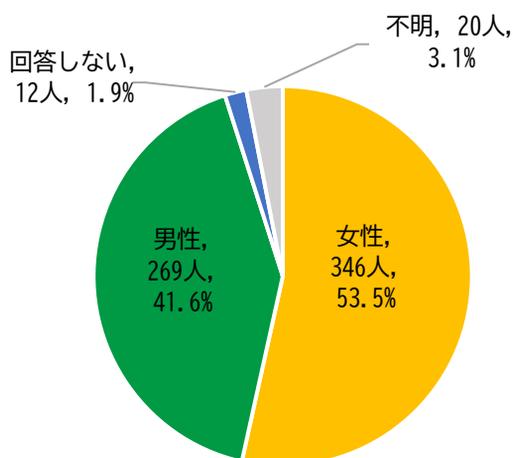
Ⅲ. 前期基本計画の振り返り

2. 市民満足度調査(令和5年度)

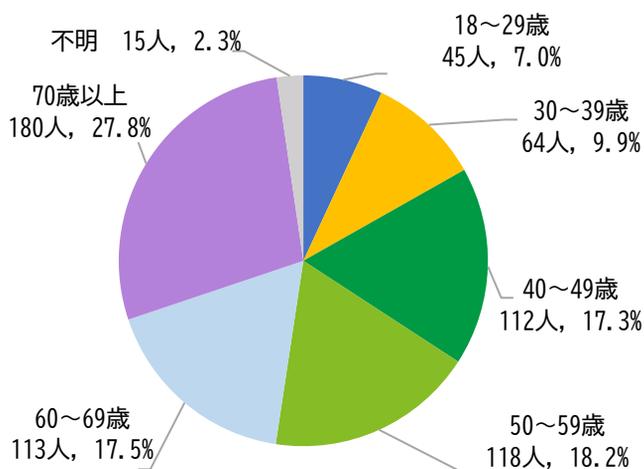
647件の回答数のうち、女性が53.5%、男性が41.6%となり女性が10%以上多い結果となりました。回答者の年齢について、70歳以上の回答者が最も多く27.8%、60～69歳、50～59歳の回答者がそれぞれ約18%を占めています。

回答者の属性

◆ 回答者の性別



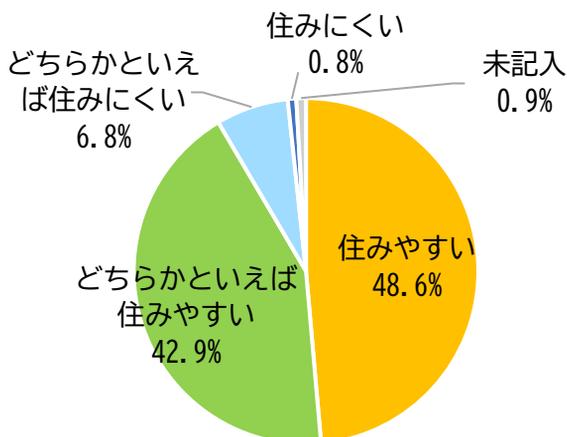
◆ 回答者の年齢



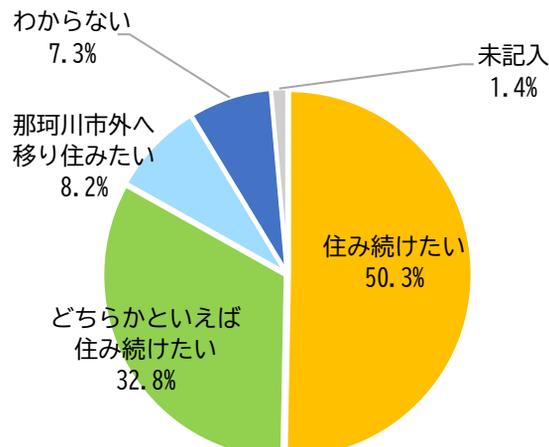
まちの住みやすさ・定住意向

本市の住みやすさについては、回答者の48.6%が「住みやすい」と回答し、「どちらかといえば住みやすい」を合わせると全体の9割以上が住みやすいと感じていることがわかります。本市への定住意向については、「住み続けたい」と回答した人が全体の半数を超え、「どちらかといえば住み続けたい」と回答した人を合わせると約8割の人に本市への定住意向があることがわかります。

◆ 那珂川市の住みやすさについて



◆ 那珂川市への定住意向について



Ⅲ. 前期基本計画の振り返り

施策の満足度・重要度

各施策の満足度・重要度について、市民の満足度が最も高い結果となった施策は「清潔な生活環境の形成」で、事業の推進が順調な施策であると捉えることができます。逆に、最も低い結果となった施策は「賑わいある都市空間の形成」で、関係する取組について見直しが必要です。一方、市民が最も重要だと考えている施策は「災害に備えた社会基盤の強靱化」となり、様々な災害の脅威が増している社会において、災害対策への注力が重要だと考える市民の割合が多いことが分かります。

施策			施策				
	満足度	重要度		満足度	重要度		
1	市民参画の推進	3.02	3.40	30	社会教育の推進	3.01	3.74
2	多様な主体をつなぐ体制の整備	2.92	3.38	31	生涯学習の推進	3.15	3.63
3	地域コミュニティの活性化	3.04	3.42	32	スポーツの推進	2.99	3.57
4	消防体制の充実	3.17	3.78	33	賑わいある都市空間の形成	2.80	3.70
5	防災体制の充実・強化	3.06	4.03	34	道路などの整備	2.99	3.87
6	災害に備えた社会基盤の強靱化	2.99	4.19	35	公共交通網の整備	2.90	4.15
7	防犯・交通安全対策の充実	2.99	4.04	36	清潔な生活環境の形成	3.26	3.94
8	消費者保護の推進	2.94	3.35	37	憩いとやすらぎの場の確保	3.11	3.63
9	健康づくり・介護予防の推進	3.08	3.73	38	安全で快適な住環境の創出	2.94	3.79
10	社会参加・生きがいづくりの推進	2.94	3.56	39	効率的な行政運営の推進	2.95	3.56
11	安心の体制づくり	3.01	3.67	40	健全な財政基盤の確立	2.96	3.68
12	地域福祉の充実	3.02	3.56	41	情報ネットワークの適正な活用	2.96	3.49
13	障がいのある人への適正な福祉サービスの提供	3.03	3.75	42	広報活動の推進と広聴活動の充実	3.01	3.28
14	障がいのある人の社会参加の促進	3.00	3.74	43	窓口サービスの充実	3.12	3.68
15	誰もが安全に暮らせるバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	2.94	3.70	44	実効性の高い行政運営の推進	2.99	3.33
16	健康づくりの推進	3.08	3.58	45	森林環境の保全	3.06	3.63
17	医療体制の充実/感染症対策の推進	3.13	3.95	46	河川環境の生物多様性の保全	3.10	3.71
18	生活保障の充実	2.97	3.52	47	廃棄物の減量と3R活動の推進	3.10	3.76
19	社会保障制度の適正な運営	2.99	3.85	48	環境の保全と公害対策	3.02	3.69
20	人権・同和教育と啓発の推進	3.07	3.23	49	農業の振興	2.99	3.75
21	実態的差別の解消	3.00	3.29	50	林業の振興	2.96	3.61
22	人権侵害への支援	3.01	3.40	51	商工業の活性化	2.85	3.75
23	男女共同参画意識・ダイバーシティの推進	3.00	3.32	52	新たな起業の育成支援	2.86	3.66
24	子ども・子育て世帯への支援	3.02	3.88	53	地域資源を活かした観光の開発	2.95	3.64
25	保育サービスの充実	3.04	3.79	54	文化・芸術活動の充実	3.02	3.37
26	児童虐待の防止	3.04	3.93	55	歴史遺産の保存とまちづくりへの活用	3.10	3.52
27	学校教育の充実	3.02	3.97	56	「農ある暮らし」の拠点形成と市外からの交流の促進	2.96	3.40
28	地域とともにある学校づくりの推進	3.08	3.75	57	移住・定住の環境づくりの強化	2.97	3.60
29	教育環境の充実	2.95	3.87	58	幅広い人材の交流拡大によるまちづくりの活性化	2.95	3.60

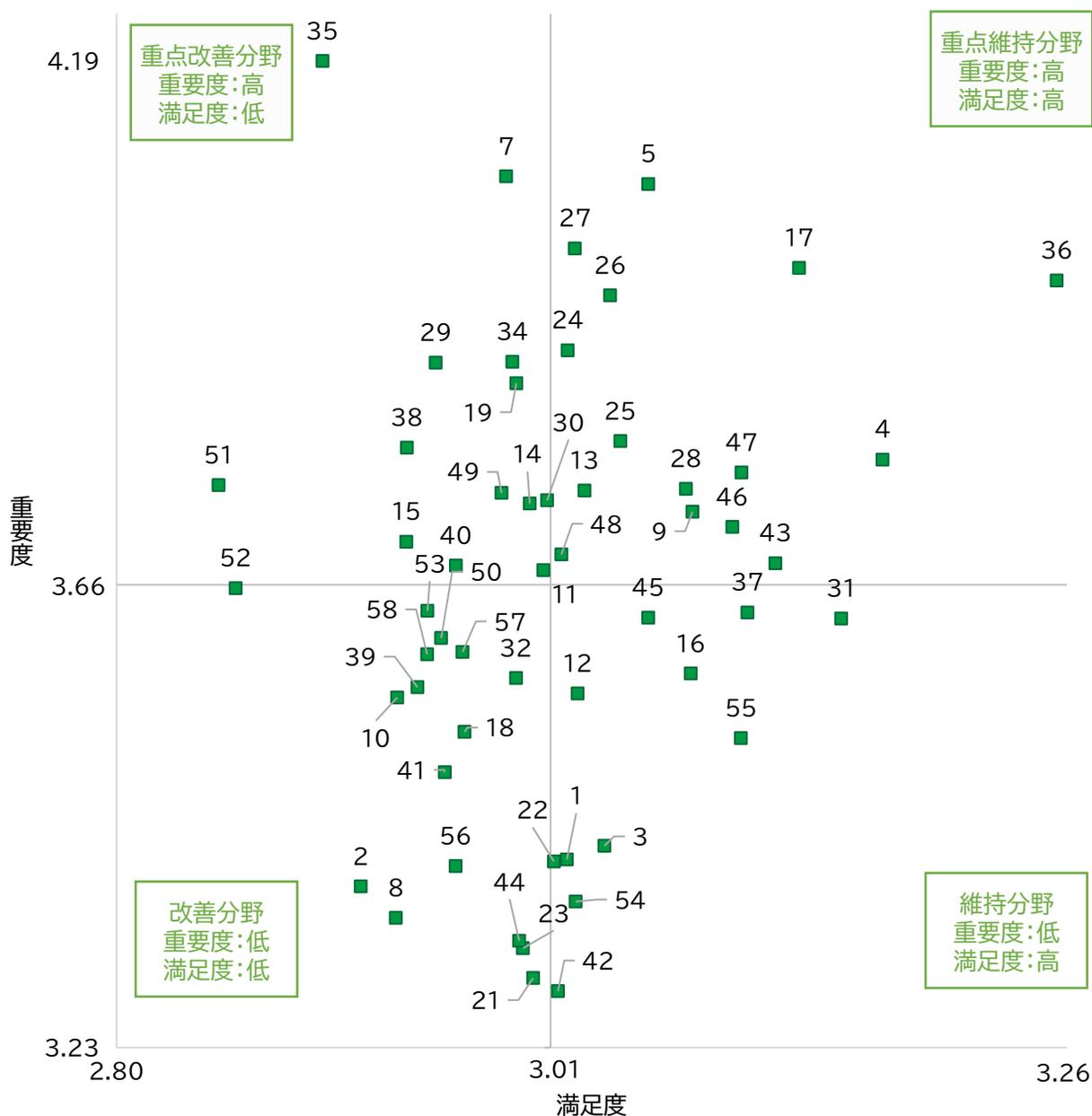
上位10施策…■ 下位10施策…■

Ⅲ. 前期基本計画の振り返り

施策の重点維持分野・重点改善分野・維持分野・改善分野

施策の重要度・満足度について、それぞれの平均値を軸に整理し、重要度・満足度ともに平均値以上である施策を「重点維持分野」、重要度が平均値以上、満足度が平均値以下の施策を「重点改善分野」、重要度が平均値以下、満足度が平均値以上である施策を「維持分野」、重要度・満足度ともに平均値以下の施策を「改善分野」の4分野に分類して分析しました。

特に重点改善分野においては、重要度が高いと市民から認識されているにもかかわらず、市民の満足度が低くなっており、施策の改善が求められます。主に、「35 公共交通網の整備」「51 商工業の活性化」などが対象の施策として挙げられます。



IV. 地方創生総合戦略

1. 人口ビジョン

(1) 将来展望人口推計の考え方

第3期人口ビジョンにおける人口の将来展望を考えるにあたって、「地方版総合戦略の策定等に向けた人口動向分析・将来人口推計の手引き」に基づき推計を行いました。

移動に関しては、第2期人口ビジョンの将来展望人口の仮定に、土地区画整理事業や宅地開発などの施策効果による社会増を加え分析を行っています。

◆ 人口推計とシナリオ

	出生に関する仮定	移動に関する仮定
社人研	現在の出生率を勘案して算定	現在の移動率がゼロ(均衡)で推移すると仮定
第1期将来展望人口	2025年までに出生率1.8、 2035年に2.07に上昇する仮定	当時の移動率がゼロ(均衡)で推移すると仮定
第2期将来展望人口	2025年までに出生率1.8、 2035年に2.07に上昇する仮定	第1期仮定に、施策などの効果による社会増を付加
第3期将来展望人口	2030年までに出生率1.64、 2035年に1.71に上昇する仮定	第2期仮定に、施策などの効果による社会増を付加

◆ シナリオに基づく那珂川市の人口推計

	H22 2010年	H27 2015年	R2 2020年	R7 2025年	R12 2030年	R17 2035年	R22 2040年	R27 2045年	R32 2050年	R37 2055年	R42 2060年	R47 2065年	R52 2070年
実績値	50,003	50,126	50,112										
R5 社人研	50,003	50,126	50,112	49,179	48,812	48,338	47,811	47,181	46,437	45,434	44,230	42,862	41,496
第1期 将来展望 人口	50,003	50,126	50,714	50,867	50,727	50,470	50,164	49,833	49,342	48,674	47,719		
第2期 将来展望 人口	50,003	50,126	50,305	51,237	51,705	51,674	51,304	50,916	50,467	49,864	48,994		
第3期 将来展望 人口	50,003	50,126	50,112	49,347	49,188	49,290	48,834	48,272	47,566	46,582	45,388	44,019	42,640

IV. 地方創生総合戦略

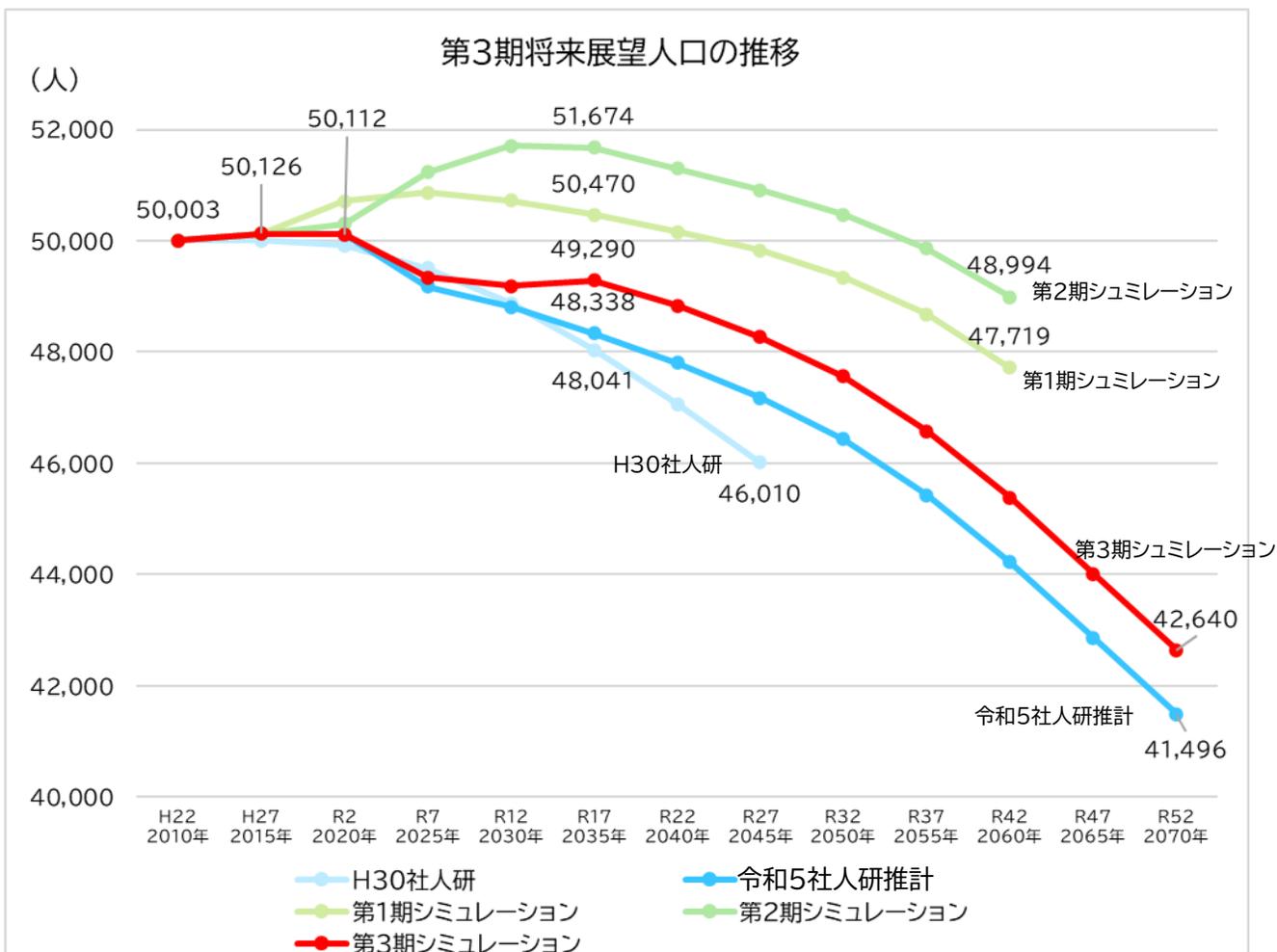
(2) 将来展望人口の設定

第3期人口ビジョンの将来展望人口は、質の高い子育て環境や安定した雇用環境の整備、魅力を活かした地域づくりなどによって市外からの移住と市民の定住を促進することで、合計特殊出生率1.71を目指し、中長期的な人口の展望としては、令和17(2035)年に49,290人、令和52(2070)年に42,640人の目標人口を設定します。

———第3期将来展望人口———

令和17(2035)年 **49,290人**

令和52(2070)年 **42,640人**



IV. 地方創生総合戦略

2. 第3期総合戦略具体的施策【施策体系図】

人口ビジョン		総 合			
人口の将来展望	基本目標	数値目標(総合的なアウトカム指標)			主な施策
		項目	実績値(R5)	目標値(R12)	
<p>2035年に 49,290人 (ピーク人口)</p> <p>2070年に 42,640人</p> <p>※2030年までに出生率1.64、 2035年に1.71に上昇する仮定</p>	<p>1. 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする</p> <p>■就労機会の創出と多様化</p>	法人市民 税納税額	283,905千円	295,261千円	<p>起業サポートと交流の場を提供する</p> <p>新たな企業の誘致による雇用機会の拡大</p> <p>農業に関する働く場の拡大と安定、U・I・Jターン移住者の誘導による就農促進</p> <p>林業サイクルの確立と山林資源活用を強化する</p> <p>地方への資金の流れの創出・拡大</p>
	<p>2. 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる</p> <p>■豊かな自然環境・田園環境を活用した新しい人の流れの創造</p> <p>■中山間地域の振興</p> <p>■多様な人たちの交流の場・居場所づくりの推進</p>	<p>①休日滞在人口率</p> <p>②社会増減数</p>	<p>①0.90</p> <p>②▲258人 (転入:2,114人 転出:2,372人)</p>	<p>①0.93</p> <p>②813人 (累計) (転出累計:11,558人 転入累計:10,745人)</p>	<p>都市圏からの新しい人の流れをつくり地域資源を活かした観光を開発する</p> <p>移住・定住の環境づくりを強化する</p> <p>多様な人たちの交流の場・居場所づくり</p>
	<p>3. 結婚・出産・子育ての希望をかなえる</p> <p>■子育て世帯にもやさしい様々なサービスの支援</p>	自然増減数	▲122人 (出生:332人 死亡:454人)	▲972人 (累計) (出生累計:2,356人 死亡累計:3,328人)	妊娠・出産・子育て等への切れ目ない支援の充実
	<p>4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる</p> <p>■まちの魅力がわかりやすい骨格・戦略的小拠点の形成</p>	那珂川市が「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」と回答した市民の割合(住民意識アンケート)	91.5%	93%	<p>快適で便利な住環境の整備</p> <p>持続可能な協働のまちづくりを推進する</p>
	横断的目標	市民満足度の平均値(住民意識アンケート)	3.01	3.07	市民目線に立った行政運営を推進する

IV. 地方創生総合戦略

戦 略				
KPI(事業のアウトカム指標)			具体的取組	SDGs
項目	実績値(R5)	目標値(R12)		
市内事業者数	1,517社	1,580社	「創業塾」の開催 博多南駅前ビルを活かした創業 機会の拡大	 
企業の誘致件数	0件(累計)	3件(累計)	企業誘致体制の強化	
担い手農家の 農地集積面積	62.9ha (全体351.3ha)	65.3ha (全体328.1ha)	遊休農地所有者の意向調査や貸 付、売買を希望する農地情報の収 集 就農希望者を確保するための企 画支援	 
森林組合出荷量	1,663m ³	3,000m ³	林業サイクル(植える、育てる、収 穫する、使う)のうち、安定した収 穫(=出荷)の実施	   
ふるさと応援寄附金 収入額	508,508千円	1,000,000千円	ふるさと納税返礼品の魅力化 企業版ふるさと納税の促進	
観光施設利用者数	93,537人	99,240人	観光情報の発信 体験テーマ型ツーリズムの実施	  
移住促進事業による移住世 帯数	26世帯(累計)	36世帯(累計)	移住・定住イベントの実施 移住交流促進センターによる移住 促進活動の強化	  
ミリカローデン那珂川利用 者数(生涯学習センター、田 園広場、図書館)	53,113人	76,839人	多種多様な人たちが交流できる 場づくり	 
「子育てしやすい市」だと 思う市民の割合	71.7%	90%	子育て世帯に届く情報発信 保育体制の確保 こども家庭センターにおける相談 対応の充実 親子の触れ合いを推進する場の 提供 子育てに係る経済的負担の軽減	  
居住誘導区域における人口 密度	72.9人/ha	80.1人/ha	市街地の形成 都市公園整備の促進 時代に即した公共交通ネットワ ークの形成	  
「地域コミュニティの活性 化」の満足度	3.04	満足度 平均以上	市民活動の活性化や多様な主体 を繋ぐ体制の整備 新たな市民活動支援メニューの 創設	 
「窓口サービスの充実」の 満足度	3.12	3.28	自治体DXの推進	 

IV. 地方創生総合戦略

3. 第3期総合戦略と総合計画後期基本計画における重点施策の位置づけ

第3期総合戦略の位置づけ (基本目標/主な施策)		総合計画の位置づけ (基本施策/施策の概要)
1. 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする	起業サポートと交流の場を提供する	5-1-2 新たな企業の育成支援 5-3-3 幅広い人材の交流拡大によるまちづくりの活性化
	新たな企業の誘致による雇用機会の拡大	5-1-1 商工業の活性化
	農業に関する働く場の拡大と安定、U・I・Jターン移住者の誘導による就農促進	4-3-1 農業の振興
	林業サイクルの確立と山林資源活用を強化する	4-3-2 林業の振興
	地方への資金の流れの創出・拡大	3-4-2 健全な財政基盤の確立
2. 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる	都市圏からの新しい人の流れをつくり地域資源を活かした観光を開発する	5-1-3 地域資源を活かした観光の開発
	移住・定住の環境づくりを強化する	5-3-2 移住・定住の環境づくりの強化
	多様な人たちの交流の場・居場所づくり	2-4-2 生涯学習の推進
3. 結婚・出産・子育ての希望をかなえる	妊娠・出産・子育て等への切れ目ない支援の充実	2-2-1 こども・子育て世帯への支援 2-2-2 保育サービスの充実
4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる	快適で便利な住環境の整備	3-1-1 賑わいある都市空間の形成 3-2-2 公共交通網の整備
	持続可能な協働のまちづくりを推進する	1-1-2 多様な主体をつなぐ体制の整備
横断的目標	市民目線に立った行政運営を推進する	3-4-3 情報ネットワークの適正な活用

第2部 後期基本計画

- I. 施策体系図・基本計画の見方
- II. 施策大綱1
- III. 施策大綱2
- IV. 施策大綱3
- V. 施策大綱4
- VI. 施策大綱5

I. 施策体系図・基本計画の見方



施策の概要

(1)市民参画の推進 (2)◆多様な主体をつなぐ体制の整備 (3)地域コミュニティの活性化

(1)消防体制の充実 (2)防災体制の充実・強化 (3)災害に備えた社会基盤の強靱化 (4)防犯・交通安全対策の充実 (5)消費者保護の推進

(1)健康づくり・介護予防の推進 (2)社会参加・生きがいづくりの推進 (3)安心の体制づくり

(1)地域福祉の充実 (2)障がいのある人への適正な福祉サービスの提供 (3)障がいのある人の社会参加の促進
(4)誰もが安全に暮らせるバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

(1)健康づくりの推進 (2)医療体制の充実/感染症対策の推進 (3)生活保障の充実 (4)社会保障制度などの適正な運営

(1)人権・同和教育と啓発の推進 (2)実態的差別の解消 (3)人権侵害への支援
(4)男女共同参画意識・ダイバーシティ(多様性)の推進

(1)◆こども・子育て世帯への支援 (2)◆保育サービスの充実 (3)児童虐待の防止

(1)学校教育の充実 (2)地域とともにある学校づくりの推進 (3)教育環境の充実

(1)社会教育の推進 (2)◆生涯学習の推進 (3)スポーツの推進

(1)◆賑わいのある都市空間の形成

(1)道路などの整備 (2)◆公共交通網の整備

(1)清潔な生活環境の形成 (2)憩いとやすらぎの場の確保 (3)安全で快適な住環境の創出

(1)効率的な行政運営の推進 (2)◆健全な財政基盤の確立 (3)◆情報ネットワークの適正な活用
(4)広報活動の推進と広聴活動の充実 (5)窓口サービスの充実 (6)実効性の高い行政運営の推進

(1)森林環境の保全 (2)河川環境の生物多様性の保全

(1)廃棄物の減量と4R活動の推進 (2)環境の保全と公害対策

(1)◆農業の振興 (2)◆林業の振興

(1)◆商工業の活性化 (2)◆新たな起業の育成支援 (3)◆地域資源を活かした観光の開発

(1)文化・芸術活動の充実 (2)歴史遺産の保存とまちづくりへの活用

(1)農業体験などを起点とした市外からの交流の促進 (2)◆移住・定住の環境づくりの強化
(3)◆幅広い人材の交流拡大によるまちづくりの活性化

※◆をつけた項目は第3期那珂川市まち・ひと・しごと創生-人口ビジョン・総合戦略と連動した取組です。

I. 施策体系図・基本計画の見方



施策のテーマ・基本方針

各施策における基本施策の分野テーマと基本施策の基本方向となる施策方針を示しています。

みんなでアクション！SDGsのまちづくり

各施策に関連するSDGsの実現に向けたスローガンを示すとともに、目標の実現に向けた、「みんなの目指すアクション」と「行政が支えるアクション」を示しています。



まちの現状と課題

これまでの市の取組やこれからの社会動向を踏まえ、基本施策における現状と課題を示しています。

主な取組

基本施策に基づく主な取組を示しています。また、重点施策となる総合戦略の施策を「地方創生」と示しています。

目標指標

基本施策の各取組の成果を測る代表的な目標指標を示しています。

施策大綱1

支え合い、
安心して暮らせるまちづくり

支え合い、安心して暮らせるまちづくり

現状

- ◆ 市民のライフスタイルが多様化する中、地域活動への市民の関わり方は変化しており、従来型の地域コミュニティの希薄化が懸念されています。また、外国人労働者など、様々な価値観をもった市民の増加が予測され、多文化共生*の視点にたった社会を形成する重要性が高まっています。
- ◆ 大規模地震や風水害など自然災害が多発化する中、災害に強いインフラ整備と市民の主体的な防災対策の重要性が高まっています。また、日常生活における防犯対策や交通事故から身を守る安全対策の必要性も高まっています。
- ◆ 全国的に高齢者の人口割合は増加し続け、令和12(2030)年には高齢化率が30%を超える推計が出ていることから、那珂川市においても高齢化が進み、一人暮らしや認知症の人など支援を必要とする高齢者、障がい者などが増加することが予測されます。誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らせるような仕組み「地域包括ケアシステム*」の構築が必要とされています。
- ◆ 公的な福祉サービスを充実させることはもちろん、すべての市民がお互いに協力し、支え合いながら協働できる地域社会を目指しています。そのために市民一人ひとりの意識醸成を図ることで、地域福祉を向上させることが必要です。
- ◆ 市民が生涯を通じて心豊かに暮らすためには、心身ともに健康であることが重要であり、市民が自らの健康に関心を持つとともに、個々の健康づくりがより一層促進されるよう、社会全体で支援する環境づくりが求められています。

目指す方向性

高齢者や障がい者など、すべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指し、自助力、互助力、共助力、公助力を高め、支え合い、助け合いのできる人づくり、地域づくりを進めます。

また、自然災害が多発化する中、市民一人ひとりが非常時の災害による被害をできるだけ少なくするよう日頃から備え、みんなで助け合って乗り越えていける、地域の防災力が高いまちづくりを進めます。

本施策の展開方針

- ◆ 市民・団体・企業などの多様な主体が地域コミュニティの担い手として連帯し活動する環境を目指し、市民と行政がともに役割と責任を持ちながら協働したまちづくりを進めます。
- ◆ 市民の生命や財産を守るため、地震や風水害など様々な自然災害、犯罪・事故に備え、災害に強いインフラ整備を進めるとともに、自助力、互助力、共助力、公助力を向上させ、防災・防犯に対する地域力の強化による安全、安心なまちづくりを推進します。
- ◆ 医療・介護・福祉などの専門職が連携した地域包括ケア体制により、高齢者、障がい者などが安全、安心、健康で自立した生活を送ることができるまちを目指します。
- ◆ 年齢や障がいの有無などに関わらず地域と共生できるまちを目指し、すべての市民が支え合い・助け合いの精神で自立を支援し、また地域社会への参加と参画で、共に生きる環境をつくりまします。
- ◆ 各世代の健康意識を高め、市民の健康寿命の延伸を目指し、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組める環境づくりを推進します。

基本施策

1

市民による地域力を

発揮できる協働社会を推進する

みんなでアクション！SDGsのまちづくり



みんなでめざすアクション

- ◆ 地域社会の様々なコミュニティ活動などに積極的に参加します。
- ◆ 団体による地域活動や区公民館活動を充実するとともに幅広い市民の参加を促進し、市民の輪を広げます。
- ◆ 市民・団体・企業が連携し、ともに地域課題を解決するパートナーシップを築きます。

行政が支えるアクション

- ◆ 多様な主体が地域社会の中で活躍できる機会や場づくりに努めます。
- ◆ 地域活動を行うボランティアなどの市民団体の活動を支援します。
- ◆ 市民などと協働して地域課題を解決する関係をコーディネートします。

市民による地域力を発揮できる協働社会を推進する

施策1 市民参画の推進

現状と課題

- ◆ まちづくりへの市民・団体・企業の関心を高め、参画を促進するため、市政や市民によるまちづくりの取組に対する情報発信・共有できる環境づくりが必要となっています。
- ◆ 幅広い市民のボランティアなど、まちづくりへの参画を促進するため、各種講座や研修会に関する広報紙、ホームページ、SNS*などを活用した効果的な周知方法の検討が必要となっています。

主な取組

① 市民参画につなげる情報発信・情報共有の充実

- ・ NPO・ボランティア活動に対する理解を深めるため、各種講座・研修会の実施や広報紙、ホームページ、SNSなどによる情報発信・情報共有に努めます。

② ボランティアなどの育成

- ・ ボランティア支援センターを中心に、ボランティア団体の活動を支援するとともに、市民が各団体の活動を体験できる機会を企画・実施し、参加者の増加を図ります。

目標
指標ボランティア支援センターの
年間イベント参加者数

基準値(R5)

162人

目標値(R12)

170人

市民による地域力を発揮できる協働社会を推進する

施策2 多様な主体をつなぐ体制の整備

現状と課題

- ◆ 協働のまちづくりを推進するため、まちづくりを実践するボランティア団体を育成するとともに、様々な団体同士の連携、活動団体への市民の参画を増やす必要があります。
- ◆ 市民一人ひとりが活躍できる場所と役割を持ち、活躍できる地域社会を実現するため、市民のボランティア活動などへの参加を促進することが必要となっています。

主な取組

① 多様な主体をつなぐコーディネーションの役割を担うために必要な体制の整備

地方創生

- ・ 協働コーディネーション* のスキルを身に付けるため、行政・ボランティア支援センター・社会福祉協議会などとの合同による研修を推進します。

② 市民によるまちづくり事業の提案の促進

- ・ これまでの提案型まちづくり事業の課題を整理・検証し、市民の主体的なまちづくりを支援できる事業内容への改善を図るため、新たな市民活動支援メニューへの刷新を検討します。

③ 市民の生きがい支援体制の整備

- ・ 市民一人ひとりが生きがいを持って暮らせるよう、柔軟で多様な活躍の場を提供することを目指し、情報や研修機会の提供を検討します。

目標指標

新たな市民活動支援メニューの利用団体数(累計)

基準値(R5)

-

目標値(R12)

5団体

市民による地域力を発揮できる協働社会を推進する

施策3 地域コミュニティの活性化

現状と課題

- ◆ 地域コミュニティの拠点となる自治会活動は、昨今のコミュニティの希薄化などの課題を踏まえ、改めて地域自治意識の高揚を図り、地域コミュニティの活性化に向けた支援が必要となっています。
- ◆ 南畑地域などの中山間地域では、高齢化によるコミュニティ活動の担い手不足が進んでいることから、地域外の関係人口*の拡大も含めた地域の活性化が必要となっています。
- ◆ 市立公民館は社会教育や生涯学習などの活動拠点として、自主講座の開催などが実施されていますが、更なる施設の活性化を図るため、主体的な活動につながる人材の育成、発掘が必要となっています。

主な取組

① 地域コミュニティの充実

地方創生

- ・ 今後の地域コミュニティのあり方について、地域の意向などを踏まえながら検討します。

② 市立公民館、区公民館活動の充実・支援

- ・ 市立公民館は、市民自らが主体的に学ぶ場の提供に努めるとともに、多くの市民が集い、活発な活動を行えるよう体制整備に努めます。
- ・ 区公民館連絡協議会と連携し、区公民館活動の人材育成に対する支援を行うとともに、市民が区公民館活動へ気軽に参加できる環境づくりを進め、区公民館活動の活性化を図ります。また、区公民館の改修など施設の充実に向けた支援の強化を図ります。

③ 南畑地域活性化への支援

- ・ 地域住民の団体などとの連携により、移住・定住の促進や関係人口の拡大を目指した地域活性化に向けて取り組みます。

目標指標

「地域コミュニティの活性化」に満足している市民の割合

基準値(R5)

3.04点

目標値(R12)

満足度
平均以上

目標指標

市立公民館年間利用者数

基準値(R5)

52,691人

目標値(R12)

71,000人

基本施策

2

市民の安全な暮らしを

守るまちを実現する

みんなでアクション！SDGsのまちづくり



みんなでめざすアクション

- ◆ 災害に備え、災害危険箇所や身近な避難先に関する情報を把握します。
- ◆ 自主防災組織や防犯パトロールなど地域の見守り活動に参加するとともに、交通安全意識を持ち、交通ルールを守ります。

行政が支えるアクション

- ◆ 浸水対策など災害に備えた社会基盤の整備により減災に取り組みます。
- ◆ 防犯・交通安全・消費者意識を啓発するとともに体制強化を図ります。

施策1 消防体制の充実

現状と課題

- ◆ 市民の安全・安心な暮らしを守る地域の消防力を強化するため、常備消防体制の充実を図るとともに、地域の消防力の核である消防団の団員の確保、活動の支援による地域消防体制の充実が必要となっています。

主な取組

① 常備消防の充実

- ・ 市民の安全・安心な暮らしが守れるよう、常備消防体制の充実に向けて春日・大野城・那珂川消防組合消防本部との取組を推進します。

② 消防団の充実

- ・ 地域の消防力を強化するため、消防団の広報活動などを通じて消防団員の確保や消防団活動への支援に努めます。

目標
指標

消防団員数

基準値(R5)

230人

目標値(R12)

260人

2 市民の安全な暮らしを守るまちを実現する

施策2 防災体制の充実・強化

現状と課題

- ◆ 風水害や震災などの大規模災害に対する意識が高まる中、日頃から市民の防災意識向上を図り、災害時の被害の防止や軽減、市民同士の助け合いに繋げるとともに、災害に関する情報を迅速かつ確実に市民に情報提供できる体制を構築することが必要となっています。

主な取組

① 市民や地域の防災意識の向上

- ・ 防災情報に関する広報活動や防災訓練の実施により、日頃から市民の防災意識の啓発に努めます。また、災害時に備えた総合防災マップによる災害のリスク・防災の知識などの防災情報の周知に努めます。

② 自主防災組織の育成・避難対策の推進

- ・ 災害時における地域での初動対応や避難行動要支援者の避難などが円滑に進められるよう、自主防災協議会を中心とした各区における自主防災組織の育成を支援します。また、災害時に安全に避難ができるよう、避難場所や危険箇所などの周知徹底を図ります。

③ 災害時の情報伝達手段の整備・活用

- ・ 災害時の防災気象情報や避難情報などの連絡手段として、防災行政無線や県が配信する「防災メールまもるくん」、SNS(LINE公式アカウント)、テレビのデータ放送などの活用を進めるほか、民間事業者による緊急速報メールや防災アプリの利用を促進するなど、多様な情報伝達手段の整備・活用を検討します。

目標指標

防災士の人数(累計)

基準値(R5)

167人

目標値(R12)

300人

目標指標

防災士向けセミナーの実施回数
(累計)

基準値(R5)

1回

目標値(R12)

5回

2 市民の安全な暮らしを守るまちを実現する

施策3 災害に備えた社会基盤の強靱化

現状と課題

- ◆ 頻発化・激甚化する集中豪雨による風水害などの自然災害を未然に防止・軽減するため、国や県と連携し、那珂川などの河川改修、排水路整備などの浸水対策が必要となっています。

主な取組

① 国土強靱化に向けた社会基盤整備

- ・ 集中豪雨による風水害などの自然災害の頻発化・激甚化に備え、社会基盤の強靱化に向けた基盤整備に努めます。

② 河川などの安全性向上

- ・ 河川などの安全性を高めるため、県が実施している那珂川の河川改修事業をはじめ、災害発生のおそれがある河川やため池などについて計画的な改修を推進します。また、自然災害などでため池が決壊した際に、周辺の区域に被害を及ぼす恐れのある防災重点ため池については、災害時に安全に避難ができるよう、ため池ハザードマップを活用した防災情報の周知に努めます。

③ 浸水対策の充実強化

- ・ 浸水対策が必要な箇所について、排水路の整備を実施するなど、計画的な整備を推進します。

目標指標

河川改修延長(累計)

基準値(R5)

-

目標値(R12)

150m

目標指標

防災重点ため池の健全度評価の実施数(累計)

基準値(R5)

18箇所

目標値(R12)

31箇所

目標指標

ため池改修工事の完了数

基準値(R5)

-

目標値(R12)

1箇所

市民の安全な暮らしを守るまちを実現する

施策 4 防犯・交通安全対策の充実

現状と課題

- ◆ 市民の日常的な暮らしの中で犯罪や交通事故から身を守るため、市民や警察署、交通安全協会など一体となって取り組む環境づくりが必要となっています。

主な取組

① 地域防犯活動の推進

- ・ 地域ごとに市民による見守り活動や防犯パトロールなどの活動を支援します。

② 防犯設備の充実

- ・ 犯罪を防止する環境整備として、警察署との協議により、防犯カメラの設置を推進します。

③ 交通安全意識の向上

- ・ 交通事故を防止するため、高齢者の事故予防対策(安全運転支援装置設置促進)のほか、警察署、交通安全協会などと連携し、街頭啓発や交通安全教室などを開催することにより、市民の交通安全意識の向上に努めます。

④ 交通安全施設の整備

- ・ 道路における事故を防止し、交通の安全性を高めるために必要なカーブミラーやガードレール、区画線、歩道などの交通安全施設の整備を促進します。

目標
指標防犯カメラの設置方向数
(累計)

基準値(R5)

60件

目標値(R12)

74件

施策 5 消費者保護の推進

現状と課題

- ◆ 増加するインターネットを使った詐欺などをはじめ、消費生活の被害を防止するため、消費者意識の啓発とトラブルに対応した相談体制の充実が必要となっています。

主な取組

① 消費者意識の啓発活動・相談体制の充実

- ・ 県消費生活センターと連携し、高齢者などを中心とした消費者意識の啓発活動を実施するとともに、消費者被害に対応した相談体制の充実を図ります。

目標
指標

消費生活の苦情相談年間件数

基準値(R5)

131件

目標値(R12)

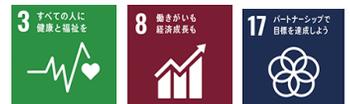
150件

基本施策
3

高齢者が生きがいを持ち、

安心して暮らせる環境をつくる

みんなでアクション！SDGsのまちづくり



みんなでめざすアクション

- ◆ 健康や福祉に興味・関心を持ち、介護予防活動や認知症対策を支援する市民ボランティアに参加します。
- ◆ 高齢者の地域社会における活躍の場をつくとともに、高齢者は、地域活動や就労の場に参加します。
- ◆ 社会福祉協議会・民生委員・児童委員を中心に、高齢者を地域で支え合う活動を広げます。

行政が支えるアクション

- ◆ 関係機関との連携により高齢者の介護予防や健康づくりができる環境づくりを推進します。
- ◆ 高齢者の社会参加や就労機会づくりを支援します。
- ◆ 福祉・医療機関などとの連携により、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる環境をつくる

施策 1 健康づくり・介護予防の推進

現状と課題

- ◆ 高齢者がいつまでも健康に暮らしていくためには、介護予防の充実が必要となっています。特に、住民健診などのデータに基づいて、健康課題の抽出を行い、要介護状態の前段階であるフレイル予防* 対策と生活習慣病の重症化予防、認知症予防対策などを一体的に行うことで、切れ目のない支援を行うことが重要となっています。
- ◆ 介護予防活動の受け皿として、介護サポーターによる活動の充実や増加する認知症へのサポート体制の充実が必要となっています。

主な取組

① 介護予防の充実

- ・ 住民健診などの保健事業と高齢者への介護予防事業のつながりを強化することで、切れ目のない一体的な支援を実施します。
- ・ 介護予防活動を広げるため、一般介護予防事業を充実するとともに、介護サポーターの受入機関を増やし、サポーター活動の周知に努めます。また、増加する認知症に対応するため、認知症サポーター養成講座などの実施による高齢者のサポート体制の充実を図ります。

② 高齢者の健康増進の推進

- ・ 高齢者の日頃からの健康増進に向けた意識を高揚するため、健診受診や体力測定会への参加を勧奨します。また、健康増進事業を地域へ拡大するため、出前講座* の充実と地域で活動する自主サークルの活動支援を推進します。

目標指標

介護サポーター登録者数
(累計)

基準値(R5)

232人

目標値(R12)

300人

目標指標

後期高齢者健診受診率

基準値(R5)

19.2%

目標値(R12)

31.0%

高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる環境をつくる

施策2 社会参加・生きがいづくりの推進

現状と課題

- ◆ 高齢者の社会参加や就業の場づくりを進めてきたシルバー人材センターの活動機会の拡大を進めるとともに、多様な就労機会の創出に向けて、民間事業者を含めた高齢者の就労環境の整備が必要となっています。
- ◆ 高齢者の健康づくりや生きがいづくりを推進するため、シニアクラブ活動の活性化が必要となっています。

主な取組

① 生きがいづくりや社会参加の促進

- ・ 高齢者が様々な地域活動に参加し活躍できる場をつくるため、シニアクラブの活性化やシルバー人材センターの会員増加に向けた周知活動の支援を進めるとともに、高齢者の知識・技術・経験を活かした生涯学習やボランティア活動・仲間づくり活動などへの参加を促進します。

② 就業機会の確保

- ・ 多様化する高齢者の就労ニーズに対応するため、シルバー人材センターが民間事業者と連携し、雇用機会の多様化に向けた就業環境の向上を図る取組を支援します。

目標
指標

シルバー人材センター会員数

基準値(R5)

266人

目標値(R12)

300人

目標
指標シルバー人材センターの就業率
(または65歳以上の有業率)

基準値(R5)

74.1%

目標値(R12)

75.0%

高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる環境をつくる

施策3 安心の体制づくり

現状と課題

- ◆ 超高齢社会を迎え、高齢者などの暮らしを支える地域包括ケアシステムを充実し、医療・介護・福祉が様々な課題を共有・連携し、総合的に支援できる体制づくりが必要となっています。

主な取組

① 地域包括ケアシステムによる住宅支援の充実

- ・ 高齢者などが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療や介護、移動や買い物支援などの生活支援、介護予防などが一体となった地域包括ケアシステムによる支援を推進します。

② 地域の支援活動の充実

- ・ 地域包括ケアシステムの充実のために、地域で高齢者を支え合う活動を充実するとともに、認知症の人の在宅での暮らしを支えていくため、認知症地域支援推進員を中心に、声かけ訓練やオレンジ(認知症)カフェを充実し、認知症サポーターやキャラバンメイト*の活躍の場の拡大を検討します。

③ 権利擁護の充実

- ・ 高齢者の権利擁護の充実を図るため、成年後見制度についての講演会などによる周知を図り、制度の利用を促進します。

目標
指標認知症サポーター養成講座
受講者数(累計)

基準値(R5)

716人

目標値(R12)

3,500人

目標
指標

地域包括支援センターの認知度

基準値(R5)

58.7%

目標値(R12)

80.0%

基本施策

4

地域が支え合う社会、

誰もがとともに暮らせる社会をつくる

みんなでアクション！SDGsのまちづくり



みんなでめざすアクション

- ◆ 事業者や団体は、障がいのある人の自立を支援する就労の場、交流の場を広げます。
- ◆ 障がいのある人への理解を深め、社会活動への参加を支援します。
- ◆ 地域での見守り・支え合い活動に参加します。

行政が支えるアクション

- ◆ 福祉事業者などと連携し、障がいのある人の適切な支援に努めます。
- ◆ 障がいのある人の社会参加に向けた取組を推進します。
- ◆ 地域福祉の支え合いの仕組みづくりに向けた関係機関との連携体制の充実を図ります。

施策 1 地域福祉の充実

現状と課題

- ◆ 超少子高齢・人口減少社会において、市民の支え合いによる福祉のまちづくりの必要性が高まっており市民の福祉に対する意識の醸成を図るとともに、計画的に地域福祉のまちづくりを推進していくことが必要となっています。
- ◆ 地域福祉活動の中心的な役割を担ってきた社会福祉協議会や民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、福祉に関するニーズの増大、多様化などに対応していくため、包括的な支援体制の整備や地域福祉に関わる市民ボランティアの育成や活動への支援が必要となっています。

主な取組

① 地域福祉の推進

- ・ 「地域共生社会」の実現に向けて、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、計画的な地域福祉活動の支援を進めるとともに、行政や社会福祉協議会が実施する福祉サービスを広報紙や出前講座などで周知しサービスの利用拡大を図ります。
- ・ 行政と社会福祉協議会が連携し、地域福祉活動の担い手となるボランティアの育成・活動支援などを推進します。

施策 2 障がいのある人への適正な福祉サービスの提供

現状と課題

- ◆ 障がい福祉の自立支援、生活支援が多様化する中、障がいのある人やその家族のニーズに対応したサービスを提供できるよう、相談体制の充実とサービス内容の検討が必要となっています。

主な取組

① 障がい福祉サービスの総合的な推進

- ・ 障がいのある人が地域社会の中で自立して生活できるよう、「障がい福祉計画」などに基づいて、関係機関と連携し、総合的な福祉サービスの推進を図ります。

② 日常生活支援の充実

- ・ 障がいのある人の様々なニーズに対応する生活支援が包括的に確保される体制の整備と、サービスの質的・量的充実を図ります。また、手話奉仕員養成講座などを通じて手話通訳者の確保を図るなど、障がいのある人のコミュニケーション支援に努めます。

③ 相談体制の充実

- ・ 社会福祉士などの専門員を配置し、相談支援体制を充実させることにより、障がいのある人やその家族のニーズに沿った障がい福祉サービスの利用や社会資源の活用を促進します。また、相談支援の周知に努め、専門員への相談につなげることで、障がいのある人やその家族の将来の不安解消を図ります。

施策3 障がいのある人の社会参加の促進

現状と課題

- ◆ 障がいのある人が地域社会の中でその適性と能力に応じて就労できるよう、事業者などに対し雇用促進に向けた情報提供や啓発が必要となっています。
- ◆ 発達に特性があることとその保護者が安心して暮らせるよう、保護者と幼稚園・保育所などの関係機関との連携による相談支援体制の充実が必要となっています。

主な取組

① 自立支援の充実

- ・ 障がいのある人が地域社会の中で自立して生活できるよう、就労支援などの各種サービスの充実を図り、障がい者雇用の促進に努めます。

② 療育の推進

- ・ 発達に特性のある子どもが必要な情報や支援を得られるよう、保護者の相談の機会の充実を図り、早期療育の場を提供します。
- ・ 市内の幼稚園・保育所などの職員を対象とした研修及びコンサルテーション*の充実を図ります。

目標指標

就労定着支援決定者数

基準値(R5)

7人

目標値(R12)

24人

施策4 誰もが安全に暮らせるバリアフリー*・ユニバーサルデザイン*の推進

現状と課題

- ◆ 公共施設や道路のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化をさらに進めるとともに、権利擁護に向けた取組の充実により心のバリアフリーを図ることで、すべての人が安全・安心に暮らせる環境づくりが必要となっています。

主な取組

① 権利擁護・理解促進の充実

- ・ 高齢者や障がいのある人などが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者や障がいのある人に対する正しい理解を広め、心のバリアフリーを図るとともに、権利擁護を推進するため、成年後見制度などの周知徹底を図ります。

② バリアフリー・ユニバーサルデザインの充実

- ・ 市内の公共施設及び歩道などに関して、バリアフリーが必要な箇所について計画的な改修を進め、あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちを創出していくユニバーサルデザインの充実を図ります。

基本施策
5

市民が健康に暮らせる

環境をつくる

みんなでアクション！SDGsのまちづくり



みんなでめざすアクション

- ◆ 事業者や団体は、生活困窮者などの自立した生活に向けた環境づくりを支援します。
- ◆ 健康づくりへの意識を高め、健康増進による生活習慣病予防や健康管理、感染症などに対する予防対策に取り組みます。
- ◆ 国民健康保険制度などの社会保障制度の適正化に努めます。

行政が支えるアクション

- ◆ 生活困窮者の自立に向けた支援の充実を図ります。
- ◆ 健診、健康相談を充実するとともに、平時・救急の医療体制の確保、感染症に対する危機管理体制の構築に取り組みます。
- ◆ 社会保障制度の適正な運営を図ります。

施策1 健康づくりの推進

現状と課題

- ◆ 各世代に応じた健康課題に対する正しい知識の普及と、健康への関心を喚起し、あらゆる世代へ健康づくりのための保健事業を展開していくことが必要となっています。
- ◆ 疾病の早期発見・早期治療にとどまらず、市民一人ひとりの生活習慣の改善・健康意識の向上のための取組を通じて生活習慣病の発症・重症化予防を推進する必要があります。

主な取組

① 健康づくり支援体制の強化

- ・ 「健康増進計画」に基づき、保健・医療・福祉・教育が連携した地域社会全体での健康づくりを支援する体制の強化を図ります。

② 健康づくりの意識の高揚

- ・ 健診事業や保健指導、啓発活動を通じて様々なライフステージ*に応じた健康づくりを周知し、市民の健康づくりに対する意識の向上を図ります。

③ 保健事業の充実

- ・ 市民の健康課題に適切に対応できる保健事業を実施するため、専門職(保健師、管理栄養士など)の保健指導の技術向上を図ります。

④ 食育の推進

- ・ 食生活改善推進員と管理栄養士による各世代に応じた食生活に関する正しい知識を普及するため、地域や団体、関係課と連携した食育推進事業を推進します。

目標指標

自身の健康づくりに
取り組んでいる人の割合

基準値(R5)

55.3%

目標値(R12)

70.0%

市民が健康に暮らせる環境をつくる

施策2 医療体制の充実／感染症対策の推進

現状と課題

- ◆ 市民の安全・安心な暮らしを支える地域医療を充実するため、医療機関と連携し、休日・夜間の救急医療の体制を確保するとともに、適切な医療機関へのかかり方などの普及・啓発が必要となっています。
- ◆ 新たな感染症の発生による重大リスクに対し、迅速で適切な情報共有や危機管理体制の確立が必要となっています。

主な取組

① 地域医療体制の充実

- ・ 医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携し、かかりつけ制度や正しい医療機関へのかかり方などの啓発に努めます。
- ・ 休日・夜間の救急医療業務が円滑に遂行できる体制の整備を推進します。

② 感染症対策の推進

- ・ 新たな感染症の発生に対し、迅速な対応ができる危機管理体制を確立するとともに、感染拡大防止に対する適切な情報提供に努めます。
- ・ 感染症予防・疾病の重症化防止及び蔓延防止のため、予防接種をはじめとする感染症予防に関する正しい知識の普及・啓発に取り組みます。

目標
指標

麻しん風しん(MR)ワクチン
第2期の接種率

基準値(R5)

91.4%

目標値(R12)

95.0%

市民が健康に暮らせる環境をつくる

施策3 生活保障の充実

現状と課題

- ◆ 生活に困窮する人が、生活を立て直し、安心して暮らせるよう生活困窮者自立支援法に基づく相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関との連携強化が必要となっています。
- ◆ ひきこもりや犯罪被害者などに対しても、相談窓口の明確化をはじめとした相談支援体制の整備が必要となっています。

主な取組

① 生活困窮者などの相談支援体制の充実

- ・ 生活に困窮する人をはじめとした心配事を抱える人が気軽に相談できるよう、相談窓口を明確化し、広報紙などを通じた情報提供や相談員の出張による相談機会の充実を図ります。

目標
指標

困りごと相談室の認知度

基準値(R5)

24.9%

目標値(R12)

50.0%

施策4 社会保障制度などの適正な運営

現状と課題

- ◆ 国民健康保険制度、介護保険制度などの社会保障制度の適正な運営による財政の安定化を図るため、適正な賦課・徴収が必要となっています。
- ◆ 医療費の抑制のため、健診受診率向上に向けた取組が必要となっています。

主な取組

① 国民健康保険制度の適正な運用

- ・ 国民健康保険制度の適正な運営のため、国民健康保険税の適正賦課・徴収に努めるとともに、医療費の抑制に向けて、ジェネリック医薬品*の普及啓発などの取組の強化を図ります。
- ・ 特定健診・保健指導の受診率の向上に向け、健診の実施体制の改善や周知の充実を図るとともに、生活習慣病の発症リスクがある人に対する特定保健指導の充実を図ります。

② 介護保険制度の適正な運営

- ・ 介護保険制度の適正な運営のため、介護保険料の適正な賦課・徴収に努めるとともに、要支援・要介護の認定を受けた人が必要なサービスを受けられるよう、地域包括支援センターをはじめ関係機関と連携して適正なサービスの提供に努めます。また、制度の運営に必要な適正な保険料の見直しについて検討します。

③ 後期高齢者医療制度の適正な運営

- ・ 後期高齢者医療制度の適正な運営については、実施主体である福岡県後期高齢者医療広域連合と連携を図るとともに、保険料の収納率の向上に努めます。

④ 国民年金制度の適正な運営

- ・ 国民年金制度の適正な運営については、年金制度改革をはじめとした制度全体の周知を図るため、広報紙及びホームページにおける普及啓発だけでなく、窓口での年金相談などを推進します。

⑤ 生活保護制度の適正な運営

- ・ 生活保護制度の適正な運営については、真に生活に困窮する人に対して最低限の生活を保障するとともに、自立の助長に努めます。

目標
指標

国民健康保険税の収納率

基準値(R5)

94.0%

目標値(R12)

95.0%

目標
指標

特定健診受診率

基準値(R5)

40.8%

目標値(R12)

60.0%

施策大綱2

誰もが学び、
育むまちづくり

現状

- ◆ 市民がお互いの尊厳を保ち、自他の大切さを認めることができる意識を醸成することで、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指しています。そのためには、現存する全ての差別の解消に向けた継続した取組が必要です。
- ◆ こども達が地域とのふれあいを通じて健やかに成長できるよう、学校、家庭、地域が連携しこどもを育てる地域の教育力を高める必要があります。また、市民が地域で集い、学びあいながら学習成果を生かした活動を展開し、市民同士のつながり、交流を深める生涯学習・スポーツの環境づくりが求められています。
- ◆ 学校教育については、基礎的な学力の向上や豊かな心の育成、体力の向上といった、「生きる力」の確実な育成を目指した、こども一人ひとりに応じたきめ細やかな取組を継続して推進するとともに、老朽化が進む施設・設備などの環境整備が求められています。
- ◆ 全国的に少子化が進行している中、那珂川市も年少人口は減少傾向にあります。少子化抑制に向けて保育ニーズをはじめとした、妊娠期から子育て期までの総合的な支援によって、安心してこどもを産み育てることができる環境づくりが求められています。

目指す方向性

市民一人ひとりが人権を尊重し合いながら、誰もが分け隔てなく、ともに学び、連携するまちづくりの輪を拡大します。子育て世代のライフスタイルの多様化にあわせ、家庭だけではなく地域社会全体で子育てを行えるよう、意識や環境を醸成し、那珂川市でこどもを産み育てることに安心と喜びを実感できるまちを目指します。

また、那珂川市の次世代の担い手となるこどもが健やかに育ち、社会を生き抜く力を学べるよう、学校、家庭、地域が連携した教育環境の充実を図ります。すべての市民が地域社会の中で学ぶ活動を通じて、将来にわたって住み続けたいまちを目指します。

本施策の展開方針

- ◆ 市民一人ひとりが人間として尊重される真に豊かな社会の実現を目指し、あらゆる差別や偏見をなくす取組を推進するとともに、人権侵害を受けた市民への相談体制の充実を図ります。
- ◆ 多様化する子育て環境に対応し、地域・行政が一体となった子育て支援を充実させ、少子化対策に取り組みます。また、女性の社会進出が拡大する中、仕事と子育てを両立できる環境を支援するため、保育などのニーズに対応した環境整備に取り組みます。
- ◆ 自ら学び、考え、判断し、行動する力を育てる質の高い教育活動により、「生きる力」を育む人づくりを目指します。また、こども一人ひとりを大切にしたいきめ細やかな教育の体制づくりを進め、安全安心で快適な教育環境を創出します。また、経済的困窮をはじめ生活に不安を抱えるこどもとその家庭への支援、いじめや不登校対策の推進など、こどもが等しく学べる環境を整備します。
- ◆ すべての市民が、生涯を通じて、自分らしく主体的に地域活動に関わることができる環境を整備し、活動を通じて市民の人や地域との絆を深めるとともに、まちづくりを担う人づくりにつなげていきます。

基本施策
1

多様な市民の人権を

尊重した社会をつくる

みんなでアクション！SDGsのまちづくり



みんなでめざすアクション

- ◆ 事業者や団体は、女性の社会進出を支援します。
- ◆ 人権に関する学びの機会に参加し、差別や偏見をなくす力を養います。

行政が支えるアクション

- ◆ 男女共同参画の意識を啓発するとともに、女性の活躍に対する支援を進めます。
- ◆ 地域や学校、職場などで人権に関する啓発や学びの機会の充実に取り組みます。

施策1 人権・同和教育と啓発の推進

現状と課題

- ◆ 価値観の多様化が進む中、人権への正しい理解と認識を高めるためには市民一人ひとりの個性や能力を発揮できる社会を築いていくことが重要です。そのため、啓発事業として、各種講演会や人権フェスタなかがわなどへの参加促進を図るとともに、学校におけるこどもの人権意識を高める取組の充実が必要となっています。

主な取組

① 地域における人権・同和教育と啓発の推進

- ・ 差別のない社会の実現に向け、啓発冊子の発行や地域の団体による研修会の開催、各種講演会や人権フェスタなかがわなどを通じた教育・啓発を行うとともに、参加者の増加を図ります。

② 学校における人権・同和教育の推進

- ・ 各学校において作成している人権・同和教育全体計画に基づく人権・同和教育を進めていくとともに、県が作成した同和教育副読本や那珂川市社会科歴史・公民学習カリキュラムなどを活用し、こどもたちの人権意識の育成を進めます。

目標指標

人権フェスタなかがわ参加者数

基準値(R5)

3,217人

目標値(R12)

4,000人

目標指標

各区公民館における
人権問題研修会の実施区数

基準値(R5)

34区

目標値(R12)

37区

目標指標

人権教育推進状況調査の割合

基準値(R5)

100%

目標値(R12)

100%

施策2 実態的差別の解消

現状と課題

- ◆ 同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決を目指し、人権センターを中心に相談体制を充実するとともに、差別の実態を把握し、実態に即した教育及び啓発活動の推進が必要となっています。

主な取組

① 差別の実態把握

- ・ 部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消を推進し、差別のない社会を実現するため、差別が起きた背景、要因などを把握し、解決に向けた相談体制の充実と教育及び啓発を進めるとともに、令和3年3月施行の「那珂川市部落差別の解消の推進に関する条例」の周知をはじめ、市の実態に即した取組を進めます。

② 生活相談などの充実・支援

- ・ 地域の実態を把握しながら各種事業の進捗状況を管理し、関係課と緊密に連携をとりながら、人権センターにおける相談体制の充実を図ります。

目標指標

人権センター年間来館者数

基準値(R5)

20,309人

目標値(R12)

20,000人

施策3 人権侵害への支援

現状と課題

- ◆ DV* などの人権侵害に対する被害を抑制・予防するため、相談体制の周知や支援活動の充実が必要となっています。

主な取組

① 人権相談の充実

- ・ 人権擁護委員による人権相談の利用を促進するため、広報紙、ホームページなどを活用した周知活動を進めるほか、人権フェスタなかがわなどの人権啓発事業や学校行事などの場において、人権擁護委員の取組を紹介する機会を作ります。

② 性による人権侵害への支援

- ・ DV相談などに係る相談窓口(ちくし女性ホットライン、DV相談ナビ、男性DV被害者のための相談ホットライン、配偶者暴力相談支援センターなど)を市民に周知するため、公共施設や医療機関にチラシを設置するなどの活動を進めます。また、中学校の生徒を対象としたデートDVの予防を図るための啓発活動を進めます。

目標指標

市民が利用する店舗など(民間事業所)や公共施設へのDVなど相談窓口に関するカードなどの設置か所数(累計)

基準値(R5)

643件

目標値(R12)

800件

施策4 男女共同参画意識・ダイバーシティ*（多様性）の推進

現状と課題

- ◆ 外国人やセクシュアルマイノリティ* など、多様な価値観をもった人が固定的な役割分担に捉われることなく、仕事や家庭生活、地域活動など平等に参画できる社会の実現が求められています。
- ◆ 女性の活躍推進が求められる中、国や県の施策と連動し、地域社会の中で女性の社会進出を支援する取組の拡大が必要となっています。

主な取組

① 男女共同参画の啓発

- ・ 男女共同参画の現状を把握・分析し、目的や対象に応じた広報活動や講演会の充実により男女共同参画意識の向上を図ります。

② 男女共同参画推進体制の整備

- ・ 男女共同参画推進センターを中心に関係機関や活動団体のネットワークを活かした推進体制づくりを進めます。

③ 女性参画の推進

- ・ 審議会などへの女性参画を促進するとともに、様々な行政運営での女性登用を向上するため、本市で取りまとめている女性人材リストの周知を進め、リストの活用を促進します。
- ・ 行政をはじめ、地域の各種団体における女性の積極的な登用及び女性の社会参画の促進を図るため、研修会などを通じた女性職員の人材育成や啓発を進めます。また、多様な働き方による女性の社会進出を拡大するため、短時間勤務制度の導入など、子育てと仕事の両立を応援する企業を増やすとともに、起業などを目指す女性への支援を進めます。

目標指標

女性人材リストの登録者数
(累計)

基準値(R5)

28人

目標値(R12)

30人

目標指標

市職員の監督職(係長職)
以上に占める女性の割合

基準値(R5)

19.0%

目標値(R12)

30.0%

基本施策
2

安心して出産、子育て

できるまちをつくる

みんなでアクション！SDGsのまちづくり



みんなでめざすアクション

- ◆ 子育て世帯が子育てに不安・ストレスを抱えないよう、行政と団体が連携し、親子や保護者同士の交流の場を広げます。
- ◆ 事業者は、子育て世帯が子育てと仕事が両立できるよう支援します。
- ◆ 地域の中で安心して子育てができるよう地域活動を通じて子育て世帯を支援します。

行政が支えるアクション

- ◆ 保育・子育て支援サービスを提供するとともに、子育ての不安解消に向けた相談・交流の場を提供します。
- ◆ ワーク・ライフ・バランスを啓発し、女性の社会的権利の向上を図ります。
- ◆ 関係機関と連携し児童虐待防止に向けた相談・支援体制づくりを推進します。

2 安心して出産、子育てできるまちをつくる

施策1 こども・子育て世帯への支援

現状と課題

- ◆ 核家族化や共働き世帯が増加する中、多様化する子育て支援のニーズに対応するため、関係機関との連携による相談体制の充実や地域の子育て支援活動の充実が必要となっています。
- ◆ 妊娠・出産・子育てを安心してできるように、乳幼児と保護者に対する妊娠期からの切れ目ない支援が必要となっています。

主な取組

① 母子保健事業の充実

地方創生

- ・ 妊娠期から子育て期にわたる保護者の健康維持と、乳幼児期におけるこどもの健やかな成長・発達のため、乳幼児健診などの結果に対する効果的な保健指導や、相談・助言などを行うとともに、必要に応じて関係機関との連絡調整を実施し、子育て世代の支援を推進します。

② 地域子育て支援拠点の充実

地方創生

- ・ ふれあいこども館では、子育て世帯の交流の場として、子育てに関する相談・援助機能を充実するとともに、利用者のニーズに応じたプログラムの充実を図ります。
- ・ 地域における子育て支援活動の充実のため、区公民館などで実施されている子育てサロンへの支援や子育てサークル活動の場の提供などを推進します。

③ 子育て世帯に届く情報発信

地方創生

- ・ 子育て世代に対して必要な子育て支援情報が届けられるよう、母子手帳アプリを活用した広報活動の充実を図ります

④ 子育て世帯への支援の充実

地方創生

- ・ 子育て世帯の生活の安定を図るため、こどもの医療費助成などの経済的支援を行うとともに、ひとり親家庭への自立支援のほか、こどもの貧困の解消に向けた取組を推進します。

目標指標

「子育てしやすい市」
だと思える市民の割合

基準値(R5)

71.7%

目標値(R12)

90.0%

2 安心して出産、子育てできるまちをつくる

施策2 保育サービスの充実

現状と課題

- ◆ 子育て世帯の生活習慣・就労形態に合わせ、保育ニーズに対応した保育サービスを提供できるよう、保育施設の環境整備、多様な保育サービスの充実が必要となっています。

主な取組

① 保育施設の機能充実

地方創生

- ・ 待機児童の解消や就学前教育・保育サービスをより充実するため、保育定員の確保及び保育施設の機能充実を図ります。

② 多様なサービスの実施

- ・ 子育て世帯が利用しやすい病児・病後児保育のほか、地域の中で会員同士がこどもの預かりなどを互いに助け合うファミリー・サポート・センターを継続して推進します。

③ 就学前の子育て支援のあり方の検討

- ・ 働き方改革に伴う子育て世帯の働き方の多様化など、社会変化に伴うライフスタイルの変化に対応した子育てができる環境づくりを検討します。

目標
指標

保育待機児童数

基準値(R5)

0人

目標値(R12)

0人

2 安心して出産、子育てできるまちをつくる

施策3 児童虐待の防止

現状と課題

- ◆ 児童虐待を早期に発見できるよう、関係機関と連携した取組を推進するとともに、児童虐待の発生防止のため、誰でも相談出来る体制の整備が必要となっています。

主な取組

① 相談体制の充実

- ・ 児童虐待を防止するため、社会福祉士や保育士など、社会福祉に関する専門家や児童の発達による児童家庭相談の充実を図ります。

② 関係機関との連携強化

- ・ 児童虐待の課題は多岐にわたるため、庁内外の関係機関(児童相談所、警察署、教育委員会など)が情報を共有し、連携することで、児童虐待の発生防止・早期発見に向けた体制を強化します。

③ こどもの権利の啓発

- ・ こどもの権利条例に基づき、市民にこどもの権利についての啓発を推進します。

目標指標

「こどもの権利条例」の認知度

基準値(R5)

-

目標値(R12)

70.0%

基本施策
3

健やかで「生きる力」を持った

こどもが育つまちをつくる

みんなでアクション！SDGsのまちづくり



みんなでめざすアクション

- ◆ こどもの健やかな成長を地域で見守ります。
- ◆ 学校・家庭・地域が協力して地域のこどもの教育活動を支援します。

行政が支えるアクション

- ◆ いじめ、不登校の解消や就学支援など、こどもの健全な育成に向け支援します。
- ◆ こども一人ひとりに応じたきめ細やかな教育活動の充実を図ります。

施策1 学校教育の充実

現状と課題

- ◆ グローバル化* や情報化など社会情勢の変化に対応できるこどもの「生きる力」を育てるため、学力向上と社会ニーズに対応した教育の推進が必要となっています。
- ◆ スクールソーシャルワーカー*やスクールカウンセラー*による、就学環境に問題を抱えるこどものいじめや不登校などの課題解決や相談体制の整備が必要となっています。
- ◆ こどもたちの健全な成長と愛郷心を醸成するため、学校給食の充実が必要となっています。
- ◆ 特別な支援を必要としているこどもに対しては、適切な教育を受けられるための支援を充実し、こども一人ひとりを大切にしたいきめ細やかな教育が必要となっています。

主な取組

① 確かな学力の育成

- ・ 学習指導要領に基づき、こども一人ひとりに応じたきめ細かな学習指導体制により、確かな学力の向上を図ります。ICT*教育については、ICT支援員を配置し、タブレット*などのICT機器を活用し、情報化に対応した教育の充実を図ります。

② 豊かな心の育成

- ・ 各小・中学校に不登校等専任教員やスクールソーシャルワーカーなどを配置し、不登校の対応を図るとともに、「那珂川市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止などの対策を推進します。
- ・ すべての学校図書館に学校司書を配置し、こどもの読書に対する興味・関心を高め、想像力豊かなこどもの育成を図ります。
- ・ 将来の夢や希望をもち、豊かな職業観と進路選択能力を育成するため、キャリア教育* を充実します。

③ 健やかな体の育成

- ・ たくましい身体を育むために、基本的な生活習慣の定着を図ります。また、学校給食の衛生管理に努め、安全・安心な給食を提供し、こどもへの食育を推進します。
- ・ 健やかな体の育成のため、危機予測・回避能力を身につけさせるよう安全教育の充実を図ります。

④ 特別支援教育の充実

- ・ 多様な就学相談に対応するため、特別支援教育センターに専門の職員を配置し、学校及び保護者への適切な支援を推進します。また、教育ニーズに応じた指導・支援を行うため、教職員の研修を充実し、専門性の向上を図ります。

目標
指標全国学力・学習状況調査結果
(小学生・国語)

基準値(R5)

106点

目標値(R12)

全国平均
+5ポイント以上目標
指標全国学力・学習状況調査結果
(小学生・算数)

基準値(R5)

103点

目標値(R12)

全国平均
+2ポイント以上目標
指標全国学力・学習状況調査結果
(中学生・国語)

基準値(R5)

103点

目標値(R12)

全国平均
+4ポイント以上目標
指標全国学力・学習状況調査結果
(中学生・数学)

基準値(R5)

104点

目標値(R12)

全国平均
+6ポイント以上目標
指標全国学力・学習状況調査児童生徒
質問紙結果(小学生・中学生)
・ICTを活用した授業づくりの頻度

基準値(R5)

45.9%

目標値(R12)

100%

目標
指標全国学力・学習状況調査児童生徒
質問紙結果(小学生・中学生)
・ICTを活用した授業への意欲

基準値(R5)

93.5%

目標値(R12)

100%

目標
指標

学校栄養職員の配置数

基準値(R5)

-

目標値(R12)

10人

施策2 地域とともにある学校づくりの推進

現状と課題

- ◆ 地域とともにある学校づくりを行うために、コミュニティ・スクール* の取組を充実させるとともに、小・中学校の連携・強化が必要となっています。

主な取組

① 学校、家庭、地域、施設などとの連携・協働

- ・ 各小・中学校におけるコミュニティ・スクールの取組を充実し、地域に開かれた学校運営を進めるとともに、中学校ブロックを単位とした拡大コミュニティ・スクールを実施し、小・中学校の連携の強化を図ります。

目標指標

拡大コミュニティ・スクールの
実施件数

基準値(R5)

8件

目標値(R12)

9件

施策3 教育環境の充実

現状と課題

- ◆ こどもが安全・安心に学習できる学校施設を目指し、老朽化した施設の改修や学習指導要領に対応した機器・設備の導入などの環境整備が必要となっています。
- ◆ 高い指導力を身に付けた人間性豊かな教職員の育成を図るとともに、こどもと向き合う時間の確保など、教職員の働き方改革が必要となっています。
- ◆ こどもの貧困化や経済格差によるこどもの学び意欲の低下が課題となっており、経済的な理由で就学が困難な世帯への継続的な支援が必要となっています。

主な取組

① 学校施設の整備・充実

- ・ こどもの学校生活を充実させるため、教育環境の整備を進めるとともに、特にICT教育環境の更なる充実に向けて、機器の更新や導入など、計画的な整備に努めます。

② 専門性の高い教職員の育成

- ・ 教職員の意欲と力量の向上を図るため、研修を充実するとともに、働き方改革に伴う学校における業務改善などを図ります。

③ 就学の支援

- ・ 経済的な理由により厳しい就学環境の中で学習するこどもがいる家庭に対し、就学援助による支援を推進します。

目標指標

バリアフリー化改修率
(多目的トイレ整備率)

基準値(R5)

90.0%

目標値(R12)

100%

目標指標

教職員の年間年休取得日数

基準値(R5)

-

目標値(R12)

20日

基本施策
4

市民一人ひとりが生涯学習や

スポーツに参加しやすい環境をつくる

みんなでアクション！SDGsのまちづくり



みんなでめざすアクション

- ◆ こどもの体験活動や居場所づくりを推進し地域ぐるみでこどもの健全育成に取り組みます。
- ◆ 学ぶ意欲を持ち、様々な学習機会に参加するとともに、健康増進に関心を持ち、様々なスポーツ活動に参加します。
- ◆ 生涯学習・スポーツを通じて市民の交流を広げるとともに、市民の知識や経験を活かした地域活動への還元を支援します。

行政が支えるアクション

- ◆ 地域での社会教育活動を支援し、地域行事の活性化を図ります。
- ◆ 生涯学習・スポーツ活動の拠点となるミリカローデン那珂川や体育施設が有効活用されるよう環境整備に取り組みます。
- ◆ 市民の自主的な生涯学習・スポーツ活動を支援します。

施策1 社会教育の推進

現状と課題

- ◆ こどもたちが学校だけでなく、地域の市民とのふれあいを通じて自主性、社会性を育む環境づくりが重要であり、様々な交流活動を展開できる人材・団体の確保を含めたこどもを育てる環境の充実が必要となっています。

主な取組

① 学校を核とした地域づくり

- ・ 学校を核とした地域づくりを推進するため、地域学校協働活動推進員が中心となり、地域の協力のもとコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図ります。

② こどもの居場所の確保

- ・ こどもがのびのびと遊べるふれあいこども館や放課後子供教室のほか、学びの場となるこどもの学習支援などを充実することで、こどもたちの安全・安心な居場所づくりを推進します。

③ 家庭の教育力の向上

- ・ 家庭における教育力を高めるため、家庭教育学級の各種講座の充実を図ります。
- ・ 地域学校協働活動推進員と連携し、地域学校協働活動においても家庭の教育力向上に資する活動を推進します。

④ 青少年の健全育成

- ・ 青少年の非行の防止、保護及び健全育成を図るため、青少年指導員会などの関係機関と連携を図ります。

⑤ 社会教育関係団体の連携強化

- ・ 社会教育の推進及び地域学校協働活動の推進のため、子ども会育成会連絡協議会、PTA連絡協議会などの社会教育関係団体間の連携強化を図ります。

⑥ 国際交流の推進

- ・ 様々な国の生活や文化の違いを学び、互いに関心を深め、国際感覚や視野を広げるため、市民の国際交流活動を支援します。

目標指標

地域学校協働本部の設置数

基準値(R5)

3校

目標値(R12)

10校

目標指標

家庭教育学級生数

基準値(R5)

62人

目標値(R12)

140人

施策2 生涯学習の推進

現状と課題

- ◆ 生涯学習の中核拠点であるミリカローデン那珂川や市立公民館などを有効に活用した市民の学習活動や交流活動を推進するため、学習内容の充実、市民の施設の利用促進に向けた取組が必要となっています。
- ◆ 地域の高齢者の優れた技術や経験を持った地域人材の育成・活用を行うとともに、市民活動団体、学校などの多様な主体との連携による生涯学習活動の充実が必要となっています。

主な取組

① 多様な学習機会の提供

- ・ 市民のニーズにあった生涯学習の機会を提供するため、高砂大学や家庭教育学級などにおける講座内容の充実を図ります。

② ミリカローデン那珂川や市立公民館などの施設の整備・充実

地方創生

- ・ 市民の学習環境を整えるため、リニューアルしたミリカローデン那珂川の活用を進めるとともに、市立公民館の適切な管理及び計画的な改修により、安全で快適な生涯学習の場の提供を推進します。

③ 読書活動の推進

- ・ 「子ども読書活動推進計画」に基づき、こどもの読書活動を推進するとともに、保護者や教職員、活動団体など大人を対象とした研修の実施などの支援を推進します。

目標
指標

高砂大学受講者数

基準値(R5)

106人

目標値(R12)

210人

目標
指標

図書館の年間利用者数

基準値(R5)

-

目標値(R12)

110,000人

施策3 スポーツの推進

現状と課題

- ◆ スポーツ活動を通じて、市民の健康増進や交流が広がるよう、既存の運動施設の充実や様々なスポーツを楽しむことが出来る新たな運動施設の計画的な整備が求められています。
- ◆ 健康志向の高まりに合わせた、地域におけるスポーツ活動の普及・拡大を図るため、体育団体の活動の支援が必要となっています。

主な取組

- ① **総合運動公園の整備**
 - ・ 総合運動公園の整備について、公園整備の基本計画に基づき、整備に取り組みます。
- ② **スポーツ施設の整備**
 - ・ 市民体育館をはじめとする老朽化したスポーツ施設の計画的な改修に取り組みます。
- ③ **市民のスポーツ活動を支える団体の育成**
 - ・ 市民のスポーツ活動を推進するため、スポーツ協会などに対して支援を行います。

目標指標

市内学校・社会体育施設
年間利用者数

基準値(R5)

235,761人

目標値(R12)

260,000人

施策大綱3

自然と調和した
快適に暮らせる
まちづくり

現状

- ◆ 那珂川市では、利便性の高い市街地と豊かな自然が調和した都市景観をつくってきました。今後も、長期的な視点で那珂川市の振興・発展を捉えた計画的な土地利用を進めていくことが求められています。
- ◆ 道路交通環境の整備は、市民の暮らしの利便性を支える都市基盤であり、今後も安全な道路網の整備、市民ニーズを踏まえた公共交通ネットワークの維持・確保が求められています。
- ◆ 市民の快適な生活環境を維持するため、都市公園などの市民が自然に親しめる憩いの場の充実、安定した上水道の供給、衛生的で快適な生活環境を継続的に提供できる下水道の維持・管理が求められています。
- ◆ 社会構造の変化や市民ニーズが多様化する中、市民満足度の向上につながる質の高い行政サービスを提供していくため、行政経営の視点に立った、合理的な行政運営が求められています。

目指す方向性

市民の暮らしの中で豊かな自然を身近に感じながら、利便性の高い都市機能を実感できる、自然都市にふさわしいバランスのとれた快適な生活環境・都市環境づくりを目指し、新たな都市空間の整備、道路交通ネットワークの機能向上、安全・安心な衛生環境の維持・管理を進めます。また、効率的な行政運営の推進と健全な財政基盤を確立します。

本施策の展開方針

- ◆ 自然と調和のとれた都市景観を創出するとともに、各地区の特性に応じた拠点機能の強化・連携を目指します。また、利便性の高い市街地中心部内の土地の高度利用促進を図ります。
- ◆ 市民の移動手段であるJR博多南線とバスが相互に連携した公共交通ネットワークを形成するとともに、新たな時代に対応した交通体系の構築を目指します。また、円滑な移動に必要な道路網の充実を目指します。
- ◆ 市民の憩いの場である、自然とふれあう公園環境を充実するとともに、良好な上下水道環境、衛生環境などの維持・管理による安全で快適な暮らしの実現を目指します。
- ◆ 限りある経営資源で、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズを的確にとらえた柔軟な行政運営を進めるために、行政運営の効率化や行政の経営力を強化し、市民目線に立った質の高い行政サービスを実現します。

基本施策
1

自然と調和した
快適な都市基盤をつくる

みんなでアクション！SDGsのまちづくり



みんなでめざすアクション

- ◆ 自然と調和したまちづくりを意識し土地利用を進めます。
- ◆ 事業者・団体は、行政と連携し快適な都市環境の形成を進めます。

行政が支えるアクション

- ◆ 土地利用に関する計画を見直しながらか計画的な土地利用を検討します。
- ◆ 市民にとって安心・快適な都市空間の整備を図ります。

1 自然と調和した快適な都市基盤をつくる

施策1 賑わいのある都市空間の形成

現状と課題

- ◆ 本市の北部は高密度な既存市街地が形成されているため、新市街地の創出により都市機能の強化と住宅地の確保を図り、「都市計画マスタープラン」に示すコンパクト+ネットワーク*の都市構造を実現することが必要となっています。
- ◆ 本市の魅力の一つである自然と都市の調和を活かすため、豊かな自然環境や優良な農地の保全を図りながら、魅力的な都市空間の創出によるまちの賑わい形成を図ることが必要となっています。
- ◆ 本市の東の玄関口であるJR博多南駅周辺の魅力向上・活性化に向け、博多南駅前ビルを核とした賑わいの生まれる都市空間の整備が必要となっています。

主な取組

① 新市街地の創出

地方創生

- ・ 「都市計画マスタープラン」に基づき、都市機能の強化と住宅地の確保を目的として新市街地の創出を目指します。道善・恵子地区は、地区計画に基づいた商業及び医療、福祉施設などの誘導とともに、公共交通の利便性を活かした住環境の整備を図ります。また、「都市計画マスタープラン」に基づき、仲・五郎丸地区など市街化区域に隣接した市街化調整区域について、新市街地の創出を検討します。

② 秩序ある土地利用の実現

地方創生

- ・ 秩序ある土地利用の実現のため、都市計画基礎調査などの結果を加味しながら、土地利用のニーズなどに合わせて、土地利用規制の見直しなどを検討します。

③ 良好な都市景観形成の促進

地方創生

- ・ 緑豊かな住環境の形成に向けて、市街地の緑化を推進するための事業について検討します。
- ・ 新市街地整備検討地区については、建築協定の締結の促進やまちなみガイドラインの策定など、魅力的な市街地環境を形成するための取組を含め具体的な事業内容について検討します。
- ・ 公共空間の利活用を含めた中心市街地内の活性化や賑わい創出による良好な都市景観の形成のための取組について、事業者や団体などと連携のうえ、検討します。

④ 案内サインなどの整備

- ・ ミリカローデン那珂川などの公共施設へ総合案内サインの設置を検討します。

⑤ 博多南駅前ビル周辺の活性化

- ・ 博多南駅前ビル周辺一帯のさらなる活性化に向けて、博多南駅前ビルの情報発信機能の強化や人々の交流の促進など、管理運営を行う指定管理者と連携しながら、取組の強化を図ります。

目標指標

新市街地創出に向けた事業の着手件数及び土地利用規制の変更件数(累計)

基準値(R5)

2件

目標値(R12)

3件

基本施策
2

地域を結ぶ安全・便利な
道路交通ネットワークをつくる

みんなでアクション！SDGsのまちづくり



みんなでめざすアクション

- ◆ 道路の危険箇所などを把握し、市と相談しながら安全対策を講じます。
- ◆ 道路の美化・清掃活動に参加するとともに、公共交通を維持していくため、公共交通の利用を促進します。

行政が支えるアクション

- ◆ 計画的な道路整備を進め、市民にとって安全で利便性の高い交通環境の整備を推進します。
- ◆ 市民の生活交通手段を維持・確保します。

施策1 道路などの整備

現状と課題

- ◆ 市内の幹線道路や生活道路の利便性、安全性を高めるため、近隣自治体との連携を図る道路網の整備や市民要望に対応した道路の維持管理、通学路を中心とした歩道の整備などの環境整備が必要となっています。
- ◆ 身近な生活道路の環境保全について、クリーンパートナー制度による市民団体の自発的な活動を支援・促進してきましたが、構成団体員の高齢化及び団体数が減少しており、さらなる市民参加による環境保全を推進していくことが必要となっています。

主な取組

① 幹線道路の整備

- ・ 主要幹線道路となる国道385号をはじめとする国道・県道の維持管理、計画されている道路の早期完成に向けた調整を図るとともに、市道などの老朽化した舗装の更新や歩道のバリアフリー化を推進します。

② 生活道路の整備

- ・ 生活道路の計画的な整備を行うとともに、道路パトロールによる危険箇所の早期発見と補修に努めます。

③ 橋梁などの整備

- ・ 橋梁などの点検や補修計画に基づき、橋梁などの安全性の確保に向けた長寿命化工事を推進します。

④ 道路などの環境保全

- ・ 市民団体による道路などの美化・清掃活動を支援するクリーンパートナー制度について活動場所の範囲を拡大し、団体が活動しやすいように制度改正を行い、団体の加入を促進します。

目標指標

歩道のバリアフリー化
整備延長距離(累計)

基準値(R5)

200m

目標値(R12)

650m

目標指標

クリーンパートナー活動団体数
(累計)

基準値(R5)

17団体

目標値(R12)

23団体

施策2 公共交通網の整備

現状と課題

- ◆ 地域の特性に合った新たな生活交通手段として令和7年10月1日に運行を開始した那珂川のるーと「かわせみバス」について、利便性を向上させ市民の利用を促進するため、運行の効率化が必要となっています。
- ◆ 市内の生活交通が市内各拠点や福岡都市圏をつなぐ広域交通と効果的に連携する公共交通の体系化が必要となっています。

主な取組

① 公共交通体系の検討、拠点間の交通ネットワークの強化

- ・ 「立地適正化計画」と連動した公共交通体系の構築を図ります。

② 生活交通の確保 地方創生

- ・ 那珂川のるーと「かわせみバス」の乗車率を高めるため、利用状況を分析し運行内容に反映させるなど、適時見直しを行い、市民の利便性を向上させます。
- ・ 那珂川のるーと「かわせみバス」が運行できない地域については、デマンド交通*の運行や地域が主体となって運行する公共交通について検討を行い、市民の生活交通を確保します。

③ JR博多南線の維持・充実

- ・ JR博多南線の利便性向上を図るため、JR博多南駅の周辺自治体で組織する博多南線交通対策協議会を通じてJR西日本に対する要望活動を推進します。

目標
指標

市公共交通年間利用者総数

基準値(R5)

252,302人

目標値(R12)

252,302人

基本施策
3

安全で快適な

生活環境をつくる

みんなでアクション！SDGsのまちづくり



みんなでめざすアクション

- ◆ 水資源を大切に使うとともに、節水を心がけます。
- ◆ 住宅の耐震化を進めます。
- ◆ 公園利用のルールを守り、安全で利用しやすい公園を維持します。

行政が支えるアクション

- ◆ 水道施設の整備・更新、下水道の整備を進めるとともに、下水道への接合・合併処理浄化槽の設置を促進します。
- ◆ 災害に強い良質な住環境づくりを支援します。
- ◆ 公園の安全な環境を整備します。

施策1 清潔な生活環境の形成

現状と課題

- ◆ 老朽化した下水道などの施設の点検・改築更新や、下水道事業の経営を効率的に行うことが必要となっています。また、下水道に対する市民意識を高め、接続促進を図ることも重要となっています。
- ◆ 安全で安心な水を安定的に供給するため、水道施設の適正管理など、施設設置者に対する水質保全などに係る啓発の推進が必要となっています。

主な取組

① 公共下水道の整備、下水道の安定した経営

- ・ 公共下水道などの整備については、「ストックマネジメント* 計画」に基づき、計画的に点検調査及び改築更新工事を進めます。また、事業の安定した経営を継続できるよう、中・長期的な経営計画による管理を推進します。
- ・ 公共下水道への接続促進については、積極的に接続勧奨を行います。また、下水道処理区域外においては、浄化槽事業を推進し、公共用水域の水質保全に努めます。

② 水道水の安定供給

- ・ 水道水を継続的かつ安定して提供できるよう、春日那珂川水道企業団との連携を深めます。また、水道施設設置者に対する水道の水質衛生管理については、春日那珂川水道企業団と連携し、啓発及び推進を図ります。

目標
指標

管路点検調査済率(1巡目)

基準値(R5)

32.0%

目標値(R12)

100%

施策2 憩いとやすらぎの場の確保

現状と課題

- ◆ 市内の公園の約半数が、設置から30年以上経過しており、今後も地域住民と子ども達が安心して利用できる遊び場を確保するため、計画的な公園の維持管理及び施設の更新が必要となっています。

主な取組

① 都市公園などの整備

地方創生

- ・ こどもの遊び場や市民の憩いの場として、安全で利用しやすい公園を維持していくため、公園施設の計画的な維持管理を進めるとともに、公園利用のルールなどについて、地域住民とともに検討・整備を推進します。
- ・ 総合運動公園の供用開始に伴い利用形態が大きく変わることが想定される安徳公園と岩戸公園について、機能の見直しを図るため、こどもまんなか公園づくり支援事業補助金などを活用した公園の再整備を検討します。

② 自然とふれあう場の整備

- ・ 那珂川の河川整備と合わせて、自然と身近にふれあえる場として遊歩道などの整備を検討します。

目標指標

整備した公園数(累計)

基準値(R5)

5公園

目標値(R12)

10公園

目標指標

那珂川沿いの散策路の
整備延長距離(累計)

基準値(R5)

0m

目標値(R12)

1,500m

施策3 安全で快適な住環境の創出

現状と課題

- ◆ 市民の住環境の改善を図るため、耐震化住宅改修などに対する支援が必要となっています。

主な取組

① 建築物耐震化の促進

- ・ 地震などによる人的・物的被害を最小限に抑えることを目的に、住宅・建築物耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震化及び道路に面したブロック塀などの安全対策に取り組み、市民の住環境及び道路通行者の安全性を確保します。

② 住宅改修の支援

- ・ 老朽化した住宅の外壁や水回りの改修、高齢化に伴うバリアフリーへの改修などを支援し、市民の住環境の改善及び地域経済の活性化を図ります。

目標
指標

住宅の耐震化率

基準値(R5)

93.0%

目標値(R12)

100%

基本施策
4

市民目線に立った
行政運営を推進する

みんなでアクション！SDGsのまちづくり



みんなでめざすアクション

- ◆ 行政サービスの理解を深め、適正なサービスの活用を進めます。
- ◆ 広報紙などにより行政情報を共有し、協働に向けて行政運営に参画します。

行政が支えるアクション

- ◆ 市民満足度の高い行政サービスの高度化を図ります。
- ◆ 市民への行政情報の共有化を進め、協働のまちづくりの機会の拡大を図ります。

施策1 効率的な行政運営の推進

現状と課題

- ◆ 市民の求める行政ニーズの多様化や地方創生など新たな戦略的まちづくりが求められる中、これらに対応できる職員の資質の向上や民間活力の導入を含めた柔軟性のある組織体制づくりが必要となっています。
- ◆ 市民との協働のまちづくりを推進するためには、まちづくりに関わる意識の高い職員を育成し、地域活動に対する市民との連帯感を醸成することが求められています。
- ◆ 福岡都市圏の近隣自治体における共通の課題については、広域のスケールメリット*を生かした連携による課題解決に向けた取組の検討が必要となっています。

主な取組

① 組織力の向上

- ・ 社会変化に対応した柔軟な行政運営ができる組織力を高めるため、業務に適応した職員配置を含めた組織機構の改善を図ります。

② 行政職員の資質向上

- ・ 多様化する市民ニーズに的確に対応できる職員の資質向上を図るため、働き方改革の実施により職場環境を整え有能な人材を確保するとともに、人事評価制度を活かした人材育成、組織活性化を推進します。

③ 業務効率化に向けた改善

- ・ 行政改革基本方針に基づき、取組状況について進捗を管理するとともに、業務改善に向けてデジタル技術などの活用を検討します。

④ 広域行政の推進

- ・ 福岡都市圏広域行政推進協議会を通じ、庁内における国・県への提言事項を整理・提言するとともに、近隣自治体に共通する課題に対する行政事務の広域化を検討します。

目標指標

市職員の外部研修年間受講者数

基準値(R5)

68人

目標値(R12)

93人

目標指標

デジタル技術などを活用し
業務を効率化した件数

基準値(R5)

2件

目標値(R12)

4件

4 市民目線に立った行政運営を推進する

施策2 健全な財政基盤の確立

現状と課題

- ◆ 限られた財源を有効に活用し、自主的なまちづくりを展開していくために、経常経費の削減や計画的な財源の配分、徴収体制の強化など、持続可能で健全な財政基盤の強化が必要となっています。
- ◆ 老朽化が進む公共施設など、本市の保有財産について、中・長期的な視点を持って有効活用していくため、計画的な維持管理が必要となっています。

主な取組

① 計画的な財政運営の推進

- ・ 社会情勢の変化、国や県の施策の動向、本市の状況などを考慮した中・長期的な財政計画による計画的な財政運営を推進します。

② 市税の適正な賦課・徴収の推進

- ・ 市税の適正賦課・徴収を実施するため、担当職員の更なる専門知識の習得とスキルアップを通じ、賦課・徴収体制の強化を図ります。

③ 保有資産の有効活用と適正管理

- ・ 「公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設などの保有財産を適正に管理するため、長寿命化、費用の縮減、予防保全を基本とした施設管理を推進します。
- ・ 財政管理と基金などの運用にあたっては、国内外の金融情勢などを注視し、リスクを回避し、堅実な運用を推進します。

④ 自主財源の確保・拡大

地方創生

- ・ 個人版ふるさと納税について、国の基準に基づき、既存返礼品の磨き上げや新たな返礼品の開発、寄附サイトの拡充、効果的なプロモーションなどを行い、寄附額の増加を図るとともに、本市の魅力発信に取り組みます。
- ・ 企業版ふるさと納税について、企業情報の収集や企業への営業活動に積極的に取り組み、寄附企業及び寄附額の増加を図ります。
- ・ 本市の公有財産を有効活用するため、売却などによる自主財源の確保に取り組みます。

⑤ 入札・契約事務の適正化

- ・ 市民から信頼される行政運営や地域経済の活性化を担う企業の健全な発展を図るため、継続的に入札・契約事務の適正化に取り組みます。

⑥ 適正な基金残高の確保

- ・ 今後の新たな行政需要に適切に対応していくため、適正な基金残高の確保に努めます。

市民目線に立った行政運営を推進する

目標
指標

ふるさと応援寄附収入額

基準値(R5)

508,507千円

目標値(R12)

1,000,000千円

目標
指標

堅実な基金運用

基準値(R5)

0.614%

目標値(R12)

1.0%

目標
指標固定資産税の賦課に係る
現地調査の年間実施回数

基準値(R5)

9回

目標値(R12)

9回

目標
指標

市税現年分の収納率

基準値(R5)

99.17%

目標値(R12)

99.0%

4 市民目線に立った行政運営を推進する

施策3 情報ネットワークの適正な活用

現状と課題

- ◆ 今後のICTの進展を見据え、行政のデジタル化の推進が求められており、AIなどの情報技術の導入、マイナンバーカードの活用による行政運営の効率化、行政サービスの質の向上など、デジタル・ガバメントの推進が必要となっています。

主な取組

① 情報化社会に対応した行政運営の推進

- ・ グループウェア* などの情報ネットワーク、タブレットの活用などにより、情報共有、庶務的事務の効率化を図ります。

② デジタル・ガバメント* の推進 地方創生

- ・ 国、県及び近隣自治体の動向を踏まえ、マイナンバーカードの活用を図るとともに、デジタル・ガバメントの推進に努め、市民サービスの充実を図ります。

③ 情報セキュリティの確保

- ・ 職員の情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、継続して研修などを実施します。

目標
指標

マイナンバーカードを用いた
オンライン手続きサービスの
申請件数

基準値(R5)

448件

目標値(R12)

800件

目標
指標

情報リテラシーに関する
市職員研修の年間実施回数

基準値(R5)

3回

目標値(R12)

3回

4 市民目線に立った行政運営を推進する

施策4 広報活動の推進と広聴活動の充実

現状と課題

- ◆ 市民とともにまちづくりを進めるため、広報紙、ホームページ、SNS、テレビのデータ放送など、様々な媒体を通じて市民が必要とする情報をわかりやすく提供することが求められています。また、市民の市政への関心が高まる広報活動を進めるとともに、市民からの幅広い意見を集める広聴活動の充実が求められています。
- ◆ 市民の政治への関心を高めていくためには、より透明性が高く、分かりやすい市議会の情報を伝えていく必要があります。

主な取組

① 広報活動の推進

- ・ 市民に効果的な情報提供が行えるよう、広報戦略に基づく、広報紙、ホームページ、SNS、テレビのデータ放送などのそれぞれの特性を活かした広報展開を推進します。

② 広報活動の充実

- ・ インターネットやSNSなどのツールを活用し、より多くの意見やニーズを把握していく仕組みを充実させ、市民の市政への関心と参画を図ります。

③ 議会情報の提供と円滑な議会運営の推進

- ・ 市議会の情報を市民にわかりやすく伝えるため、議会映像のインターネット配信、ホームページにおける情報公開を推進します。

④ 情報公開制度の適正な運用

- ・ 行政の透明性確保のため、情報公開制度における公文書の開示などにおいて個人情報などの情報を保護し、適正な情報の公開を推進します。

目標指標

「広報活動の推進と広聴活動の充実」に関する満足度

基準値(R5)

3.01点

目標値(R12)

3.10点

目標指標

Instagramフォロワー数

基準値(R5)

1,000人

目標値(R12)

4,500人

目標指標

「市議会だより」閲読
(毎回読んでいる)率

基準値(R5)

25.4%

目標値(R12)

60.0%

施策5 窓口サービスの充実

現状と課題

- ◆ 市民の生活様式の多様化にあわせ、休日開庁やコンビニエンスストアでの証明書交付、行政手続きの総合窓口の充実など、市民目線に立った行政サービスを拡大し、市民満足度の高い行政サービスを提供していくことが必要となっています。

主な取組

- ① コンビニ交付、休日開庁など、市民目線に立った利用しやすい行政サービスの推進
 - ・ コンビニ交付サービスを継続して実施していくとともに、年度末・年度初めの休日開庁など市民ニーズに即した行政サービスの充実を図ります。
- ② 総合的な行政窓口の充実
 - ・ 行政手続きのワンストップサービスを継続するとともに、窓口の待ち時間を有効活用する方法を検討します。

目標指標

コンビニ交付利用率

基準値(R5)

29.4%

目標値(R12)

37.0%

施策6 実効性の高い行政運営の推進

現状と課題

- ◆ 総合計画の各施策の着実な推進を図るため、PDCAサイクル* による施策に対する行政評価、職員の施策実現に係る業績評価など、施策実現に向けたマネジメントの出来る環境整備が必要となっています。

主な取組

① 組織マネジメントの充実

- ・ 職員の行政運営に対するモチベーションを高めるため、職員の能力評価、業績評価を人事評価に反映できるマネジメントシステムを検討します。

② 行政評価制度の推進

- ・ 総合計画の適正な目標管理及び効果検証ができる行政評価制度を推進します。

目標
指標

人事評価制度の適切な実施率

基準値(R5)

-

目標値(R12)

100%

目標
指標

人事評価制度に対する
職員の納得度

基準値(R5)

-

目標値(R12)

80.0%

施策大綱4

自然の豊かさを感じる
まちづくり

現状

- ◆ 那珂川市は、福岡都市圏にありながら、豊かで美しい山・川・農村風景に恵まれた環境を有しており、市民にとってまちの住み良さを象徴するかけがえのない資源となっているため、今後も市民とともに自然を守り、活かす取組が求められています。
- ◆ 地球温暖化などの地球規模の環境問題が顕在化する中、ごみ問題など、市民・企業などのそれぞれの立場において環境への配慮が課題となっており、省エネルギー対策やリサイクルなど、市民一人ひとりの取組が求められています。
- ◆ 第1次産業の担い手は高齢化などによる人口減少が進んでおり、新たな担い手の育成・確保や獣害対策、安定した就労環境の創出が求められています。

目指す方向性

自然環境とともに暮らす豊かさを市民一人ひとりが共有し、それぞれの立場から環境保全活動などを通じて、自然を大切に守り、育て、さらに魅力を引き出していくことで、まちの自然、環境の素晴らしさをさらに高め、誇れるまちを目指します。

本施策の展開方針

- ◆ まちの緑、水などの自然資源を次代に受け継いでいくため、森林・農地の保全・再生に取り組むとともに、自然資源の有効活用などにより、自然を守る活動が持続できる社会をつくるための取組を推進します。
- ◆ 市民一人ひとりが、まち全体の環境を守り、美しいまちをつくるという意識をもつよう啓発し、身近な暮らしの中でのごみ減量化や省エネルギー対策など、市民の環境保全活動を促進します。
- ◆ 農林業従事者は豊かな農地や森林を保全する担い手であり、持続できる農林業の発展を目指し、安定した従事者の育成を図ることと合わせ、有害鳥獣対策など安心して従事できる環境・体制整備を行い、地元農産物・産材の地産地消の推進・活用などによって、市民がまちの農林業を守り、育てる意識を高めます。

基本施策
1

豊かな自然環境を
受け継ぎ、活かす社会をつくる

みんなでアクション！SDGsのまちづくり



みんなでめざすアクション

- ◆ 豊かな森林・河川を守る意識を持ち、保全活動に参加します。
- ◆ 森林や河川を乱さず守り育てる植樹や自然景観を保全する団体活動に参加します。

行政が支えるアクション

- ◆ 森林・河川の保全のための環境整備に取り組めます。
- ◆ 市民・事業者の保全活動を支援します。

施策1 森林環境の保全

現状と課題

- ◆ 森林の山地災害防止や水源の涵養* などの機能を十分に発揮させ、自然と共生した生活を守るため、荒廃森林の整備、森林被害対策や災害危険箇所の事前把握などの対策が必要となっています。

主な取組

① 森林の公的機能の保全

- ・ 水源涵養機能や土砂災害防止機能、森林が保有する多面的・公益的機能などを長期的に発揮できる森林の整備を進めるため、森林環境譲与税などを活用し、森林の間伐や森林に侵入する竹林の対策を進めます。

② 森林乱伐・乱開発の防止

- ・ 「森林法」及び「那珂川市森林等の土地保全条例」などに基づき、関係業者への指導を徹底し、森林の乱開発の防止に努めます。
また、林地パトロールを強化することで、森林被害対策や災害危険箇所を事前に把握し、対策を進めます。

目標指標

那珂川水源地域整備の
実施累計面積

基準値(R5)

166.82ha

目標値(R12)

186.18ha

施策2 河川環境の生物多様性*の保全

現状と課題

- ◆ 美しい水辺に棲むカワセミ、ホタルなどの多様な生物は市の貴重な財産であり、多くの市民が愛着を持っています。今後も、河川環境を守り自然と共生するまちづくりを進めるために、環境教育などを通じた市民意識の向上を図るとともに、市民の環境保全活動などへの参加の拡大が必要となっています。

主な取組

① 河川環境の保全

- ・ 市民の環境を守る意識の高揚や郷土愛を育む機会として、市民団体などを中心とした河川清掃活動への支援を推進します。また、同じ河川水系自治体である福岡都市圏構成自治体と連携し、海洋プラスチック問題*などの環境問題に係る河川環境保全の意識高揚を図ります。

② 生物多様性の保全

- ・ 生物多様性の保全に対する意識高場に向けて、広報紙、ホームページなどへの掲載や環境フェアなどのイベントを通じた周知、啓発活動を進めます。

目標指標

那珂川・梶原川清掃活動
平均参加者数

基準値(R5)

-

目標値(R12)

920人

目標指標

自然観察会などの開催回数

基準値(R5)

5回

目標値(R12)

7回

基本施策
2

環境に配慮した
地域社会をつくる

みんなでアクション！SDGsのまちづくり



みんなでめざすアクション

- ◆ 日常生活における身近な環境保全として、廃棄物の減量化、4R* 活動に取り組みます。
- ◆ 環境を守る意識を持ち、省エネルギー対策などに取り組みます。
- ◆ 事業者は、市民と共に環境負担軽減に向けた活動に取り組みます。

行政が支えるアクション

- ◆ 廃棄物を減量化・資源化するため、適切な廃棄物の処理方法や4Rに対する啓発に取り組みます。
- ◆ 省エネルギー対策の促進に向けた活動を支援します。
- ◆ 市民などと一体となった環境保全活動を推進します。

施策1 廃棄物の減量と4R活動の推進

現状と課題

- ◆ ごみの分別・減量化の推進を図るため、広報紙などを通じて正しいごみの出し方を周知することが必要となっています。また、4R活動を市民一人ひとりが意識するための啓発活動が必要となっています。

主な取組

① 廃棄物の減量化の推進

- ・ 広報活動を通じ市民や事業者に対してごみの正しい分別・収集について啓発を継続するとともに、食品ロスに係る啓発、多量排出事業者への廃棄物の減量の指導・助言などを行いながら、廃棄物の減量化を進めます。

② 4R活動の推進

- ・ 市民の4R活動を推進するため、各地域での出前講座の実施、広報活動などにより啓発を進めます。

③ 廃棄物の適正処理

- ・ クリーン・エネ・パーク南部やエコピア・なかがわで、適正な廃棄物の処理を進めます。

目標指標

1人が1日に出すごみの量

基準値(R5)

853.7g

目標値(R12)

843.37g

目標指標

年間リサイクル率

基準値(R5)

13.5%

目標値(R12)

20.54%

施策2 環境の保全と公害対策

現状と課題

- ◆ 地球温暖化などにより自然環境が変化する中、市民・事業者・行政が一体となった温室効果ガス排出量削減に向けた省エネルギー対策などの環境保全活動の充実が必要となっています。
- ◆ 廃棄物の違法な野外焼却の防止、不法投棄防止パトロールの継続実施及び市民への環境保全に係る啓発活動が必要となっています。

主な取組

① 地域環境保全の推進

- ・ 環境保全推進員を中心とした地域活動との連携を図り、環境美化、ペットのマナーアップ、不法投棄防止など、地域の環境保全を進めます。

② 温室効果ガス排出削減の促進

- ・ 「環境基本計画」及び「地球温暖化防止対策実行計画」の進捗状況を踏まえ、脱炭素社会の実現に向け、広報紙・ホームページなどへの掲載や環境フェアなどのイベントを通じて啓発を推進し、温室効果ガス排出量削減に取り組みます。

③ 公害などへの対策

- ・ 水環境保全のため主要河川の水質検査を行い、検査結果に基づき県と連携しながら、必要な対策を講じていきます。また、不法投棄防止の看板設置やパトロールを実施し、違法な野外焼却や不法投棄の防止に努め、あわせて広報・啓発活動を行います。

目標指標

那珂川市全体の
二酸化炭素(CO2)年間排出量

基準値(R5)

-

目標値(R12)

105.0千t-CO2

基本施策
3

自然資源を活かした
農林業を振興する

みんなでアクション！SDGsのまちづくり



みんなでめざすアクション

- ◆ 市内の農地を守る意識を持ち、農業を応援するため、地産地消に取り組みます。
- ◆ 事業者は、収益性の高い作物* の開発に向けた取組を進めます。
- ◆ 森林・農地の保全に向けた活動に参加します。

行政が支えるアクション

- ◆ 農林業の生産性の向上や担い手を支援します。
- ◆ 収益性の高い作物への転作を推奨します。
- ◆ 市産材の公共施設への利用を拡大するなど、森林資源の持続可能な管理を推進します。

3 自然資源を活かした農林業を振興する

施策1 農業の振興

現状と課題

- ◆ 農業従事者の高齢化に伴う担い手不足を解消するため、就農支援による新規就農者の育成が必要となっています。また、遊休農地*の解消に向けた取組が必要となっています。
- ◆ 農業の安定した収益を確保していくため、収益性の高い作物への転作、既存の直売施設などを中心とした流通販売ルートの拡大が必要となっています。

主な取組

① 新規就農、就農希望者の育成・確保

地方創生

- ・ 認定新規就農者については、地域計画に基づき農地を集積し、作付け計画、所得目標の達成が図られるよう支援します。さらに、関係機関と連携し、新規就農者の技術向上、経営相談などのサポート体制を強化します。

② 所有権の移転、利用権の設定などによる農地集積

地方創生

- ・ 農業の担い手に対し、貸付や売却の意向がある農地を紹介することで、農地の集積率の向上を図ります。
- ・ 農地の情報をもとに地域ごとの意向・意見を踏まえて作成した地域計画に基づき、担い手へ農地を集積します。

③ 有害鳥獣対策の強化

- ・ 有害鳥獣捕獲活動の継続、イノシシの侵入防止柵の配布など、有害鳥獣対策の強化を図ります。

④ 荒廃農地の解消

- ・ 農地所有者へ荒廃防止に向けた指導を行うとともに、所有者が管理することが難しくなった農地を担い手に集積し、遊休農地の発生防止及び解消を図ります。

⑤ 収益性の高い作物*への転作、特産品のPR・販路拡大

- ・ 収益性の高い作物の作付を推奨します。また、ヤマモモやヤーコンなどの特産品については、市内の直売施設での販売などに限らず、市外への販路拡大を促進します。

⑥ 農福連携の検討

- ・ 障がいのある人や高齢者などの就労や生きがいがづくりの場を創出し、社会参画を実現するとともに、農業分野の新たな担い手確保につながることを期待できる農福連携の取組を支援します。

⑦ 地産地消の推進

- ・ 市内の農作物及び生産者などの情報を市内店舗や消費者に提供し、市民直結型農業を目指し、地産地消の推進を図ります。

目標指標

担い手農家や新規就農者へ紹介できる農地の面積(累計)

基準値(R5)

4.1ha

目標値(R12)

5.5ha

目標指標

市内在住者のJA主催の農業塾入塾者数(累計)

基準値(R5)

3人

目標値(R12)

15人

自然資源を活かした農林業を振興する

施策2 林業の振興

現状と課題

- ◆ 市民の暮らしを守る森林の役割を発揮できる環境を整備するため、林業分野の就業を通じた森林保全の仕組みづくりが必要となっています。
- ◆ 持続可能な森林保全や里山保全活動を展開できる林業経営を目指すため、市産材の利用を促進するほか、市外への市産材の販路拡大が必要となっています。

主な取組

① 林業サイクルの確立

地方創生

- ・ 「那珂川市内の公共建築物などにおける木材の利用の促進に関する方針」に基づき、公共施設の市産材の利用量の増加を推進します。

② 林業の担い手の育成・確保

- ・ 福岡県広域森林組合や林業研究会、女性林業研究グループなどと連携し、市産材を活用した取組を検討し、林業従事者の裾野の拡大を図ります。

③ 市産材の利用促進

- ・ 福岡県広域森林組合と連携し、公共施設を中心とした市産材の利用を促進します。また、市産材のブランド化を進めるにあたり、福岡県広域森林組合や市内の工務店、家具メーカーなどと連携し、那珂川ヒノキをはじめとする市産材の販路拡大を推進します。

目標
指標

福岡県広域森林組合年間出荷量

基準値(R5)

1,663m³

目標値(R12)

3,000m³目標
指標市の補助を受けて林業事業者が
実施する利用間伐面積(累計)

基準値(R5)

52.9ha

目標値(R12)

181.08ha

施策大綱5

地域の資源を活かした
活力あふれるまちづくり

現状

- ◆ 那珂川市の商工業は小売・卸売業、建設業・製造業が中心となっており、事業者の経営基盤の強化や後継者の確保などが課題となっています。
- ◆ 豊かな自然などの地域資源を活かした観光振興として、五ヶ山クロスを中心としたアウトドア拠点施設整備のほか、民間企業や周辺自治体と連携した取組を進めていますが、市外居住者とのつながり(関係人口)及び交流人口の拡大に向け、更なる観光の振興が望まれています。
- ◆ 博多南駅前ビルを拠点に新たな人の流れを創出し、働く場の提供につながったことで、様々な人々が交流しています。今後も、市民の主体的な活動などへの支援が求められています。
- ◆ 文化・芸術活動は、感動や安らぎをもたらすだけでなく、感性や創造力を育み、市民生活を豊かにすることから、市民の文化・芸術活動の場を整備するとともに、多くの活動団体の継続的な支援が求められています。

目指す方向性

時代に対応した活力のあるまちを牽引する力強い産業を育てるため、地域資源を活かした起業家の育成や多様な働き方に対応した企業環境づくりの支援を進めます。

豊かな自然などの地域資源を活かした観光振興による交流拡大を目指し、市外居住者との関わりを深め、那珂川市とのつながり(関係人口)を増やすことで、那珂川市の魅力・知名度向上及び地域経済の活性化を図ります。

また、郷土の歴史や文化に触れる機会を充実させ、ふるさとに対する愛着や誇りを育くむことを目指します。さらに、博多南駅前ビルなどを拠点にし、多種多様な人々が交流できるまちづくり活動を充実させるため、市民の主体的な活動を継続して支援します。

本施策の展開方針

- ◆ 豊かで潤いのある市民生活の実現を目指し、市内経済を活性化させる地場産業のイノベーション支援や企業誘致、起業支援による新規産業の創出など、商工業の発展を図る取組を推進します。
- ◆ まちの山や川、田畑など那珂川市が誇る豊かな自然を最大限活用し、体験型観光商品やイベントを展開することで、市の魅力を向上させるとともに、観光情報を効果的に発信することにより観光入込客数の増加を目指します。
- ◆ 文化・芸術活動に関わることができる環境を整備し、歴史遺産を守り伝える地域づくりに取り組みます。
- ◆ 博多南駅前ビルなどを拠点に、市民の主体的な活動や多種多様なネットワークの構築を支援し、市民の那珂川市に対する誇りや愛着を醸成します。

基本施策
1

地域の経済・雇用を支える

産業を創出・育成する

みんなでアクション！SDGsのまちづくり



みんなでめざすアクション

- ◆ 商工会などが行うイベントなどの取組を支援します。
- ◆ 事業者は異業種間の交流・連携を広げることで新たな事業への展開を検討します。
- ◆ 観光事業者は、関係事業者と連携し、市内の観光拠点を周遊する滞在型観光を推進し、域内消費を拡大します。
- ◆ 本市の観光資源に対する理解を深め、観光の魅力を発信します。
- ◆ 新たな観光の魅力を広げるため、市内外の多様な主体の連携を拡大します。

行政が支えるアクション

- ◆ 商工会と連携し、中小企業の経営改善や新たな創業を支援します。
- ◆ 市内に進出する企業を誘致し、雇用拡大に取り組みます。
- ◆ 観光事業者との連携により、観光商品・サービスの充実を図ります。
- ◆ 効果的な観光PR活動を推進することで交流人口の増加を図ります。
- ◆ 関係課と連携し、観光から交流人口を増加させながら、関係人口、定住人口につながるような施策の展開を検討します。

施策1 商工業の活性化

現状と課題

- ◆ 中小企業は事業継承などの課題に直面する企業が多いことから、本市の雇用環境を将来にわたって安定させるため、地元の中小企業の経営基盤の強化や新たな企業の誘致が必要となっています。

主な取組

① 商工業の活性化

- ・ 市内の商工業を活性化するため、プレミアム商品券発行などの商工会活動を支援するとともに、農業・商工業が連携した交流イベントや特産品の販売を促進します。

② 中小企業の育成・支援

- ・ 中小企業の経営基盤の強化のため、商工会による経営指導などの各種相談体制を支援するとともに、各種融資制度の周知活用を促進します。

③ 企業誘致と雇用の確保 地方創生

- ・ 企業誘致等私有地土地活用登録台帳の充実を図るなど、企業誘致の受入体制を整備します。
- ・ 企業誘致に係る本市の可能性の分析や企業立地に必要な要件を整理し、積極的な情報発信と情報収集に努めることで、企業誘致の実現を目指します。

目標
指標

商工会加入事業者数

基準値(R5)

1,127事業者

目標値(R12)

1,174事業者

地域の経済・雇用を支える産業を創出・育成する

施策2 新たな起業の育成支援

現状と課題

- ◆ 働き方改革による多様な働き方の変化、ICT技術の進展を背景に、将来の成長産業に繋がる起業育成、既存の地場産業のイノベーションの支援が必要となっています。

主な取組

① 起業・創業者の育成支援

地方創生

- ・ 起業育成の拠点である博多南駅前ビルの活動を拡大し、幅広い交流機会の創出を図ります。
- ・ 商工会との連携による創業塾を引き続き開催するとともに、創業後の本格的な事業化に向け、個別のフォローアップを推進します。

② 地場産業のイノベーション支援

- ・ 地場産業のイノベーションを支援するため、市内の企業と幅広い分野の起業家・金融機関とをマッチング* する交流機会を推進します。

目標
指標

創業に係る年間相談者数

基準値(R5)

44事業者

目標値(R12)

85事業者

目標
指標

創業塾の年間受講者数

基準値(R5)

16人

目標値(R12)

20人

地域の経済・雇用を支える産業を創出・育成する

施策3 地域資源を活かした観光の開発

現状と課題

- ◆ 観光による休日滞在人口の拡大のため、「水源地域振興基本構想」に基づき、五ヶ山クロス周辺や中ノ島公園などを拠点に、自然などの地域資源を活かした観光商品を開発するとともに、多様な主体との連携を図り、周遊性を高め、滞在時間の延伸と観光消費の拡大に向けた取組が必要となっています。

主な取組

① 観光情報の発信

地方創生

- ・ 観光ルートマップやリーフレット*、ホームページ・SNSなどを活用して観光に関する情報とあわせて市内の様々な情報を発信し、本市の観光の魅力を印象づける訴求力のある地域ブランディング*の確立と域内の周遊性を高めることを推進します。

② 体験テーマ型ツーリズムの実施

地方創生

- ・ 豊かな自然を活かしたアウトドアツーリズム*を中心に、主要施設周辺でのトレッキング*やサイクリングなどの環境整備に努めます。

③ 五ヶ山クロスを核とした滞在型観光の推進

地方創生

- ・ 五ヶ山クロスを起点に、市内の観光拠点や施設を周遊する滞在型観光を推進し、域内消費の拡大を推進します。

④ 周辺自治体との広域連携による観光検討

地方創生

- ・ 観光連携協定を締結した佐賀県吉野ヶ里町を中心に、国道385号や脊振山系で繋がる周辺自治体との連携による広域的な観光振興を検討します。

目標指標

休日滞在人口率

基準値(R5)

90.0%

目標値(R12)

105.9%

目標指標

水源地域で開催されたイベントへの年間参加者数

基準値(R5)

596人

目標値(R12)

760人

目標指標

アクティビティ*の年間体験者数

基準値(R5)

164人

目標値(R12)

1,000人

目標指標

4者連携*イベント及び吉野ヶ里町との共同開催イベントへの年間参加者数

基準値(R5)

130人

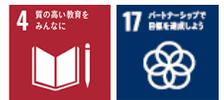
目標値(R12)

190人

基本施策
2

歴史・文化・芸術を通じた
多彩な交流を広げる

みんなでアクション！SDGsのまちづくり



みんなでめざすアクション

- ◆ 市内の文化・芸術活動へ参加するとともに、歴史・文化に興味を持ち、学習会に参加します。
- ◆ 市の歴史や文化を学び、次の世代へ継承する活動に取り組みます。

行政が支えるアクション

- ◆ 市内の文化・芸術団体を支援し、発表会などの交流機会の運営を支援します。
- ◆ 歴史遺産の調査や保存・管理を進め、次の世代への継承に取り組むとともに市内外の人への市の理解と関心を高め、交流人口の拡大を図ります。

歴史・文化・芸術を通じた多彩な交流を広げる

施策1 文化・芸術活動の充実

現状と課題

- ◆ 文化・芸術活動の参加機会を充実するとともに、文化・芸術イベントなどによる市内外の人の交流拡大が必要となっています。
- ◆ 文化・芸術に触れる機会や活動を行いやすい環境が必要となっています。

主な取組

① 文化・芸術団体の育成・支援・連携

- ・ 文化協会に加盟する文化・芸術団体の活動を支援するとともに、文化・芸術イベントなど、多くの人々が文化・芸術を通じて交流できる機会の充実を図ります。
- ・ 「文化芸術推進計画」に基づき、文化・芸術が市民一人ひとりの「よりどころ」となるように、多様な視点での継続的な文化芸術施策の推進に取り組みます。

目標
指標

「文化・芸術活動の充実」の満足度

基準値(R5)

3.05点

目標値(R12)

3.16点

歴史・文化・芸術を通じた多彩な交流を広げる

施策2 歴史遺産の保存とまちづくりへの活用

現状と課題

- ◆ 国史跡である安徳大塚古墳及び安徳台遺跡、「古代日本の『西の都』」の構成文化財の一つである裂田溝、県指定無形民俗文化財である岩戸神楽など、貴重な歴史遺産を次の世代に継承するため、文化財の保存と活用に向けた環境を整備するとともに、市内外への周知が必要となっています。
- ◆ 本市の歴史、郷土に対する愛着や誇りを醸成し、市民共有の財産として次の世代に継承していくため、「那珂川市史」の編さんを行うことが必要となっています。

主な取組

① 歴史・文化の保護と継承

- ・ 本市の貴重な歴史遺産を保護するとともに、岩戸神楽の継承活動などを支援し、観光施策などへの活用を推進します。

② 文化財を活用したまちづくりの推進

- ・ 国史跡である安徳大塚古墳及び安徳台遺跡の保存や周辺環境の整備について、国・県と連携・協力を図るとともに、文化財を活かした歴史講座やイベントを拡大し、市内外へ歴史・文化の発信による魅力あるまちづくりを進めます。

③ 那珂川市の歴史への誇りの醸成

- ・ 「那珂川市史」について、市民が本市の歴史について理解を深めるとともに、郷土愛を育むための手段になるよう、編さん・発行を検討します。

目標
指標

歴史体験学習などのイベントの
年間参加者数

基準値(R5)

8,065人

目標値(R12)

8,391人

基本施策
3

地域とのつながりを築き、
交流するまちをつくる

みんなでアクション！SDGsのまちづくり



みんなでめざすアクション

- ◆ 関係団体は、本市の中山間地域の魅力を情報発信し、交流活動などを通じて持続可能な社会をつくれます。
- ◆ 移住交流促進センターを中心に関係人口作り、移住促進活動を進め、自然の豊かさを保全します。
- ◆ 市の歴史や文化を学び、次の世代へ継承する活動に取り組みます。

行政が支えるアクション

- ◆ 中山間地域における移住・定住活動を支援し、人口増加に向けた取組を推進します。
- ◆ 自然に関心を持つ、市内外の人との交流・定住に向けた取組を支援します。
- ◆ 市外居住者との人材交流による関係人口づくりを支援します。

施策1 農業体験などを起点とした市外からの交流の促進

現状と課題

- ◆ 市外からの那珂川ファンを拡大するため、農業体験などの定期的な交流活動を通じて本市の魅力を発信し、市外からの新たな人の流れを作ることが必要となっています。

主な取組

① 農業体験などを通じた市外居住者との交流活動の開催

- ・ 農作物収穫体験などの交流イベントを通じて、市外居住者が本市へ来訪する機会を創出します。

施策2 移住・定住の環境づくりの強化

現状と課題

- ◆ 南畑地区の自然や農村に関心を持つ住民の移住・定住を促進するため、移住交流促進センターなどによる交流活動や効果的な情報発信の継続が必要となっています。
- ◆ 市外の方が本市の取組に様々な形で関わる「関係人口」の増加に向けた取組が注目されており、SNSなどを活用した情報発信や地域の交流活動を充実し、市外からの人材還流を促す取組が必要となっています。
- ◆ 市外からの移住・定住を促進するため、住宅取得への支援が必要となっています。

主な取組

① 移住・定住イベントの実施

地方創生

- ・ 首都圏からの移住希望者や福岡都市圏在住者などをターゲットに、南畑地区の市民などとの交流イベントを推進します。

② 移住促進活動の強化

地方創生

- ・ 移住交流促進センターによる南畑地区の移住に関する情報発信・相談対応を行うとともに、移住可能な空き家物件に関する調査・発掘を推進します。また、定住化に向けた住宅取得に対する支援を検討します。

③ 移住希望者との関係人口の創出

地方創生

- ・ 移住交流促進センターが移住希望者の案内人となり、福岡都市圏在住者などをターゲットに南畑地区での農業活動などの定期的な交流機会を促進し、地域と移住希望者のマッチング*を推進します。

目標指標

移住促進イベントなどへの
参加者数(オンライン含む)(累計)

基準値(R5)

41人

目標値(R12)

250人

目標指標

移住交流促進センターへの
移住相談件数(累計)

基準値(R5)

79件

目標値(R12)

470件

地域とのつながりを築き、交流するまちをつくる

施策3 幅広い人材の交流拡大によるまちづくりの活性化

現状と課題

- ◆ 博多南駅前ビルなどを拠点に、新たな人の流れの創出や働く場の提供により、様々な人々が交流していますが、継続した市民の主体的な活動や多種多様なネットワークの構築などの支援が求められています。

主な取組

① 博多南駅前ビルなどを拠点とした多様な人材の交流ネットワークの構築

地方創生

- ・ 博多南駅前ビルなどを活用した市民の主体的な活動を支援し、産業や文化など幅広い分野の人々が交流活動を広げることで、市内外の人材の多種多様なネットワークを構築し、まちづくりの活性化を図ります。

目標
指標博多南駅前ビルにおける
レンタルスペースの
年間利用者数

基準値(R5)

18,207人

目標値(R12)

20,168人

第3部 国土強靱化地域計画

- I. はじめに
- II. 那珂川市の地域特性
- III. 地域強靱化の基本的な考え方
- IV. 強靱化施策の取組方針

I. はじめに

1. 計画策定の趣旨

平成23年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱性が明らかとなりました。今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなり、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下、「基本法」という。)が施行され、平成26年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」(以下、「基本計画」という。)が閣議決定されました。(平成30年12月基本計画の変更について閣議決定)

また、福岡県においても、基本計画を踏まえ、いかなる自然災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な県土・地域・経済社会の構築に向けた「県土の強靱化」を推進するため、「福岡県地域強靱化計画」(以下、「県地域計画」という。)を平成28年3月に策定し、「令和元年東日本台風」、「令和2年7月豪雨」に係る検討・検証結果と併せ、令和4年6月に計画を改定するなど、今後の大規模自然災害などに備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが整備されてきました。

本市においても、基本計画及び県地域計画を踏まえ、いかなる自然災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会の構築に向けた「市の強靱化」を推進するため、「那珂川市国土強靱化地域計画」(以下「本計画」という。)を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は国土強靱化基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として策定するものであり、国の基本計画及び県地域計画との調和を図りつつ、本市の市政の基本方針である「那珂川市総合計画」とも整合を図りながら策定し、「那珂川市地域防災計画」や各防災分野別計画などにおける本市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する指針性をもつ計画として位置付けるものです。

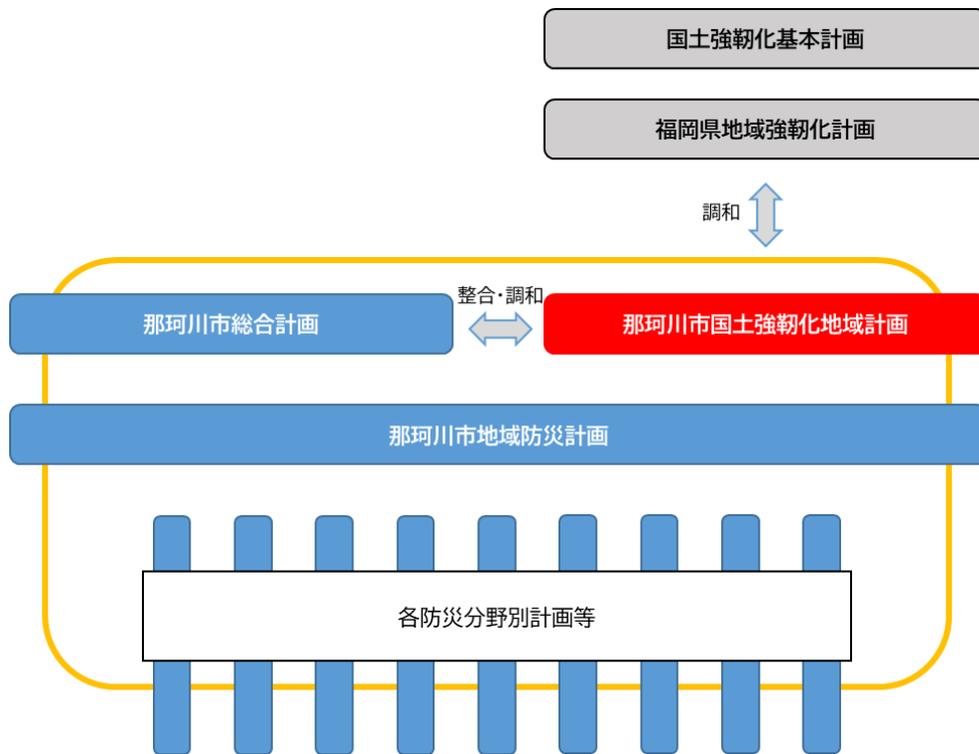
3. 計画期間

本計画が対象とする期間は、「那珂川市総合計画後期基本計画」と同じ令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、施策の進捗、社会情勢や経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画を見直します。

I. はじめに

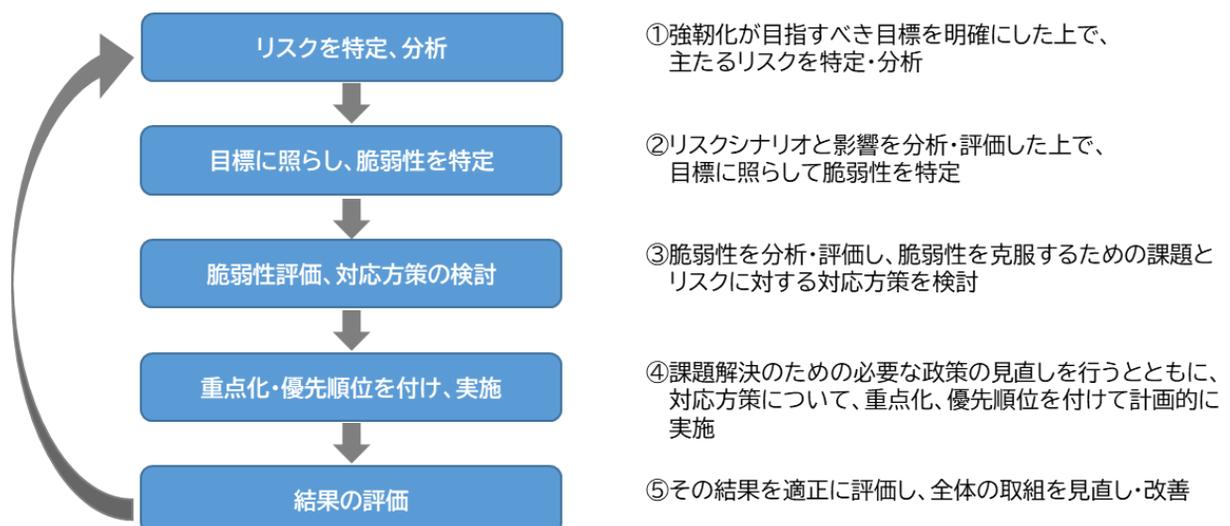
※那珂川市国土強靱化地域計画と那珂川市総合計画、他計画との関係イメージ



4. 進捗管理

地域強靱化は、長期的な視野を持って計画的に取り組むことが重要である一方で、大規模自然災害はいつ起こるとも知れないことから、短期的な視点に基づき、PDCAサイクル(Plan—Do—Check—Action)により進捗管理を行うことで、施策の確実な進捗を図るとともに、見直し・改善を行います。

※国土強靱化地域計画の進捗イメージ



Ⅱ. 那珂川市の地域特性

1. 市の概況

(1) 自然的条件

① 位置・面積

本市は、福岡県の西部にあり、福岡市の都心部から13kmのところのところに位置しています。北西部は福岡市、東部は春日市・大野城市・筑紫野市、南部は佐賀県に接し、南北約14.5km、東西約6.2kmの南北に長い形状で総面積は74.95km²です。

② 気象

九州の北部に位置する本市は、九州の気候区分のうち、日本海型気候区分に区分され、主な特徴は以下のとおりです(出典 太宰府測候所の記録)。

- 平均気温は17～18℃、1月の平均気温は6℃以下で他の気候区に比べて寒い。
- 年降水量は2,000mm前後で、内海型気候区に次いで降水量は少ない。
- この地域の最大の特徴は、冬季に曇りや雨の天気が多いことと、北西の季節風をまともに受けて風の強い日が多い。

③ 地形・地質

市の大部分は脊振山地北斜面の山地で、市の約70%は林野が占めています。市の北部には平野が広がり、市街地となっています。南部は背振雷山県立自然公園に指定されており、九千部山・背振連山からなる溪谷と緑豊かな山麓の間には景勝の地釣垂峡があります。また、県境の背振山付近に源を発する那珂川が市の中央を南北に貫流し、博多湾に注いでいます。

本市の地質の構成として、基盤岩類は白亜紀深成岩類(花崗岩)です。

山地・丘陵地は、全て白亜紀火成岩類からなり、深成岩類(花崗岩類)は、厚さ数10mまで風化(深層風化)を受けてマサ土化していることがあります。マサ土は、大雨を受けると壊れやすい特徴を持っています。

段丘は、地形分類の台地に相当し、砂礫から構成される砂礫段丘と阿蘇カルデラ起源の火砕流堆積物(シラス)からなっています。

各河川周辺には、第四紀堆積物が分布しており、特に表層部は10～20mほどの沖積層と呼ばれる軟弱な地層からなり、谷底平野・氾濫平野・自然堤防及び旧河道は、砂泥質堆積物から、また、扇状地及び扇状平野は、砂泥礫堆積物からなっています。土石流地形は、過去に発生した土石流の堆積土砂からなり、礫分が含まれる砂泥礫質堆積物からなっています。

(i) 山地・丘陵地

市の大部分は山地・丘陵地からなり、平野は北部を中心に広がっています。

山地は、標高847.5mの九千部山を最高峰に順次高度を下げ標高200m付近からなだらかな丘陵へと変化するほか、平野部の段丘の基盤となっています。

山地・丘陵地は白亜系花崗岩類からなり、表層部は風化しマサ化しています。

(ii) 台地

本市に分布する台地には、砂礫台地と火山灰台地の2種類があります。

砂礫台地は、過去に河川によって形成された平坦な地形面が、その後の隆起侵食によって、やや高い段になった地形であり、段丘の上面は平坦な土地ですが、縁辺部は侵食により急崖になっている場合が多く見られます。

火山灰台地は、火山噴火により形成された平坦な地形面であり、細粒な火山灰(シラス)からなっています。本市の火山灰台地は、阿蘇カルデラで、約8万年前に大噴火を起こした際に噴出された火砕流堆積物からなると言われており、以下それぞれの分布は次のとおりです。

Ⅱ. 那珂川市の地域特性

ア. 砂礫台地

砂礫台地は、那珂川流域の市ノ瀬、埋金及び市北部の市街地周辺に分布しています。市街地周辺の分布は、都市圏活断層図($s=1/25,000$)で、下位段丘面と記載されている範囲とし、低地との比高差は数m~20m程度であると言われています。

イ. 火山灰台地

火山灰台地は、安徳と下梶原に分布しており、比高約20m程度の台地をなしています。

(iii) 土石流堆積面

土石流堆積面は、桑河内、成竹、南面里などに分布しています。土石流堆積面は、山地内や斜面上部からもたらされた碎屑土砂が堆積した斜面地形であり、砂・泥・礫から構成されています。

(iv) 谷底平野・氾濫平野

谷底平野は、那珂川・梶原川及びこれらの支川沿い一帯に細長く分布しています。一方、氾濫平野は那珂川の安徳より下流域に分布しており、氾濫平野には、自然堤防と旧河道が存在し、過去の洪水によって自然堤防の形成や河川の流路変更が行われたことが類推されます。谷底平野は、山地・丘陵地あるいは台地・段丘を刻む河川の沖積作用によってできた平坦な土地で、主として礫・砂よりなっています。氾濫平野は、河川の沖積作用によって形成された広く開けた土地で、堆積物は谷底平野より細粒の砂・シルト・粘土からなっています。

(v) 自然堤防

自然堤防は氾濫平野内の那珂川流路沿いに帯状又は島状に分布しており、自然堤防は、洪水時に河川の流路沿い又は周辺に、砂や礫が堆積してできた帯状の微高地(周辺との比高0.5~1.0m)で縁辺部では小さなパッチ(帯状)になることが多く見られます。

(vi) 旧河道

旧河道は、過去の河川流路の跡で、氾濫平野内の那珂川流路沿いに帯状に分布し、周辺の一般面より0.5~1.0m低く自然堤防より1~2m程度の凹地となっています。

(vii) 人工改変地

人工改変地は、山地・丘陵地の斜面を切り取り整地して造成された平坦地又は緩傾斜地です。山地や丘陵地の谷を盛土するような大規模な改変が多く、丘陵を切土し、平坦化している程度となっています。

人工改変地は、ゴルフ場、リゾート施設及び住宅団地として利用されており、本市に所在する新幹線車両所も人工改変地です。

④ 活断層

本市を横断する活断層は、「西畑」、「南面里」及び「五ヶ山」などを横断する、『日向(ひなた)峠-小笠木(おかさぎ)峠断層帯』が確認されています。

また、現状において福岡県内にある活断層で発生する地震のうち、那珂川市域で非常に大きい揺れが予測されているものには、「警固断層帯地震」「日向峠-小笠木峠断層帯地震」「宇美断層帯地震」があります。

■ 想定地震の概要

種別	想定地震	マグニチュード(Mj)	断層の長さ
活断層	警固断層帯地震	7.7(区間連動)	約27km(南東部) 約25km(北西部)
活断層	日向峠-小笠木峠断層帯地震	7.2	約28km
活断層	宇美断層帯地震	7.1	約23km

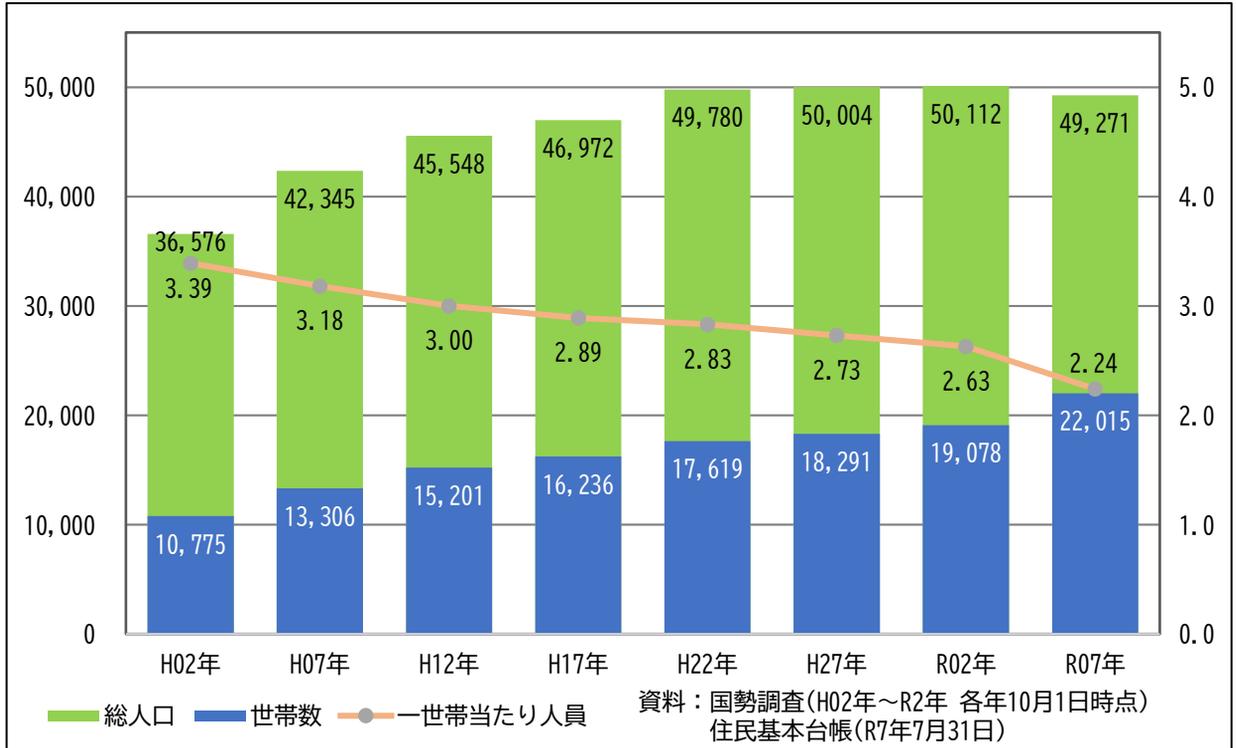
警固断層は、地震調査研究推進本部により公表されており、玄界灘から博多湾を経て、福岡平野にかけて分布しています。最新の活動時期は約4,300年~3,400年前で、今後30年以内に地震が発生する確率は0.3~6%と想定されています。¹²⁷

Ⅱ. 那珂川市の地域特性

(2) 社会的条件

① 人口及び世帯数

本市の人口(住民基本台帳：令和7年7月31日現在)は、49,271人(男性23,832人、女性25,439人)世帯数22,015世帯で、1世帯当たりの構成人員は2.2人です。



また、年齢別では、最も多い年齢層は50～54歳層であり、次いで45～49歳層となっており、平均年齢は45歳です。65歳以上の人口は12,411人であり、全体の25.2%となっています。

② 土地利用の変遷

昭和46年以後の約20年間で、本市は大きく姿を変えました。新幹線車両所などの新たな社会基盤が整備され、市街地も大幅に拡大してきました。市北部の那珂川や梶原川沿いに広がっていた水田地帯は、そのほとんどが宅地に転用されているほか、山林・原野の宅地への転用も推し進められました。王塚台・京団地などのニュータウン建設は、そのほとんどが山林・原野を転用する形で行われました。山麓地域では、筑紫ヶ丘ゴルフクラブ・大博多カントリー倶楽部をはじめ多くのゴルフ場や、五ヶ山クロスなど郊外型の娯楽施設が数多く造られています。

③ 建物

(i) 概略

全市に17,590棟(令和6年1月1日現在)の建物があり、その大部分が市北部に集中しています。特に今光・王塚台地区には1,000棟を超える建物があります。

市南部の山地を有する行政区では、古い建物の比率も高く、建物の集中する今光地区では、古い建物の割合も他の大字単位の地区に比べて低い傾向にあります。

Ⅱ. 那珂川市の地域特性

(ii)木造建物

木造建物は市全体で12,885棟(令和6年1月1日現在)あり、松原地区を除けば、全ての行政区で木造建物が占める割合は、非木造建物が占める割合を上回っています。

年代別に見ると、1960年以前の比較的古い建物については、市ノ瀬・山田・西畑地区に多く、市南部に集中していることがわかります。一方、1961年以降の建物は、王塚台・今光・恵子地区に多く、市街地に集中していることがわかります。

(iii)非木造建物

非木造建物は、市全体で4,705棟(令和6年1月1日現在)あり、行政区別では今光地区で最も多い状況です。

年代別にみると、1965年以前は、市南部に位置する五ヶ山などに多く分布していましたが、木造建物と同様、後年になるにつれて、今光・中原地区などの市街地に位置する行政区に、多く分布しています。

2. 災害危険度

(1)災害履歴

本市における災害履歴を、異常気象報告及び現地調査などの資料を元に本市の各種災害の特徴を整理しました。結果は以下のとおりです。

■ 本市における災害履歴年表

年月日	災害区分	出来事
大正2年9月	かんばつ	大かんばつに見舞われる(90日間雨なし)
大正8年9月	火災	南面里に大火災起こる
昭和9年11月	火災	西畑に大火災起こる
昭和16年6月	水害	豪雨のため、中原中池の堤防決壊
昭和24年7月	水害	集中豪雨による大水害発生(中ノ原、寺倉橋決壊)
昭和28年6月	水害	大雨による大災害発生
昭和38年1月	大雪	大雪で被害甚大
昭和38年6月	水害	集中豪雨による大水害起こる(現人橋、安西橋、橋本橋決壊、一ノ井堰流出)
昭和39年1月		南畑ダム建設始まる
昭和41年3月		南畑ダム完成
昭和42年8月	かんばつ	大かんばつに見舞われる
昭和46年6月		背振ダム建設工事始まる
昭和48年7月	水害	集中豪雨による大水害発生(激基地指定)
昭和51年3月		背振ダム完成
昭和53年5月	かんばつ	大かんばつに見舞われる
平成11年6月29日	水害	梅雨前線集中豪雨により農業災害39箇所、公共災害33箇所
平成11年6月30日	水害	豪雨により上梶原の上ノ池決壊、西畑の下ノ田橋決壊
平成11年7月2日	崩壊	山林の斜面崩壊による国道385号の通行止め(市ノ瀬)
平成15年7月19日	水害	豪雨により、全壊、半壊家屋がそれぞれ1棟、床下浸水家屋の被害が40棟を超えた。(上梶原・西畑・成竹等家屋崩壊などの被害)
平成17年3月20日	地震	福岡西方沖地震 震度5弱
平成17年4月20日	地震	福岡西方沖地震 震度5弱 被害合計196棟
平成18年9月17日	台風13号	国道への倒木8箇所、町道(当時)への倒木3箇所、負傷者4名、屋根の損壊数棟
平成21年7月24～26日	水害	住宅被害6棟、床上浸水73棟、床下浸水125棟、河川溢水13箇所、がけ崩れ95箇所
平成22年7月14日	水害	住宅被害1棟、床上浸水2棟、床下浸水10棟、河川溢水3箇所、がけ崩れ10箇所

II. 那珂川市の地域特性

年月日	災害区分	出来事
平成30年3月		五ヶ山ダム建設事業完成
平成30年7月5日 ～7日	水害・ 土砂災害	負傷者1名、住家被害6棟、道路被害3箇所、溢水1箇所（西畑川）、がけ崩れ4箇所、土石流（小規模）32箇所
令和5年7月7日～ 10日	水害・ 土砂災害	住家被害13棟、床上浸水2棟、床下浸水55棟、道路被害3箇所、河川溢水5箇所、がけ崩れ18箇所、土石流（小規模）1箇所

① 水害

市中央を流れる那珂川の氾濫による水害が頻繁に発生しています。昭和38年の水害では、多くの民家が浸水・倒壊などの被害を受け、現人橋、安西橋、橋本橋が決壊しました。

なお、昭和24年8月、同27年6月、及び38年7月の豪雨は、那珂川水系に甚大な被害をもたらしたと記録されています。また、下流一帯は年々水不足に悩まされ、灌漑用水、上水道用水の不足は、当該地域の発展を著しく阻害していました。これらの問題を解消するため、洪水調節・灌漑用水の補給、上水道用水の供給を目的として多目的ダム「南畑ダム」が建設されました。

平成15年7月の集中豪雨では家屋の床下以上の浸水による損壊が40棟を超えるなど多大な被害を受け、平成21年7月の中国・九州北部豪雨による水害では、床上浸水73棟、床下浸水125棟、河川の溢水13箇所の甚大な被害が発生しました。

また、県は、那珂川水系那珂川に係る洪水浸水想定区域を平成30年4月27日に、那珂川水系梶原川に係る洪水浸水想定区域を令和4年5月27日に指定しています。

② 土砂災害

市の大部分が山地から構成され、土砂災害は頻繁に発生しています。平成11年6月の集中豪雨では、斜面崩壊による国道385号の通行止めが生じました。

平成21年7月の中国・九州北部豪雨による水害では、がけ崩れ95箇所、住宅被害6棟の被害が発生し土砂災害による国道385号の通行止めも発生しました。

また、県は、土砂災害防止法(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)に基づき、市内の土砂災害警戒・特別警戒区域(土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり)を指定しています。

③ 地震災害

『新編 被害地震総覧〔増補改訂版〕』によると、1854年7月24日の「安政南海地震」で震度5、1898年8月10日の「糸島地震」で震度4の揺れがあったとされており、家屋などへの被害があったと予想されます。また、平成17年3月20日及び同年4月20日に発生した福岡県西方沖地震により、196棟もの家屋が被害に遭いました。

④ 火災

本市では、大正末期と昭和初期に大火が発生しましたが、近年は目立った大火災は発生していません。

令和6年に本市で発生した火災件数は、10件であり、損害額は18,193千円です。火災件数は近年ほぼ横ばいの状況にあり、令和4年で10件、損害額10,339千円、令和5年で10件、損害額は16,939千円です。

⑤ その他

その他の災害として、山間部での大雪があげられますが、農作物への影響が主体です。

Ⅱ. 那珂川市の地域特性

(2) 想定される災害リスク

① 風水害

本市で想定される水害は、主に那珂川や梶原川の外水氾濫(溢水、堤防の決壊による河川からの流入水による洪水氾濫)や、内水氾濫(河川の水位が上昇し、市街地や農地などで河川への排水が困難になって生じる湛水)が想定されます。

那珂川の外水氾濫は、平成21年7月の中国・九州北部豪雨の災害を踏まえ、県の床上浸水対策特別緊急事業による改修が進められているため、氾濫の危険性は減少すると予想されますが、当該事業は平成21年7月の中国・九州北部豪雨における豪雨(1時間雨量64mm、3時間雨量168mm、24時間雨量302mm)が再度発生しても、堤防満杯で流下できるように改修されるため、これ以上の豪雨が発生すれば氾濫する恐れがあります。

また、那珂川沿いの那珂川橋より下流左岸1.4kmと右岸0.9km、松尾橋上流200mから轟橋までの左岸1.8kmが県の重要水防箇所として、引き続き指定されています。

② 土砂災害

本市は前述の災害履歴に示したように、過去にがけ崩れなどの土砂災害に度々見舞われています。本市の山地・丘陵地は花崗岩類が厚さ数10mまで風化を受けてマサ土化しており、大雨に対して脆弱な地質となっています。

県は、土砂災害防止法(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)に基づき、市内の土砂災害警戒・特別警戒区域(土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり)を指定しており、「那珂川市総合防災マップ」に記載しています。

土砂災害警戒区域等	指定区域数(令和7年9月現在)			計
	土石流	急傾斜地の崩壊	地すべり	
土砂災害警戒区域	124箇所	131箇所	1箇所	256箇所
土砂災害特別警戒区域	115箇所	129箇所	0箇所	244箇所

③ 地震災害

福岡県の「地震に関する防災アセスメント調査報告書」(令和7年10月)によると、本市に被害を及ぼす可能性のある活断層による想定地震は、次のように想定されます。

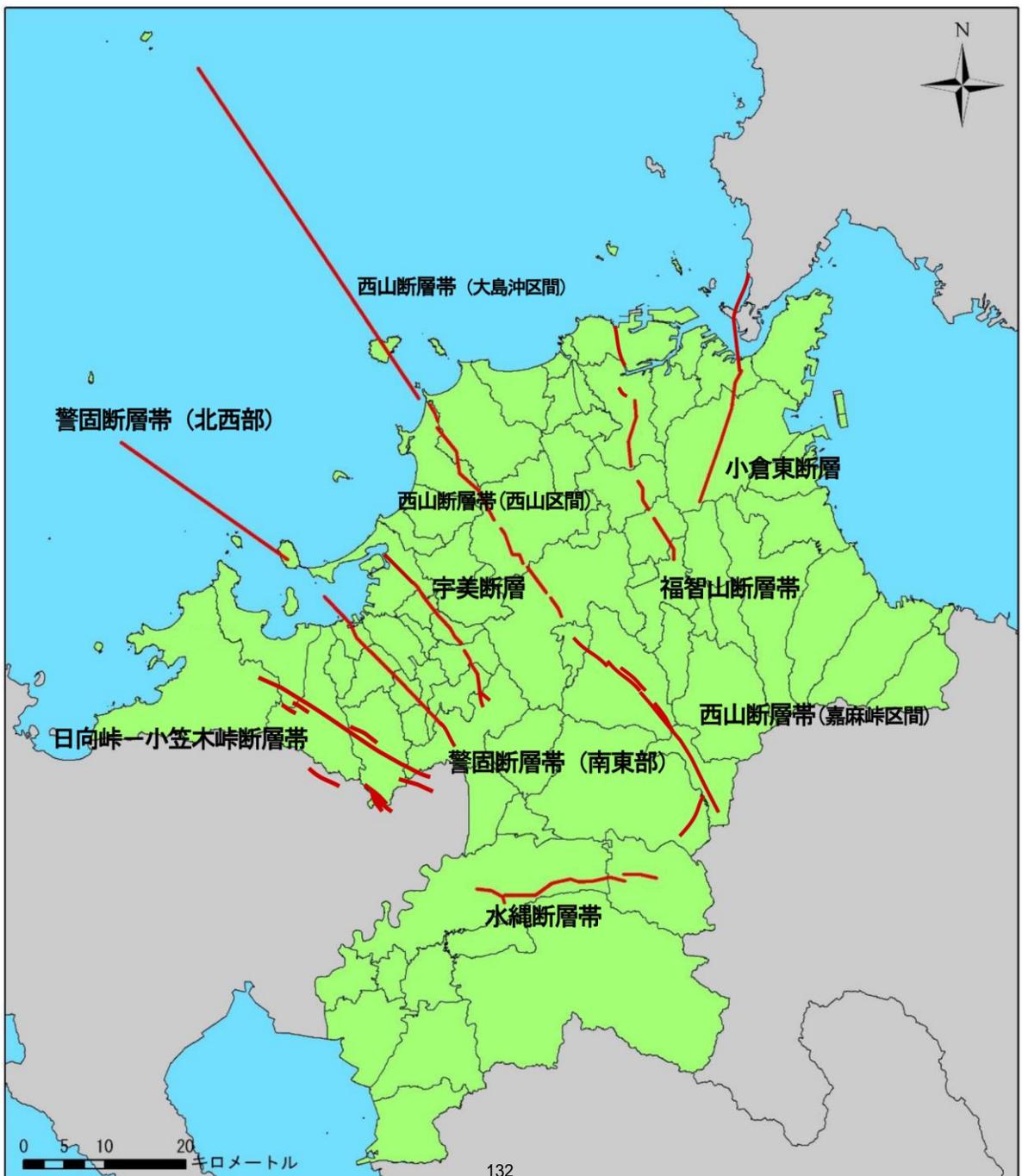
また、この想定地震による本市で発生する被害の想定量、及び液状化の危険度を以下のように示しています。

Ⅱ. 那珂川市の地域特性

■ 本市に被害を及ぼす可能性のある活断層による想定地震

活断層	地震の規模 (マグニチュード)	断層の長さ	最大震度
福智山断層帯	7.2	約28km	5弱
水縄断層帯	7.2	約26km	5強
西山断層帯(区間連動)	7.9-8.2	約31km	6弱
宇美断層	7.1	約25km	6強
日向峠-小笠木峠断層帯	7.2	約28km	7
警固断層帯(区間連動)	7.7	約25km(北西部) 約27km(南東部)	7

※最大震度5弱以上のものを記載

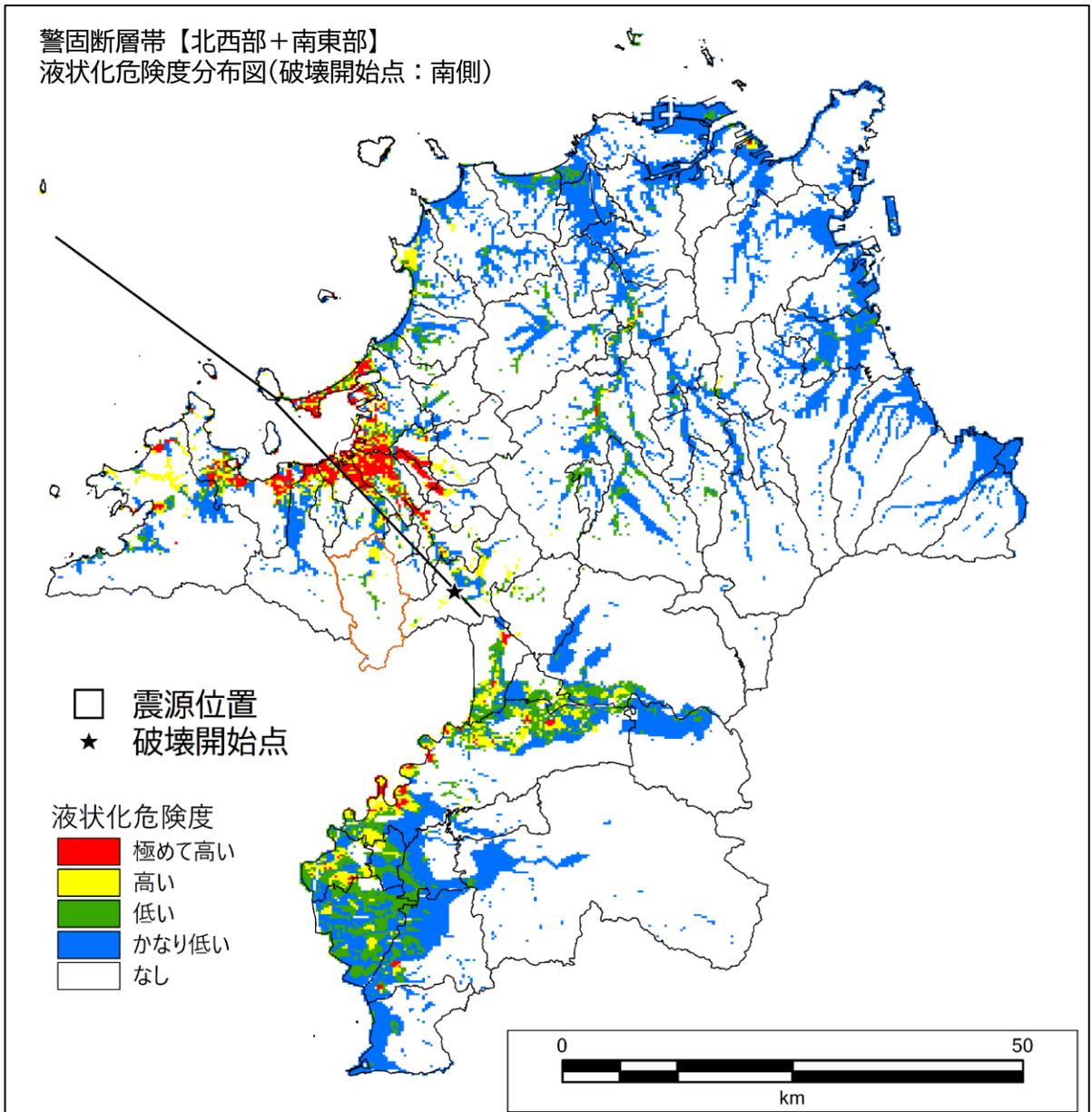


Ⅱ. 那珂川市の地域特性

■ 想定地震による本市で発生する被害の想定量、及び液状化の危険度

活断層	破壊開始	液状化の危険度
西山断層帯 (大島沖区間+西山区間+嘉麻峠区間)	北側	高い
	中央	高い
	南側	高い
警固断層(南東部)	北側	高い
	中央	高い
	南側	高い
警固断層(北西部+南東部)	北側	高い
	中央	高い
	南側	高い
日向峠-小笠木峠断層帯	北側	高い
	中央	高い
	南側	高い
宇美断層	北側	高い
	南側	高い

※液状化危険度が高いと予測されたものを記載



Ⅲ. 地域強靱化の基本的な考え方

1. 基本目標

基本法第14条において、「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」とされています。

これを踏まえ、本計画は、那珂川市総合計画とその基本構想におけるまちの将来像『笑顔で暮らせる自然都市なかがわ～これからも住み続けたい協働のまちを目指して～』を掲げる本市の強靱化を推進するため、基本計画及び県地域計画と同じ次の4項目を基本目標とします。

基本目標

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興が図られること

推進にあたっては、市民や関係機関との協働により進めるとともに、庁内関係各課の横断的な推進体制を図り、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて取り組みます。

また、成果指標による進捗管理を通じて、必要な事業の見直しを行うなど効果的に推進します。

2. 計画の対象とする災害リスク

市民生活や経済活動に影響を及ぼすリスクとしては、大規模な事故やテロなども想定されますが、本市における過去の災害被害及び、県地域計画の内容を踏まえ、本計画では、まずは広範囲に甚大な被害が生じる大規模な自然災害を対象とすることとします。

そのため、県基本計画に示されている大規模災害のうち、本市の地域特性を考慮し、以下の2種類の大規模災害によるリスクを想定することとします。

なお、地震については、令和7年9月実施の「地震に関する防災アセスメント調査」をもとに被害予測を想定しています。

災害の種類	災害の規模
大雨・土砂災害	大雨特別警報及びそれに伴う土砂災害等の発生 (主に那珂川や梶原川の氾濫や市内各所での内水氾濫、山間部を中心とした土砂災害警戒区域等における土砂災害等)
地震災害	警固断層帯(区間連動)地震(想定マグニチュード7.7)の発生 日向峠-小笠木峠断層帯地震(想定マグニチュード7.2)の発生 宇美断層帯地震(想定マグニチュード7.1)の発生

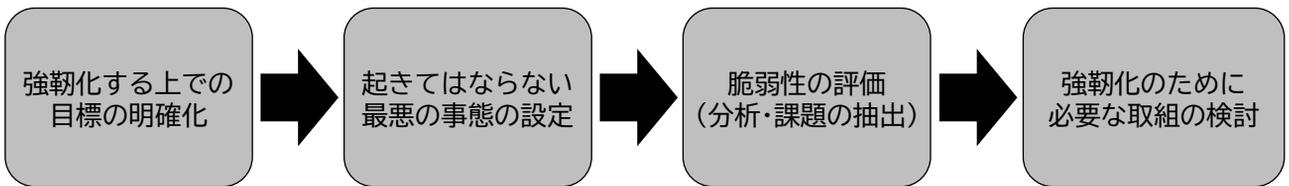
Ⅲ. 地域強靱化の基本的な考え方

3. 脆弱性評価

(1) 脆弱性評価の方法

脆弱性評価は、大規模な自然災害に対する脆弱性の分析・評価は強靱化に関する現行の施策の弱点を洗い出すうえで、非常に重要なプロセスとされています。

本市を大規模自然災害などに対し強くしなやかな地域にするため、仮に起きれば本市に致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を想定し、内閣官房国土強靱化推進室が策定した「国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン」に基づき、次の枠組みにより実施しました。



(2) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定

国の基本計画では、6つの「事前に備えるべき目標」と35の「起きてはならない最悪の事態」が設定されていますが、本計画では、本市の地理的、社会・経済的条件、災害特性から、県地域計画との調和を図り、「事前に備えるべき目標」として6つの目標を設定し、その妨げとなるものとして、22項目の「起きてはならない最悪の事態」を本市の特性を踏まえて設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の大規模な倒壊・火災による多数の死傷者の発生
		1-2	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)
		1-3	大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫など)等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生

Ⅲ. 地域強靱化の基本的な考え方

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力・経営執行力の低下による競争力の低下
		4-2	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・経済活動への甚大な影響
		4-3	農地・森林や生態系等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力・ガス等エネルギーの長期にわたる供給停止
		5-3	上下水道施設の長期にわたる機能停止
		5-4	交通インフラの長期にわたる機能停止
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等の不足により復興できなくなる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理停滞等による復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

Ⅲ. 地域強靱化の基本的な考え方

(3) 脆弱性の評価結果

「起きてはならない最悪の事態」ごとに脆弱性評価を行い、課題を抽出し、6つの「備えるべき目標」ごとにまとめました。

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の大規模な倒壊・火災による多数の死傷者の発生
<p>○市内には木造住宅を主とした住宅密集地があるため、多数の死傷者を出さないよう、特に人口密度の高い居住誘導区域内(※)を中心に、狭あい道路整備等促進事業や市街地再開発事業等により、狭あい道路の改良や公園の整備及び空き家対策を進め、避難路及び指定緊急避難場所の確保、火災の延焼防止対策を促進することが緊急かつ重要な課題である。</p> <p>○切迫性が指摘されている地震から市民の生命及び財産を守るため、住宅・建築物安全ストック形成事業や優良建築物等整備事業、都市防災推進事業等の活用により、宅地や建築物等の耐震診断や耐震補強工事等を行う市民等を支援するなど、耐震化を促進する必要がある。</p> <p>○指定緊急避難場所となっている市の公共施設の機能を維持するため、改築・更新等の維持管理を適切に行う必要がある。</p> <p>○災害時には、災害の状況を迅速かつ確に把握し、関係機関が連携して組織的に活動するとともに、情報を市民等に伝える体制とその情報の正確性、確実性を絶えず向上していく必要がある。また、常に市民ニーズの把握に努めておく必要がある。</p> <p>○発災直後、行政による救出救護体制の整わない状況下においては、地域の助け合いが重要であり、隣近所での助け合いの精神を基本に、行政、市民、自治会等が協力し、要配慮者等も含めた避難援助体制を推進する必要がある。</p> <p>○緊急車両や救援物資運搬車両が通行するための緊急輸送道路をはじめとした幹線道路を整備し、迅速な対応が可能な道路環境を整備及び維持していくことが重要である。</p>	

(※)居住誘導区域 … 那珂川市立地適正化計画で定められた居住を誘導すべき区域

1-2	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)
<p>○浸水想定区域や土砂災害の危険性がある区域、地震の揺れの大きさの分布を事前に市民等へ周知することで、市民等の危機管理意識の向上や自主避難態勢の確立など、被害の軽減に極めて有効であることから、引き続き周知に努めていく必要がある。</p> <p>○市内には、多くの河川が流れているため、河川氾濫や内水被害等による洪水浸水被害に対して、河川や水路、ポンプ場の整備とあわせて、雨水流出抑制対策や農地、緑地などによる保水能力の維持向上策について、十分な対応措置を講ずる必要があり、中でも居住誘導区域内にある浸水想定区域においては特に推進する必要がある。</p> <p>○洪水被害等の発生、または発生の恐れが生じた場合、その被害の軽減を図るため、関係機関と連携して、すみやかに水防活動を実施することが重要である。</p> <p>○河川の流下能力不足の箇所は、ひとたび集中豪雨に見舞われると氾濫等が発生し、家屋浸水被害はもとより、豪雨災害時の避難路の遮断の原因となり、大きな被害につながる恐れがあるため、那珂川の河川改修事業などを関係機関と協力して促進する必要がある。</p> <p>○法令に基づく情報の収集・伝達を確実にを行うため、国と県、市町村、防災関係機関とを結び福岡県防災・行政情報通信ネットワークの計画的な維持管理を行う必要がある。また、防災行政無線をはじめとする多種多様な伝達手段を用いて避難情報の伝達を行う必要があるため、当該システム等の計画的な維持管理等を行う必要がある。</p> <p>○大雨等による浸水等の発生が予想される際に、要配慮者等利用施設利用者が円滑かつ迅速に避難することができるよう、浸水想定区域内にある当該施設について、避難確保計画の策定を促進する必要がある。</p> <p>○豪雨や地震等に起因するため池の決壊による災害を防止するため、「防災重点ため池」を中心に、県と連携し浸水想定区域図の作成など必要なソフト対策や堤体・洪水吐等の施設機能の適切な維持管理に努め、計画的に整備していく必要がある。</p>	

Ⅲ. 地域強靱化の基本的な考え方

1-3	大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫など)による多数の死傷者の発生
<p>○急傾斜崩壊危険箇所や土石流危険箇所等、災害の発生が予測される箇所については、砂防事業等による防災施策の他、市民と災害リスクを共有し、災害の危険性が著しく高いエリアについては、住宅・建築物安全ストック形成事業等の活用により、居住誘導区域内への誘導を推進する必要がある。</p> <p>○土砂災害等の発生が予想される際に、要配慮者等利用施設利用者が円滑かつ迅速に避難することができるよう、土砂災害警戒区域内にある当該施設について、避難確保計画の策定を促進する必要がある。</p>	
<p>2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ</p>	
2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺
<p>○災害時に市民の安全・安心な暮らしを守る地域の消防力を強化するため、常備消防体制の充実を図るとともに、地域の消防力の核である消防団の団員の確保、活動の支援による地域消防体制を充実する必要がある。</p> <p>○途絶した支援ルートの迅速な応急復旧のため、災害応急復旧協定の締結事業者等の関係機関と適切に連携を図る必要がある。</p>	
2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
<p>○災害時の円滑な医療活動のため、医師会や歯科医師会などの関係機関等と災害時の応援協定等に基づき適切に連携を図る必要がある。</p> <p>○災害発生直後、速やかに救命救急活動が開始できるよう、災害派遣医療チーム(DMAT)の受け入れ体制を整備する必要がある。</p> <p>○途絶した支援ルートの迅速な応急復旧のため、災害応急復旧協定の締結事業者等の関係機関と適切に連携を図る必要がある。</p>	
2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
<p>○地域のリーダーを対象とした自主防災組織の設立・運営のノウハウ等を学ぶ研修等の取組により、自主防災組織の活性化を図る必要がある。</p> <p>○感染症の発生の予防及びまん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、適切な感染防止対策の徹底や医療従事者の巡回などにより避難者の健康管理に注意する必要がある。</p> <p>○災害関連死を最大限防ぐため、トイレやベッド、空調機器等の避難者が避難所内で快適に生活するための備品や設備等を適切に整備する必要がある。</p> <p>○避難生活の長期化に伴う災害関連死を防ぐため、様々な避難者の特性に応じた避難生活環境を整備するため、災害派遣福祉チーム(DWAT)との協力体制を整備する必要がある。</p> <p>○避難所での女性・子どもに対する暴力等の被害を防ぐための啓発を行う必要がある。</p>	

Ⅲ. 地域強靱化の基本的な考え方

2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
<p>○那珂川市備蓄計画に基づき、災害時に迅速かつ着実に備蓄物資を供給するため、適切な備蓄及び管理を行うとともに、避難所運営に必要な資機材等の整備を行う。また、災害時に備蓄物資や必要資機材が不足した場合に備えて、物資の供給等に関する協定の締結先の拡大を図る必要がある。</p> <p>○物流ルートを実際に確保するため、道路・橋りょう等の輸送基盤の整備を着実に進めるとともに、発災後の迅速な輸送経路の啓開については、関係機関と十分に連携・協力する必要がある。</p> <p>○大規模災害時には、電力やガソリン、石油等の燃料の確保が困難となることが予想されることから、非常用発電機の整備や燃料等の備蓄に努める必要がある。</p> <p>○各避難所へ円滑に物資輸送を実施するため、国、県等の関係機関から地域内輸送拠点への物資受け入れや、地域内輸送拠点の運営、各避難所への物資配送ルート等に関する計画を作成する必要がある。</p> <p>○様々な災害ケースにおいて地域内輸送拠点として活用できるよう、国が示す物資拠点選定基準を満たす施設として、那珂川市総合運動公園を整備する必要がある。</p>	

2-5	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
<p>○ライフラインの途絶による被害を抑え、市民の安全を確保するため、物資の供給等に関し民間団体等とあらかじめ協定を締結するとともに、自治会や市民団体等との連携・協力体制を構築する必要がある。また、救援物資の受入れ、仕分け、配送を迅速に行い、必要な場所に必要な物資を供給できるような、連絡・運搬体制を整備する必要がある。</p> <p>○災害時の輸送と交通を円滑に行うため、橋りょう等の保全や長寿命化を実施するとともに、障害物の除去等の管理行為の迅速化や、占用物の耐震性向上について、道路管理者とライフライン事業者とが協力し推進する必要がある。</p>	

2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生
<p>○不慣れな避難所生活、不特定多数の避難者との共同生活により、体調不良者や感染症のまん延などによる二次健康被害の発生が懸念される。避難者の健康管理や快適な環境の整備等、避難所における安全対策に万全を期する必要がある。</p>	

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1	行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下
<p>○災害時に、職員の全員が参集できない状況であっても必要な業務や活動を行えるよう、職員は、平時から市民感覚と危機管理意識を養い、災害対応も含めた実践能力の維持・向上に努める必要がある。</p> <p>○災害により施設等に大きな被害が発生した場合でも、迅速な復旧・復興ができるような安定的な財政運営を行うとともに、代替施設の準備をしておく必要がある。</p> <p>○応急危険度判定、り災証明の発行、被災者台帳の整備など、被災者に対する業務を迅速に処理するため準備をするとともに、災害時における応急対策以外の行政サービスについても、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、通常通りの業務が最短で提供できるような組織を構築していく必要がある。</p> <p>○市有施設の耐震化や浸水対策を進めるとともに、災害時に災害対策本部や、避難所などの防災拠点となる施設では、特に計画的な点検・改修を行う必要がある。</p>	

Ⅲ. 地域強靱化の基本的な考え方

4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1	サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力・経営執行力の低下による競争力の低下
<p>○平時から、市内の産業能力を向上することにより、災害時に農・商・工等の停滞を招かないよう、産業の基盤を整備していく必要がある。</p> <p>○市内事業所の事業継続力を強化するため、商工会と市が共同で作成する、防災意識の向上活動、事業継続計画(BCP)の作成支援、災害発生時の情報収集等を定めた支援計画に基づく協力体制を構築する必要がある。</p> <p>○地域や企業相互の連携を図り、産業の活性化とあわせて、技術向上とリスク分散を進めていく必要がある。</p> <p>○大規模災害等により基幹道路となる国道や県道等が分断される事態が発生した場合においても、市道・林道・農道を迂回路として活用できるよう、平時より維持管理に努め、必要に応じて計画的に整備していく必要がある。</p>	

4-2	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・経済活動への甚大な影響
<p>○大規模災害等により基幹道路となる国道や県道等が分断される事態が発生した場合においても、市道・林道・農道を迂回路として活用できるよう、平時より維持管理に努め、必要に応じて計画的に整備していく必要がある。</p> <p>○大規模災害時に備蓄物資を速やかに供給するため、備蓄物資に関する計画を策定し、平時から適切な管理を行うとともに、目標物資を確保していく必要がある。</p> <p>○大規模災害時に備蓄物資では必要数を不足する場合に、速やかに協力事業者より物資の供給を受けるため、物資の供給などに関する協定の提携先の拡大を図る必要がある。</p>	

4-3	農地・森林や生態系等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下
<p>○有害鳥獣の被害が拡大傾向にある一方、対策に当たる人材が不足し、農作物等への被害増加が懸念されている。鳥獣被害を一因とする耕作放棄地の発生や森林の荒廃等は、災害発生時における被害拡大のリスクを増加させる可能性もあることから、生息環境の管理、被害防除及び効果的な捕獲等を組み合わせた総合的な対策を推進するとともに、鳥獣被害防止対策を担う人材の育成に取り組み、関係機関が連携した鳥獣被害防止対策を強化していく必要がある。</p> <p>○農林業従事者は年々減少傾向にあり、農業振興の中心的担い手としての役割をもつ認定農業者についても、高齢化・若者の就農率の低下により減少が懸念されていることから、新規就農者及び担い手の確保・育成支援の対策の充実が必要である。</p>	

Ⅲ. 地域強靱化の基本的な考え方

5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
<p>○非常電源の導入等を積極的に検討し、電気等のエネルギー供給の停止時にも、行政機能及び避難体制への影響を最小限に抑える必要がある。</p> <p>○発災後、必要な情報を確実に伝達するため、防災行政無線や防災メールまもるくん、LINE公式アカウントをはじめとする多数の伝達手段を確保し、随時正確な情報を発信する必要がある。</p> <p>○災害時にも情報の共有・提供ができるよう、あらかじめ、市民や自治会等との情報伝達に関する連携・協力体制を充実するとともに、要配慮者が利用する施設に対する情報伝達について万全を期する必要がある。</p> <p>○情報セキュリティやデータのバックアップ体制の強化により、市保有の情報を守り続けるとともに、情報サービスの維持向上のための最新技術の活用も検討していく必要がある。</p> <p>○高齢者や障がいのある人等の要配慮者が円滑に避難することができるよう、避難行動要支援者名簿を作成し関係者へ共有を行うとともに、災害時を想定した避難行動要支援者避難訓練等を行う必要がある。</p> <p>○こどもの防災意識を向上し、安全を確保するため、学校で防災に関する学習や防災訓練を実施するとともに、家庭におけるタイムラインの作成や避難経路の確認に関する啓発を行う必要がある。</p>	
5-2	電力・ガス等エネルギーの長期にわたる供給停止
<p>○災害等による停電に備え、住宅や事業所等における電力を確保するため、再生可能エネルギーや蓄電池、燃料電池等の利用を促進する必要がある。</p> <p>○避難所における電力確保のため、非常用発電機の整備や燃料等の備蓄に努める必要がある。</p>	
5-3	上下水道施設の長期にわたる機能停止
<p>○大規模災害等によって水道施設の機能が損なわれた場合、飲用水や生活水の不足により、住民生活や社会活動に支障をきたす恐れがある。そのため、春日那珂川水道企業団等の関係機関との連携を図り、水道施設の迅速な復旧に努めるとともに、必要に応じ応急給水の要請を行う必要がある。</p> <p>○大規模災害等によって下水道施設の機能が損なわれた場合、疫病や感染症等が蔓延するリスクがあることから、下水道施設の適切な維持管理を行うとともに、下水道施設の耐震化などの取り組みにより持続的な機能確保に取り組んで行く必要がある。</p>	
5-4	交通インフラの長期にわたる機能停止
<p>○街路事業や道路事業、都市構造再編集中支援事業等の活用により、災害時に避難路や緊急輸送道路となるなど、都市基盤施設として重要な役割を果たす幹線道路をはじめとした道路環境の整備を進めていく必要がある。</p> <p>○災害時の輸送と交通を円滑に行うため、橋りょう等の保全や長寿命化を実施するとともに、障害物の除去等の管理行為の迅速化や、占用物の耐震性向上について、道路管理者とライフライン事業者とが協力し推進する必要がある。</p> <p>○道路・線路などが局所的に閉鎖となった場合に、別ルートまたは別の手段による移動が確保できるよう、交通ネットワークの充実を図る必要がある。</p> <p>○大規模災害発生時の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路に位置づけられた道路については、新設電柱の占用を制限した上で、改良整備などを重点的に進める必要がある。また、災害時における地域交通網を確保するため、幅員の狭い未改良区間の整備や歩道設置など、市民の安全・安心を確保するための道路整備を進める。</p>	

Ⅲ. 地域強靱化の基本的な考え方

6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
<p>○復興のまちづくりを迅速に進めるためには、発災前の平時から、市民等と将来のまちづくりについて、話し合いを進めておくことが重要である。</p> <p>○災害時における女性、高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児、傷病者、外国人等への対応力を向上するとともに、思いやりや寛容さのある地域づくりを推進するため、コミュニティ強化に係る支援等の取組を充実する必要がある。</p>	
6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等の不足により復興できなくなる事態
<p>○職員・施設の被災により、行政機能が大幅に低下し、復旧・復興が遅れる事態を回避するため、平時より関係機関との連携を密にし、災害時における体制の構築に力を入れていく必要がある。</p> <p>○災害時において、行政による対応には限界があり、多くの被災者に対してきめ細やかな援助を行うには、自助・共助による助け合いやボランティア、自主防災組織等の協力が不可欠である。ボランティア受入体制の整備や自主防災組織の発足支援等、防災連携体制の確立を図り、市民へ防災訓練等への積極的な参加を呼び掛ける等、地域における防災行動力の強化を図る必要がある。</p>	
6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理停滞等による復旧・復興が大幅に遅れる事態
<p>○大規模自然災害発生時には、大量の災害廃棄物が発生し、通常どおりの廃棄物処理が困難となることが予想されることから、災害廃棄物の撤去、収集運搬、処理・処分についての災害時応援に関し、関係団体と協定を締結する等、災害廃棄物を迅速に処理する体制を整備する必要がある。</p>	
6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
<p>○県が提供する災害時に必要な建設型応急仮設住宅を迅速かつ適切に受入できるよう、建設可能戸数や候補地の確認等、供給体制の維持に努める必要がある。</p> <p>また、被災者に対する迅速な住宅支援を行うため、公営住宅等の公的賃貸住宅及び借上型応急仮設住宅の提供について、状況に応じて対応する必要がある。</p>	
6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
<p>○本市の自然・歴史・文化的環境のなかで生まれ継承されてきた文化財等を確実に保存し後世に継承するためにも、平時より各地区及び保存団体等と連携を図っていく必要がある。</p>	

IV. 強靱化施策の取組方針

1. 施策分野

那珂川市総合計画基本構想において、『笑顔で暮らせる 自然都市 なかがわ』を目指す将来像として掲げ、これを実現するために、定められた5つの目標(施策大綱)を本計画の個別施策分野とします。

将来像	施策大綱	基本施策	
笑顔で暮らせる自然都市なかがわ。これからも住み続けたい協働のまちを目指して。	 <p>施策大綱1 支え合い、 安心に暮らせる まちづくり</p>	<p>人権を尊重し、みんなが つながり、支え合うまち (人権・コミュニティ)</p>	<p>コミュニティ</p> <p>1 市民による地域力を発揮できる協働社会を推進する</p>
		<p>防災・防犯</p> <p>2 市民の安全な暮らしを守るまちを実現する</p>	
		<p>高齢者福祉</p> <p>3 高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる環境をつくる</p>	
		<p>地域福祉</p> <p>4 地域が支え合う社会、誰もがともに暮らせる社会をつくる</p>	
		<p>健康・医療</p> <p>5 市民が健康に暮らせる環境をつくる</p>	
	 <p>施策大綱2 誰もが 学び、育む まちづくり</p>	<p>人権</p> <p>1 多様な市民の人権を尊重した社会をつくる</p>	
		<p>子育て支援</p> <p>2 安心して出産、子育てできるまちをつくる</p>	
		<p>学校教育</p> <p>3 健やかで「生きる力」を持った子どもが育つまちをつくる</p>	
		<p>社会教育</p> <p>4 市民一人ひとりが生涯学習やスポーツに参加しやすい環境をつくる</p>	
	 <p>施策大綱3 自然と調和した 快適に暮らせる まちづくり</p>	<p>自然と都市が共生した豊かな暮らし(生活基盤)</p>	<p>都市基盤</p> <p>1 自然と調和した快適な都市基盤をつくる</p>
		<p>道路交通</p> <p>2 地域を結ぶ安全・便利な道路交通ネットワークをつくる</p>	
		<p>生活環境</p> <p>3 安全で快適な生活環境をつくる</p>	
		<p>行財政</p> <p>4 市民目線に立った行政運営を推進する</p>	
	 <p>施策大綱4 自然の 豊かさを感じる まちづくり</p>	<p>持続可能な自然と発展する都市づくり(持続・発展)</p>	<p>自然環境</p> <p>1 豊かな自然環境を受け継ぎ、活かす社会をつくる</p>
		<p>環境保全</p> <p>2 環境に配慮した地域社会をつくる</p>	
		<p>農林業</p> <p>3 自然を活かした農林業を振興する</p>	
	 <p>施策大綱5 地域資源を活かした 活力あふれる まちづくり</p>	<p>商工業・観光</p> <p>1 地域の経済・雇用を支える産業を創出・育成する</p>	
		<p>文化・芸術</p> <p>2 歴史・文化・芸術を通じた多彩な交流を広げる</p>	
		<p>交流</p> <p>3 地域とつながりを築き、交流するまちをつくる</p>	

IV. 強靱化施策の取組方針

2. 個別施策分野ごとの推進方針

個別施策分野と、22のリスクシナリオごとの脆弱性評価結果に対して必要な施策との関連性を、以下のとおり取りまとめました。

本計画の成果指標は、那珂川市総合計画後期基本計画の成果指標のうち、国土強靱化に資する成果指標を活用して設定しています。

これにより、那珂川市総合計画後期基本計画の各施策を推進することで、市の強靱化を推進します。

また、その進捗状況を把握、検証することで、本計画の進捗管理を行うことが可能となることから、PDCAサイクル(Plan—Do—Check—Action)により進捗管理を行うことで、施策の確実な進捗を図るとともに、見直し・改善を行います。

IV. 強靱化施策の取組方針

那珂川市総合計画の施策と「起きてはならない最悪の事態」の関連				あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ		
基本施策		施策の概要		1-1	1-2	1-3
				大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の大規模な倒壊・火災による多数の死傷者の発生	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫など)等による多数の死傷者の発生
施策大綱1	コミュニティ	1	市民による地域力を発揮できる協働社会を推進する	(1) 市民参画の推進 (2) 多様な主体をつなぐ体制の整備 (3) 地域コミュニティの活性化		
	防災・防犯	2	市民の安全な暮らしを守るまちを実現する	(1) 消防体制の充実 (2) 防災体制の充実・強化 (3) 災害に備えた社会基盤の強靱化 (4) 防犯・交通安全対策の充実 (5) 消費者保護の推進	●	●
	高齢者福祉	3	高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる環境をつくる	(1) 健康づくり・介護予防の推進 (2) 社会参加・生きがいづくりの推進 (3) 安心の体制づくり		
	地域福祉	4	地域が支え合う社会、誰もがともに暮らせる社会をつくる	(1) 地域福祉の充実 (2) 障がいのある人への適正な福祉サービスの提供 (3) 障がいのある人の社会参加の促進 (4) 誰もが安全に暮らせるバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進		
	健康・医療	5	市民が健康に暮らせる環境をつくる	(1) 健康づくりの推進 (2) 医療体制の充実/感染症対策の推進 (3) 生活保障の充実 (4) 社会保障制度などの適正な運営		
施策大綱2	人権	1	多様な市民の人権を尊重した社会をつくる	(1) 人権・同和教育と啓発推進 (2) 実態的差別の解消 (3) 人権侵害への支援 (4) 男女共同参画意識・ダイバーシティ(多様性)の推進		
	子育て支援	2	安心して出産、子育てできるまちをつくる	(1) 子ども・子育て世帯への支援 (2) 保育サービスの充実 (3) 児童虐待の防止		
	学校教育	3	健やかで「生きる力」を持った子どもが育つまちをつくる	(1) 学校教育の充実 (2) 地域とともにある学校づくりの推進 (3) 教育環境の充実		
	社会教育	4	市民一人ひとりが生涯学習やスポーツに参加しやすい環境をつくる	(1) 社会教育の推進 (2) 生涯学習の推進 (3) スポーツの推進	●	●
施策大綱3	都市基盤	1	自然と調和した快適な都市基盤をつくる	(1) 賑わいのある都市空間の形成		
	道路交通	2	地域を結び安全・便利な道路交通ネットワークをつくる	(1) 道路などの整備 (2) 公共交通網の整備	●	●
	生活環境	3	安全で快適な生活環境をつくる	(1) 清潔な生活環境の形成 (2) 憩いと安らぎの場の確保 (3) 安全で快適な住環境の創出	●	
	行財政	4	市民目線に立った行政運営を推進する	(1) 効率的な行政運営の推進 (2) 健全な財政基盤の確立 (3) 情報ネットワークの適正な活用 (4) 広報活動の推進と広聴活動の充実 (5) 窓口サービスの充実 (6) 実効性の高い行政運営の推進		
施策大綱4	自然環境	1	豊かな自然環境を受け継ぎ、活かす社会をつくる	(1) 森林環境の保全 (2) 河川環境の生物多様性の保全		●
	環境保全	2	環境に配慮した地域社会をつくる	(1) 廃棄物の減量と4R活動の推進 (2) 環境の保全と公害対策		
	農林業	3	自然を活かした農林業を振興する	(1) 農業の振興 (2) 林業の振興		
施策大綱5	商工業・観光	1	地域の経済・雇用を支える産業を創出・育成する	(1) 商工業の活性化 (2) 新たな企業の育成支援 (3) 地域資源を活かした観光の開発		
	文化・芸術	2	歴史・文化・芸術を通じた多彩な交流を広げる	(1) 文化・芸術活動の充実 (2) 歴史遺産の保存とまちづくりへの活用		
	交流	3	地域とつながりを築き、交流するまちをつくる	(1) 農業体験などを起点とした市外からの交流促進 (2) 移住・定住の環境づくりの強化 (3) 幅広い人材の交流拡大によるまちづくりの活性化		

資料編 附属資料

- I. 那珂川市総合計画審議会
- II. 基本計画の指標(一覧)
- III. 語句解説集

I. 那珂川市総合計画審議会

(1) 委員名簿

令和7年11月14日現在

No.	区分	氏名	所属・役職
1	学識経験者	包清 博之	九州大学 名誉教授
2		田北 雅裕	九州大学大学院芸術工学研究院 准教授
3	関係団体	志水 真理恵	小・中学校PTA連絡協議会
4		池田 穂波	婦人会
5		河野 通博	社会福祉協議会
6		長田 友恵	民生委員児童委員連合協議会
7		工藤 昭男	商工会
8		飛永 洋輔	筑紫農業協同組合(筑紫農協那珂川支店)
9		添田 祐二	区長会
10		山崎 貴裕	区公民館連絡協議会
11	公募	熊谷 吉幸	
12		柴山 光生	
13		末吉 律子	
14		吉永 太二	

(2) 那珂川市総合計画審議会設置条例

(昭和45年12月26日条例第27号)

改正	昭和48年6月3日条例第11号 平成3年5月15日条例第28号 平成14年6月21日条例第23号(題名改正) 平成23年12月21日条例第30号 令和3年3月3日条例第1号	昭和59年3月19日条例第12号 平成11年10月1日条例第19号 平成18年12月27日条例第51号 平成30年6月27日条例第19号
----	----------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、那珂川市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための新たな基本構想及び基本計画の策定について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、16人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 4人
- (2) 関係団体等を代表する者 8人
- (3) 市民 4人

2 前項に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは委員の職を失うものとする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ成立しない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長がこれを決する。

(説明の要求)

第6条 会長が必要と認めるときは、会議に課長等の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、行政経営課において処理する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年6月3日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年6月1日から適用する。

附 則(昭和59年2月19日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年5月15日条例第28号)

この条例は、平成3年6月1日から施行する。

附 則(平成11年10月1日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年6月21日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年12月27日条例第51号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月21日条例第30号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月27日条例第19号)

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(令和3年3月3日条例第1号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

Ⅱ. 基本計画の指標(一覧)

◆ 施策大綱1 支え合い、安心して暮らせるまちづくり

基本 施策	施策	指標	基準値(R5)	目標値(R12)
1	1	ボランティア支援センターの年間イベント参加者数	162人	170人
	2	新たな市民活動支援メニューの利用団体数(累計)	-	5団体
	3	「地域コミュニティの活性化」に満足している市民の割合	3.04点	満足度平均以上
		市立公民館年間利用者数	52,691人	71,000人
2	1	消防団員数	230人	260人
	2	防災士の人数(累計)	167人	300人
		防災士向けセミナーの実施回数(累計)	1回	5回
	3	河川改修延長(累計)	-	150m
		防災重点ため池の健全度評価の実施数(累計)	18箇所	31箇所
		ため池改修工事の完了数	-	1箇所
	4	防犯カメラの設置方向数(累計)	60件	74件
5	消費生活の苦情相談年間件数	131件	150件	
3	1	介護サポーター登録者数(累計)	232人	300人
		後期高齢者健診受診率	19.2%	31.0%
	2	シルバー人材センター会員数	266人	300人
		シルバー人材センターの就業率(または65歳以上の有業率)	74.1%	75.0%
	3	認知症サポーター養成講座受講者数(累計)	716人	3,500人
		地域包括支援センターの認知度	58.7%	80.0%

◆ 施策大綱1 支え合い、安心して暮らせるまちづくり

基本 施策	施策	指標	基準値(R5)	目標値(R12)
4	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	就労定着支援決定者数	7人	24人
	4	-	-	-
5	1	自身の健康づくりに取り組んでいる人の割合	55.3%	70.0%
	2	麻しん風しん(MR)ワクチン第2期の接種率	91.4%	95.0%
	3	困りごと相談室の認知度	24.9%	50.0%
	4	国民健康保険税の収納率	94.0%	95.0%
		特定健診受診率	40.8%	60.0%

◆ 施策大綱2 誰もが学び、育むまちづくり

基本 施策	施策	指標	基準値(R5)	目標値(R12)
1	1	人権フェスタなかがわ参加者数	3,217人	4,000人
		各区公民館における人権問題研修会の実施区数	34区	37区
		人権教育推進状況調査の割合	100%	100%
	2	人権センター年間来館者数	20,309人	20,000人
	3	市民が利用する店舗など(民間事業所)や公共施設へのDVなど相談窓口に関するカードなどの設置か所数(累計)	643件	800件
	4	女性人材リストの登録者数(累計)	28人	30人
		市職員の監督職(係長職)以上に占める女性の割合	19.0%	30.0%

◆ 施策大綱2 誰もが学び、育むまちづくり

基本 施策	施策	指標	基準値(R5)	目標値(R12)
2	1	「子育てしやすい市」だと思える市民の割合	71.7%	90.0%
	2	保育待機児童数	0人	0人
	3	「こどもの権利条例」の認知度	-	70.0%
3	1	全国学力・学習状況調査結果(小学生・国語)	106点	全国平均 +5ポイント以上
		全国学力・学習状況調査結果(小学生・算数)	103点	全国平均 +2ポイント以上
		全国学力・学習状況調査結果(中学生・国語)	103点	全国平均 +4ポイント以上
		全国学力・学習状況調査結果(中学生・数学)	104点	全国平均 +6ポイント以上
		全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙結果(小学生・中学生)・ICTを活用した授業づくりの頻度	45.9%	100%
		全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙結果(小学生・中学生)・ICTを活用した授業への意欲	93.5%	100%
		学校栄養職員の配置数	-	10人
	2	拡大コミュニティ・スクールの実施件数	8件	9件
	3	バリアフリー化改修率(多目的トイレ整備率)	90.0%	100%
		教職員の年間年休取得日数	-	20日
4	1	地域学校協働本部の設置数	3校	10校
		家庭教育学級生数	62人	140人
	2	高砂大学受講者数	106人	210人
		図書館の年間利用者数	-	110,000人
	3	市内学校・社会体育施設年間利用者数	235,761人	260,000人

◆ 施策大綱3 自然と調和した快適に暮らせるまちづくり

基本 施策	施策	指標	基準値(R5)	目標値(R12)	
1	1	新市街地創出に向けた事業の着手件数及び土地利用規制の変更件数(累計)	2件	3件	
2	1	歩道のバリアフリー化整備延長距離(累計)	200m	650m	
	1	クリーンパートナー活動団体数(累計)	17団体	23団体	
	2	市公共交通年間利用者総数	252,302人	252,302人	
3	1	管路点検調査済率(1巡目)	32.0%	100%	
	2	整備した公園数(累計)	5公園	10公園	
		那珂川沿いの散策路の整備延長距離(累計)	0m	1,500m	
3	住宅の耐震化率	93.0%	100%		
4	1	市職員の外部研修年間受講者数	68人	93人	
		デジタル技術などを活用し業務を効率化した件数	2件	4件	
	2	ふるさと応援寄附収入額	508,507千円	1,000,000千円	
		堅実な基金運用	0.614%	1.0%	
		固定資産税の賦課に係る現地調査の年間実施回数	9回	9回	
			市税現年分の収納率	99.17%	99.0%
	3	マイナンバーカードを用いたオンライン手続きサービスの申請件数	448件	800件	
		情報リテラシーに関する市職員研修の年間実施回数	3回	3回	
	4		「広報活動の推進と広聴活動の充実」の満足度	3.01点	3.10点
			Instagramフォロワー数	1,000人	4,500人
		「市議会だより」閲読(毎回読んでいる)率	25.4%	60.0%	

◆ 施策大綱3 自然と調和した快適に暮らせるまちづくり

基本 施策	施策	指標	基準値(R5)	目標値(R12)
4	5	コンビニ交付利用率	29.4%	37.0%
	6	人事評価制度の適切な実施率	-	100%
		人事評価制度に対する職員の納得度	-	80.0%

◆ 施策大綱4 自然の豊かさを感じるまちづくり

基本 施策	施策	指標	基準値(R5)	目標値(R12)
1	1	那珂川水源地域整備の実施累計面積	166.82ha	186.18ha
	2	那珂川・梶原川清掃活動平均参加者数	-	920人
		自然観察会などの開催回数	5回	7回
2	1	1人が1日に出すごみの量	853.7g	843.37g
		年間リサイクル率	13.5%	20.54%
	2	那珂川市全体の二酸化炭素(CO2)年間排出量	-	105.0千t-CO2
3	1	担い手農家や新規就農者へ紹介できる農地の面積(累計)	4.1ha	5.5ha
		市内在住者のJA主催の農業塾入塾者数(累計)	3人	15人
	2	福岡県広域森林組合年間出荷量	1,663m ³	3,000m ³
		市の補助を受けて林業事業者が実施する利用間伐面積(累計)	52.9ha	181.08ha

◆ 施策大綱5 地域の資源を活かした活力あふれるまちづくり

基本 施策	施策	指標	基準値(R5)	目標値(R12)
1	1	商工会加入事業者数	1,127事業者	1,174事業者
	2	創業に係る年間相談者数	44事業者	85事業者
		創業塾の年間受講者数	16人	20人
	3	休日滞在人口率	90.0%	105.9%
		水源地域で開催されたイベントへの年間参加者数	596人	760人
		アクティビティの年間体験者数	164人	1,000人
		4者連携イベント及び吉野ヶ里町との共同開催イベントへの年間参加者数	130人	190人
2	1	「文化・芸術活動の充実」の満足度	3.05点	3.16点
	2	歴史体験学習などのイベントの年間参加者数	8,065人	8,391人
3	1	-	-	-
	2	移住促進イベントなどへの参加者数(オンライン含む) (累計)	41人	250人
		移住交流促進センターへの移住相談件数(累計)	79件	470件
3	博多南駅前ビルにおけるレンタルスペースの年間 利用者数	18,207人	20,168人	

Ⅲ. 語句解説集

■ 数字・アルファベット	
4R	Reduce(リデュース：ごみとなるものを減らす)、Reuse(リユース：資源を繰り返し使う)、Recycle(リサイクル：資源を再利用する)、Refuse(リフューズ：ごみとなるものの受け取りを断る)の4つの総称。
4者連携	那珂川市、佐賀県吉野ヶ里町、福岡市こども未来局、福岡市早良区の4者が令和4年3月13日に締結した連携協定。
AI	Artificial Intelligence の略称。人工知能の総称。
DID(人口集中地区)	人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区などが市区町村の境域内で互いに隣接していて、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域。
DV	Domestic Violenceの略称。配偶者やパートナーなど親密な関係にある男女間における暴力。
ICT	Information and Communication Technologyの略。情報コミュニケーション技術、情報通信技術と訳される。IT(Information Technology：情報技術)と同義。
IoT	Internet of Things の略称。様々なモノがインターネットに接続され、情報交換することにより、相互に制御する仕組みのこと。
PDCAサイクル	「Plan=計画」「Do=実行」「Check=評価」「Action=改善」の4つの段階を循環的に繰り返し行うことで、業務を継続的に改善する方法。
SDGs	Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。2015年の国連サミットにおいて採択されたもので、貧困や飢餓、さらには気候変動や平和など広範な分野にわたって17の目標が設定されている。
SNS	Social Networking Serviceの略。インターネット上で共通の趣味を持つ人達との交流を目的としたサービスの総称。
Society5.0 [ソサエティ5.0]	Society1.0(狩猟社会)、2.0(農耕社会)、3.0(工業社会)、4.0(情報社会)に続く新たな社会。AI、IoTなどの新たな技術により、これまでの社会の課題を解決する未来社会。
■ ア行	
アウトドアツーリズム	地域の自然環境を活用して、登山、サイクリング、キャンプなどのアウトドアアクティビティを楽しむ旅行。
アクティビティ	行動・活動。
イノベーション	新製品や新技術開発などの技術革新。
■ カ行	
海洋プラスチック問題	プラスチックごみが海洋汚染や生態系に影響を及ぼす問題。

■ 力行	
関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光にきた「交流人口」でもない、地域と地域の人々と多様に関わる人々のこと。
キャラバンメイト	認知症サポーター養成講座の講師役として、地域や関係機関と連携し認知症対策を支援する人。
キャリア教育	社会に出て、自分らしく充実した生活を送るために、今から必要な「生きる力」や「働く力」を身につけ、自分自身の成長を助けていくための教育。
グループウェア	企業などの組織内のコンピュータネットワークを活用した情報共有のためのシステム。
グローバル化	政治・経済、文化など、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を超え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。
経常収支比率	人件費、扶助費、公債費のように、毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源、減収補填債特例分、猶予特例債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。
合計特殊出生率	15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。
国土強靱化	「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた取組。
コミュニティ・スクール	学校運営協議会制度。学校と地域住民などが力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。
コワーキングスペース	サテライトオフィスの一形態。複数の企業がフリーアドレス形式で利用するオフィス。特に利用者間の連携・交流を促す特徴的な機能・空間などを有するオフィスあるいはスペースを「コワーキングスペース」という。
コンサルテーション	専門家による相談、助言。療育事業において、集団生活のなかで支援や配慮を行っている園児などについて、保育時間の観察・介入を通して特性理解や支援方法の助言を行う。
コンパクト+ネットワーク	国の新たな国土づくりの構想として、人口減少社会において、持続可能な都市機能を維持・確保していくために、都市機能や居住するエリアを集約し、公共交通機関などでつなぐ「コンパクト+ネットワーク」の形成を目指す都市。
コーディネーション	相談・協議。
■ サ行	
ジェネリック医薬品	製薬会社が開発した医薬品の特許が切れた後に、別のメーカーが同じ有効成分でつくる後発医薬品。開発経費のない分、価格は安く設定される。
自然動態	人口動態の要因のうち、出生数と死亡数の差による変化の状況をいう。
実質公債費比率	地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。
社会動態	人口動態の要因のうち、一定地域に流入してくる人口と流出していく人口の差による変化の状況をいう。

収益性の高い作物	面積当たりの収益が、主食用米などに比べて高く、付加価値が高いもの。
水源の涵養	森林において樹木、落ち葉、土壌などが降水を効果的に保持し、長期にわたり貯留・流下させることにより水源の枯渇を防ぐとともに河川流量を平準化すること。
スクールカウンセラー	学校に配置され、こどもの生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家。
スクールソーシャルワーカー	学校を拠点に、不登校や家庭内暴力など、こどもが抱える問題に対し、主に福祉的な視点から解決を図る専門家。
スケールメリット	事業や経済活動の規模を拡大することによって得られる利益や利点。
ストックマネジメント	既存の建築物(ストック)を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な管理手法。
生物多様性	動物や植物など様々な生物がお互いにつながり生態系が保たれていること。
セクシュアルマイノリティ	同性愛者や性同一性障害などの性的少数者のこと。
ソーシャルキャピタル	社会的な繋がり(ネットワーク)とそこから生まれる規範・信頼。
■ 夕行	
ダイバーシティ	多様性。計画では、性別や人種、年齢などの多様さを活かすこと。
脱炭素社会	温室効果ガスを排出しない社会で、環境負荷の少ない社会活動の目指す目標。
タブレット	画面を直接触って操作する、携帯できる情報端末。
多文化共生	文化や民族などの異なる人々が、それぞれの文化や価値観の違いを認め、同じ地域社会の一員として、ともに生きていこうとする考え方。
地域包括ケアシステム	地域の実情に応じて高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。
デジタル・ガバメント	電子自治体。
出前講座	自治体職員や企業などが地域に出向き、特定のテーマに基づく講義を行うこと。
デマンド交通	利用者の予約に応じて、あらかじめ決められた地域の範囲内で、運行ルートやスケジュールを柔軟に設定して運行する乗り合い型の交通システム。
テレワーク	情報通信技術(ICT)を活用した、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。Tele(離れて)Work(仕事)を組み合わせた造語。
トレッキング	登頂にこだわらず、山の中を歩くこと。

■ 八行	
働き方改革	一億総活躍社会実現に向けた、労働環境を大きく見直す取組のことを指し、働く人々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革。
バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味。もともと住宅建築用語で登場し、段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。
パンデミック	世界的な大流行。
ブランディング	商品やサービスの価値や魅力を高めること。本計画では市街地や地域の価値を高める意味。
フリーランス	実店舗がなく、雇人もいない自営業主又は一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る人。
フレイル予防	加齢に伴い、心と体の動きが弱くなり、心身の活力が低下した状態をフレイル(虚弱)と呼び、健康長寿延伸に向けてフレイルを予防すること。
■ マ行	
マッチング	異なったものを組み合わせること。照合すること。
■ ヤ行	
遊休農地	現在耕作されておらず、今後も耕作される見込みがない農地と、周辺の農地に比べて著しく利用の程度が劣っている農地のこと。
ユニバーサルデザイン	バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア(障壁)に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
■ ラ行	
ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。
リーフレット	1枚の紙を折って作成する印刷物。
■ ワ行	
ワーク・ライフ・バランス	「仕事」と育児や介護、趣味や地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方。
ワンヘルス	「人の健康」「動物の健康」「環境の健全性」を一つの健康と捉え、一体的に守っていくという考え方。



那珂川市総合計画

令和8年2月発行

編集 那珂川市 総務部 行政経営課
〒811-1292 福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号
TEL 092-953-2211 FAX 092-953-0688
<http://www.city.nakagawa.lg.jp/>